加茂市地域防災計画

（資料編）

令和５年７月修正

加茂市防災会議

目　　次

【加茂市地域防災計画（資料編）】

１　防災組織に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１－１　防災会議関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1-1　加茂市防災会議委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1-2　新潟県加茂市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1-1-3　加茂市防災会議運営規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
１－２　災害対策関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
1-2-1　新潟県加茂市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
1-2-2　加茂市災害対策本部業務規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
１－３　消防組織関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
1-3-1　消防機関の組織・体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
1-3-2　消防団管轄区域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１－４　関係機関別防災事務担当部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
1-4-1　関係機関別防災事務担当部署一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
１－５　自主防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
1-5-1　加茂市自主防災組織認定要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
1-5-2　加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・19
1-5-3　加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・29
２　災害危険区域等に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
２－１　注意すべき自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
2-1-1　土砂災害警戒区域一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
2-1-2　土石流発生危険渓流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
2-1-3　急傾斜地崩壊危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
2-1-4　地すべり危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
2-1-5　山地に起因する災害危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
2-1-6　浸水想定区域（想定最大規模）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
2-1-7　保安林指定箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
２－２　注意すべき社会条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
2-2-1　危険物施設数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
2-2-2　要配慮者利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
2-2-3　指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
３　防災施設等に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
３－１　水害関連施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
3-1-1　水防倉庫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
3-1-2　水害時排水施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102

３－２　地震災害関連施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
3-2-1　震度計設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
４　災害時緊急対応における資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
４－１　避難施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
4-1-1　避難施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
４－２　緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
4-2-1　市有自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
4-2-2　ヘリポート適地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
４－３　医療関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
4-3-1　医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
５　災害救助事務に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
５－１　災害救助関係条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
5-1-1　加茂市災害救助条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
5-1-2　加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123
5-1-3　加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
５－２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 早見表・・・・ 149
６　災害協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
災害協定締結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
６－１　地方公共団体との協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
6-1-1　災害時における相互応援に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
6-1-2　災害時における近隣市町村相互援助協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
6-1-3　新潟県防災行政無線の管理運営に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
6-1-4　新潟県被災者生活再建支援システムの維持管理費負担等に関する協定書・・・・・・161
6-1-5　大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書・・・・163
6-1-6　災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定・・・・・・・・・・・166
6-1-7　災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定・・・・・・・・・・・169
6-1-8　災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定・・・・・・・・・・・・・172
６－２　消防機関との協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
6-2-1　新潟県広域消防相互応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
6-2-2　県央消防応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
6-2-3　中部消防応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
6-2-4　加茂市・田上町消防衛生保育組合・五泉市消防相互応援協定書・・・・・・・・・・183
６－３　民間との協定（包括連携協定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・186
6-3-1　加茂市と加茂市内郵便局との包括的連携に関する協定書（加茂郵便局）・・・・・ 186
6-3-2　加茂市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に関する包括連携
協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
6-3-3　加茂市、新潟経営大学及び新潟中央短期大学の連携に関する協定書・・・・・・・・190
6-3-4　ＮＳＴ包括連携協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192

６－４　民間との協定（災害協定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
6-4-1　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書（東京電力株式会社（現・東京電力ホールディング株式会社））・・・・・・・・・・・194
6-4-2　災害時における応急対策に関する応援協定（加茂市建設業協会）・・・・・・・・・・198
6-4-3　災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定書（新潟県電気工事工業組合三条支部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
6-4-4　災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書（新潟県 LP ガス協会県央支部）・・・200
6-4-5　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（介護老人保健施設さくら苑）・・204
6-4-6　災害時における協力に関する協定書（NPO コメリ災害対策センター）・・・・・・・206
6-4-7　災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー(株)）・・・・・・・・・・・・・・・・・208
6-4-8　災害時の応援業務に関する協定書（新潟県測量設計業協会）・・・・・・・・・・・・210
6-4-9　災害時の応援業務に関する協定（新潟県農業土木技術協会）・・・・・・・・・・・・212
6-4-10 災害時における応急対策に関する応援協定（加茂市管工事業協同組合）・・・・・・214
6-4-11 災害時の協力に関する協定書（東北電力ﾈｯﾄﾜｰｸ(株)新潟県央電力ｾﾝﾀｰ）・・・・・・216
6-4-12 防災パートナーシップに関する協定（(株)新潟放送）・・・・・・・・・・・・・・・219
6-4-13 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（(株)アクティオ）・・・・・・221
6-4-14 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書（太陽工業(株)）・・・・・・・ 223
6-4-15 災害時における相互協力に関する基本協定（東日本電信電話(株)）・・・・・・・・ 225
6-4-16 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便(株)）・・・・ 227
6-4-17 災害時における法律相談業務に関する協定書（新潟県弁護士会）・・・・・・・・・ 230
6-4-18 災害時における登記相談業務に関する協定書（新潟県司法書士会）・・・・・・・・ 232
6-4-19 災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定書（社会福祉法人加茂福祉会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 234
７　その他・・・ 237
７－１　自衛隊派遣要請様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
7-1-1　自衛隊災害派遣要請依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
７－２　火災・災害等即報基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
7-2-1　消防庁への火災・災害等即報基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
7-2-2　消防庁への直接即報基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
７-３　消防防災航空隊出場要請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241

1　防災組織に関する資料

1-1　防災会議関係

1-1-1　加茂市防災会議委員

（令和５年７月１日現在）

号別	機　　関		役　職
会長	加茂市		市長
1	指定地方 行政機関	北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所	所長
		新潟地方気象台	台長
		陸上自衛隊第 30 普通科連隊	重迫撃砲中隊長
2	新潟県	三条地域振興局	局長
3	新潟県警察		加茂警察署長
4	加茂市		副市長
5	加茂市教育委員会		教育長
6	加茂市・田上町消防衛生保育組合		消防長
7	加茂市消防団		団長
8	指定公共 機関	東北電力ネットワーク株式会社 新潟県央電力センター	所長
		東日本電信電話株式会社 埼玉事業部新潟支店	支店長
		東日本旅客鉄道株式会社	燕三条駅長
		日本通運株式会社　三条支店	支店長
	指定地方 公共機関	北陸ガス株式会社　長岡供給センター	センター長
		えちご中越農業協同組合　加茂支店	支店長
		加茂郷土地改良区	理事長
		加茂市医師会	会長
		加茂市社会福祉協議会	会長
		加茂商工会議所	会頭
9	その他公共 的団体	加茂市議会	議長
		加茂市建設業協会	会長
		加茂市区長会	会長
		加茂市連合婦人会	会長
		加茂福祉会	理事長
		加茂市保健推進員会	会長
		加茂市民生委員・児童委員協議会	会長
		NPO 法人加茂市手をつなぐ育成会	理事長

1-1-2　新潟県加茂市防災会議条例

昭和38年４月１日条例第１号
改正　昭和45年６月25日条例第13号
改正　昭和46年３月30日条例第11号
改正　昭和48年６月30日条例第24号
改正　昭和63年12月26日条例第33号
改正　平成12年３月24日条例第18号
改正　平成24年10月２日条例第15号
改正　令和３年12月21日条例第24号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき加茂市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　加茂市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　水防法（昭和24年法律第193号）第33条第２項の規定に基づき、市長の諮問に応じて加茂市水防計画について調査審議するほか、水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市の職員のうちから市長が指名する者

(5)　市の教育委員会の教育長

(6)　加茂市・田上町消防衛生保育組合消防長

(7)　市の消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(9)　知識経験を有する者又は本市の地域において業務を行なう公共的団体の長若しくはその職員で市長が任命する者

６　前項の委員の定数は50人以内とする。

７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は２年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係公共機関の職員関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和38年４月１日から施行する。

附　則（昭和45年６月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年３月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年６月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年12月26日条例第33号）

この条例は、昭和64年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月24日条例第18号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月２日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年12月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-1-3　加茂市防災会議運営規定

昭和53年３月10日訓令第４号
改正　平成19年４月１日訓令第１号

（目的）

第１条　この規程は、加茂市防災会議条例（昭和38年条例第１号）第６条の規定に基づき、加茂市防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は年１回以上開催するものとし、会長が招集する。

２　会議の招集通知には、会議の日時、場所および付議すべき事項を記載するものとする。

（議長）

第３条　会長は会議の議長となる。

（議事）

第４条　議事は、出席委員の過半数で決する。

（説明聴取）

第５条　会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員、幹事その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

（特例）

第６条　会長は、会議が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

２　前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告しなければならない。

第７条　臨時急施を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

２　前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

（部会）

第８条　会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

（会議の記録）

第９条　会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

（会長代理）

第10条　会長に事故があるときは、副市長のうちから、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

（異動等の報告）

第11条　委員及び幹事は、異動が生じた場合は速やかに会長に報告しなければならない。

（庶務）

第12条　防災会議の庶務は、総務課において行う。

（公印）

第13条　会長の公印は、別記のとおりとする。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年４月１日訓令第１号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

（別記）

1-2　災害対策関係

1-2-1　新潟県加茂市災害対策本部条例

昭和38年４月１日条例第２号
改正　平成24年10月２日条例第16号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、加茂市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和38年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月２日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2-2　加茂市災害対策本部業務規程

昭和53年３月10日訓令第５号
改正　昭和58年１月20日訓令第２号
改正　平成元年２月１日訓令第14号
改正　平成19年４月１日訓令第１号

（目的）

第１条　この規程は、新潟県加茂市災害対策本部条例（昭和38年条例第２号。以下「条例」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部の組織及び会議）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）には、市長を充て、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）には副市長及び教育長をもって充てる。

２　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の者をもってあてる。

(1)　加茂市課長会議規程（昭和61年訓令第５号）に定める課長及び必要に応じて市の職員のうちから市長が指名する者

(2)　加茂市・田上町消防衛生組合消防長及び事務局長

３　本部長の下に本部員会議を置く。本部員会議は、本部長が招集し、副本部長及び本部員をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

４　本部に事務局、班を置き、事務局長には総務課長、班長には、第２項に定める本部員をもってあてる。

（業務分担）

第３条　本部に設置される事務局及び各班の所掌する事務は別に定める災害対策本部事務局分掌事務及び災害対策本部業務分担表によるものとする。

（任務）

第４条　事務局長は、本部長の指示により事務局員を指揮し、各班との連絡にあたり、災害記録の保持に努めるものとする。各班長は、本部長の指示により、部下職員の指揮監督にあたり、担当業務の状況を逐次事務局長を通じて本部長に報告する。

２　各班員は、班長の指示に従い担当業務を遂行するものとする。

（出動計画）

第５条　本部長は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、災害対策本部出動計画表により招集する。但し、災害の種別、規模等により出動人員を変更し、または、本部長において出動すべき班長及び人員を指定することができる。

（自主的出動）

第６条　班員は災害が発生し、被害が予想される場合は、自主的に登庁し、または現場に急行して、災害対策本部事務分担表に定める任務につくものとする。

２　前項により出動した場合は、電話または伝令をもって、事務局長を通じて本部長にその旨報告しなければならない。

（本部設置前の措置）

第７条　事務局長は、予警報等または、情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、別に定める加茂市防災本部設置要綱にもとづいて、次の事項について措置するものとする。

(1)　予警報、情報の収集及び連絡調整

(2)　人員配備の指示

(3)　各班との連絡調整

２　休日または、勤務時間外において警報又は異常な情報を受理した当直員は、別に定める通報連絡系統にもとづき直ちに事務局長に通報して指示を受けなければならない。

（被害状況の取扱い）

第８条　災害が発生したときは、各班長は、直ちに「新潟県被害状況調査要領」にもとづき被害状況を調査し事務局長を通じて本部長に報告しなければならない。

２　事務局長は、前項の被害状況をとりまとめて、県の防災主管課に報告するものとする。

（災害情報の取扱い）

第９条　災害が発生し、または、発生するおそれがある場合は、直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次県の防災主管課に報告するものとする。

２　事務局長は、災害に関する警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに住民その他関係機関に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対応してとるべき措置について周知しなければならない。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか、本部の運営その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年１月20日訓令第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年２月１日訓令第14号）

この規程は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成19年４月１日訓令第１号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

1-3　消防組織関係

1-3-1　消防機関の組織・体制

加茂地域消防本部・加茂地域消防署組織図（令和５年４月１日現在）

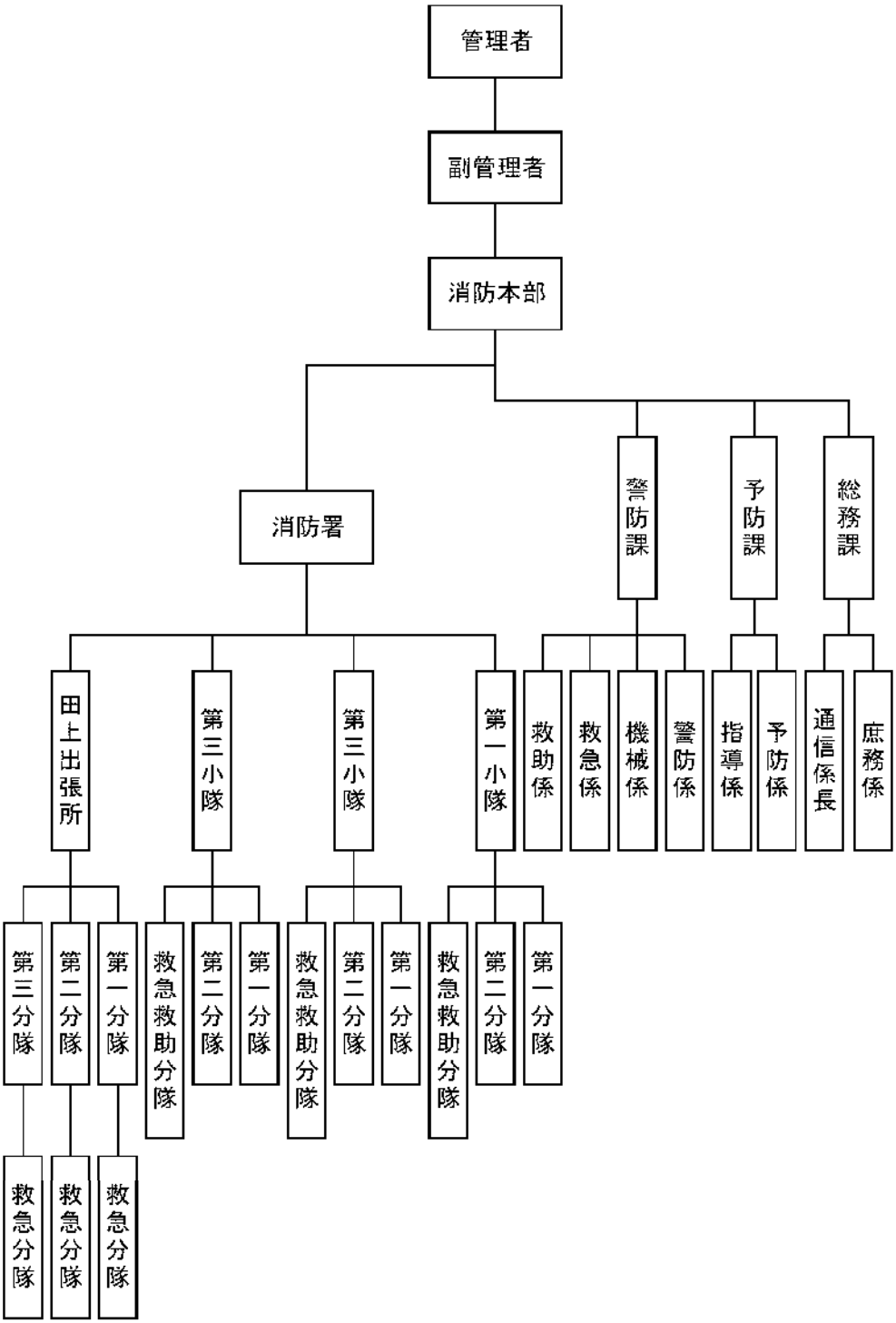

1-3-2　消防団管轄区域図

名称		管轄区域
加茂市 消防団 第１分団	第１部	第１区・第２区・上３区・桜沢
	第２部	秋房・若宮町１丁目・若宮町２丁目
	第３部	新町１丁目・新町２丁目
加茂市 消防団 第２分団	第１部	五番町・上町
	第２部	仲町・本町・駅前・穀町
	第３部	岡ノ町・松坂町・矢立
加茂市 消防団 第３分団	第１部	番田・寿町・旭町・大郷町１丁目・大郷町２丁目
	第２部	幸町１丁目・幸町２丁目・石川１丁目・石川２丁目・栄町・新栄町
	第３部	第23区
	第４部	第24区・第25区
加茂市 消防団 第４分団	第１部	八幡１丁目・八幡２丁目・八幡３丁目・上条・皆川・神明町１丁目
	第２部	神明町２丁目・青海町１丁目・青海町２丁目・千刈１丁目・千刈２丁目・千刈３丁目
	第３部	陣ケ峰・赤谷・学校町・希望ケ丘・都ケ丘
加茂市 消防団 第５分団	第１部	小橋１丁目・小橋２丁目・中村・柳町１丁目
	第２部	中興野・下興野・高須町１丁目・高須町２丁目・柳町２丁目・芝野・柳町
	第３部	旱田・上下条・長福寺
	第４部	下興屋向・上興屋向・横江
	第５部	福島
	第６部	天神林
加茂市 消防団 第６分団	第１部	黒水東・黒水北・黒水西・黒水中・黒水南・上黒水・長谷
	第２部	下大谷
	第３部	下土倉・上土倉
	第４部	下高柳・西山
	第５部	小乙・岩野

名称		管轄区域
加茂市 消防団 第６分団	第６部	上大谷・中大谷
	第７部	上高柳
加茂市 消防団 第７分団	第１部	五反田
	第２部	北潟
	第３部	後須田第１・後須田第２・後須田第３・後須田第４
	第４部	前須田・砂押新田
	第５部	上鵜森・中鵜森・下鵜森
	第６部	田中新田
女性広報分団		市内全域を管轄する

1-4　関係機関別防災事務担当部署

1-4-1　関係機関別防災事務担当部署一覧表

機　　関　　名	電話番号	所　在　地
新潟県防災局防災企画課	025-282-1606	新潟市中央区新光町 4-1
新潟県防災局危機対策課	025-282-1638	新潟市中央区新光町 4-1
三条地域振興局	0256-36-2302	三条市興野 1-13-45
加茂警察署	0256-52-0110	加茂市陣ケ峰 6-26
新潟地方気象台	025-281-5872	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館
北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	025-266-7131	新潟市中央区文京町 14-13
東日本旅客鉄道株式会社　加茂駅		加茂市駅前 1-1
東日本電信電話株式会社　新潟支店	025-227-6801	新潟市中央区東堀七番町 1017-1 NTT プラザ内
東北電力ネットワーク株式会社 新潟県央電力センター	0256-35-1059	三条市旭町 1-11-2
加茂郵便局	0256-52-0501	加茂市青海町 1-1-35
加茂郷土地改良区	0256-52-0407	加茂市大字加茂 2951-3
白根郷土地改良区	0256-372-1171	新潟市南区白根東町 1-4-36
三条土地改良区	0256-39-2233	三条市中新 30-60
北陸ガス株式会社　長岡供給センター	0258-39-9008	長岡市西神田町 2-1-2
日本通運㈱　三条支店	0256-45-5311	三条市猪子場新田 1072
中越運送㈱　加茂営業所	0256-52-1231	青海町 2-9-22
新潟運輸㈱　三条支店	0256-32-0131	三条市大字金子新田丙 625-7
新潟交通観光バス㈱　潟東営業所	0256-86-3355	新潟市西蒲区大原 338
越後交通㈱　三条営業所	0256-38-2215	三条市塚野目 2388-1
加茂市医師会	0256-52-2085	加茂市幸町 1-14-17
加茂商工会議所	0256-52-1740	加茂市幸町 2-2-4
加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667	加茂市幸町 2-3-5
加茂市建設業協会	0256-52-9512	加茂市幸町 1-14-29
えちご中越農業協同組合　加茂支店	0256-52-1300	加茂市新栄町 5-40

1-5　自主防災組織

1-5-1　加茂市自主防災組織認定要綱

令和２年 12 月１日施行

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の自主的な防災活動の推進を図るため、加茂市内の区を自主防災組織として認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「自主防災組織」とは、その地域の防災活動を行うため単一または複数の区が自主的に結成する組織であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1)　自主防災組織としての規約を制定していること。

(2)　自主防災組織としての組織を編成していること。

（認定の申請）

第３条　自主防災組織の認定を受けようとする者は、加茂市自主防災組織結成届（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　規約等の写し

(2)　役員名簿

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　現に地域の防災活動を行っている区については、活動内容の分かる書類を前項に掲げる書類に代えることができる。

３　前項の規定により申請した区は、認定後速やかに規約等を作成し、市長に提出しなければならない。

（認定）

第４条　市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、認定すべきものと認めたときは、加茂市自主防災組織認定書（様式第２号）を当該申請した者に交付するものとする。

（変更の届出）

第５条　自主防災組織の代表者は、前条の規定による認定を受けた後に、規約等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（解散の届出）

第６条　自主防災組織が解散したとき、若しくは自主防災組織が他の自主防災組織との合併等により組織が消滅したときは、速やかに加茂市自主防災組織解散届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第７条　市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当するときは、自主防災組織の認定を取り消すものとする。

(1)　前条の規定による解散の届出があったとき。

(2)　自主防災組織としての要件を欠くと認められるとき。

２　市長は、前項の規定により自主防災組織の認定を取り消したときは、加茂市自主防災組織認定取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（活動の報告）

第８条　自主防災組織の代表者は、毎年、別に定める加茂市自主防災組織チェックシートを市長に提出しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年 12 月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名

加茂市自主防災組織結成届

自主防災組織の認定を受けたいので、次のとおり加茂市自主防災組織認定要綱第３条の規定により関係書類を添えて提出します。

自主防災組織の名称	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	自宅電話 携帯電話

（添付書類）
１　規約等の写し
２　役員名簿
３　その他

様式第２号（第４条関係）

認定番号

加茂市自主防災組織認定書

自主防災組織の名称

加茂市自主防災組織認定要綱第４条の規定に基づき、上記組織を自主防災組織として認定します。

総　　第　　号
　　年　　月　　日

加茂市長

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名

加茂市自主防災組織解散届

自主防災組織を解散することにしましたので、加茂市自主防災組織認定要綱第６条の規定により届け出ます。

解散の年月日	年　　月　　日
自主防災組織の名称	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	
解散の理由	

様式第４号（第７条関係）

総　　第　　号

年　　月　　日

様

加茂市長

加茂市自主防災組織認定取消通知書

自主防災組織の認定を取り消しましたので、下記のとおり加茂市自主防災組織認定要綱第７条の規定により通知します。

記

認定を取り消した 自主防災組織の名称	
認定番号	
取消年月日	
取消理由	

1-5-2　加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱

令和３年　４月１日施行
令和４年　４月１日改正
令和４年 11 月１日改正

（趣旨）
第１条　この要綱は、地域の自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織が実施する防災活動事業に対し、加茂市自主防災組織活動事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱において、「自主防災組織」とは、加茂市自主防災組織認定要綱に基づき、市長が認定した団体をいう。

（補助対象事業及び補助対象経費）
第３条　補助対象事業及びその事業区分ごとの補助対象経費は、別表第１のとおりとする。

（補助金の額及び限度額）
第４条　補助金の額は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、その限度額は、別表第３に定めるとおりとする。
２　補助金の交付申請は、１年度につき１団体１回限りとする。

（交付の申請）
第５条　補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
⑴　事業計画書
⑵　見積書その他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

（補助金の交付の決定）
第６条　市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第７条　補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに加茂市自主防災組織活動事業補助金交付変更申請書（様式第３号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付額を決定し、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付変更決定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、事業が完了したときは、加茂市自主防災組織活動事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業報告書

⑵　領収書の写しその他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、加茂市自主防災組織活動事業補助金確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　補助金の交付は、前条の規定による補助金の額を確定した後に行うものとする。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、加茂市自主防災組織活動事業補助金請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補助対象事業		補助対象経費
防災資機材整備事業	情報収集伝達活動資機材	携帯用無線、メガホン、携帯用ラジオ、旗、腕章等の整備に要する経費
	消火活動資機材	消火器、防火衣、ヘルメット、水バケツ等の整備に要する経費
	水防活動資機材	土のう袋、ボート、防水シート、シャベル、救命胴衣等の整備に要する経費
	救出・救護活動資機材	テント、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、リヤカー、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド等の整備に要する経費
	生活維持活動資機材	給水タンク、緊急用ろ水装置、炊飯器等の整備に要する経費
	その他資機材	防災倉庫等、その他市長が必要と認める経費
防災訓練等事業	防災訓練活動	防災訓練の実施に要する経費
	防災研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費（飲食に要する経費を除く。）
	その他活動	市長が必要と認める経費
防災士資格の取得		特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士資格の取得にかかる経費

別表第２（第４条関係）

補助対象事業	補助金の額
防災資機材整備事業 防災訓練等事業	補助対象経費の２分の１に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
防災士資格の取得	1 人につき 50,000 円（資格の取得にかかる経費が 50,000 円を下回った場合は、かかった経費を上限とする。）

別表第３（第４条関係）

補助対象事業	自主防災組織構成 世帯数の区分	補助金の限度額
防災資機材整備事業 防災訓練等事業	99 世帯以下	30,000 円
	100 世帯以上 199 世帯以下	40,000 円
	200 世帯以上	50,000 円
防災士資格の取得		1 人につき 50,000 円

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名
代表者氏名
連　絡　先

加茂市自主防災組織活動事業補助金交付申請書

加茂市自主防災組織活動事業補助金の交付を受けたいので、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第５条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　世帯数　　世帯

３　補助事業に要する経費

区　分	事業費（円）	補助対象経費（円）	補助金申請額（円） （1,000 円未満切捨）
防災資機材整備事業			
防災訓練等事業			
防災士資格の取得			
計			

（添付書類）
⑴　事業計画書
⑵　見積書その他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

様式第２号（第６条関係）

総　　第　　号

年　　月　　日

様

加茂市長

加茂市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のありました加茂市自主防災組織活動事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名

連　絡　先

加茂市自主防災組織活動事業補助金交付変更申請書

加茂市自主防災組織活動事業補助金の交付決定額の変更について、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　変更申請額　　金　　円

（交付決定額　　円）

２　変更内容及び理由

（添付書類）

⑴　変更内容が確認できる書類

様式第４号（第７条関係）

総　　第　　号

年　　月　　日

様

加茂市長

加茂市自主防災組織活動事業補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日付で変更申請のありました加茂市自主防災組織活動事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　交付変更決定額　　金　　円

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名

連　絡　先

加茂市自主防災組織活動事業補助金実績報告書

年　　月　　日付加茂市自主防災組織活動事業補助金交付決定書に係る事業が完了したので、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり報告します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　完了年月日　　年　　月　　日

（添付書類）

⑴　事業報告書

⑵　領収書の写しその他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

様式第６号（第９条関係）

総　　第　　号

年　　月　　日

様

加茂市長

加茂市自主防災組織活動事業補助金確定通知書

年　　月　　日付で申請のありました加茂市自主防災組織活動事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　補助金確定額　　金　　円

様式第７号（第 10 条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名　　㊞

連　絡　先

加茂市自主防災組織活動事業補助金請求書

年　　月　　日付加茂市自主防災組織活動事業補助金確定通知書を受けた補助金について、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり補助金を請求します。なお、補助金については、次の口座に振り込んでください。

記

１　請求金額　　金　　円

２　振込口座

銀行・金庫・農協・組合		本店・支店
１ 普通　　２ 当座	口座番号	
口座名義	（フリガナ）	

1-5-3　加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱

令和４年　４月１日施行

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織が実施する資機材整備事業に対し、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「自主防災組織」とは、加茂市自主防災組織認定要綱に基づき、市長が認定した団体をいう。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第３条　補助対象事業及びその事業区分ごとの補助対象経費は、別表第１のとおりとする。

（補助金の額及び限度額）

第４条　補助金の額は、資機材整備事業の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、その限度額は、別表第２に定めるとおりとする。

２　補助金の交付申請は、自主防災組織に認定後、1 団体につき 1 回限りとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　見積書その他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

（補助金の交付の決定）

第６条　市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第７条　補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付変更申請書（様式第３号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付額を決定し、

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付変更決定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、事業が完了したときは、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業報告書

⑵　領収書の写しその他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　補助金の交付は、前条の規定による補助金の額を確定した後に行うものとする。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補助対象事業		補助対象経費
資機材整備事業	情報収集伝達活動資機材	携帯用無線、メガホン、携帯用ラジオ、旗、腕章等の整備に要する経費
	消火活動資機材	消火器、防火衣、ヘルメット、水バケツ等の整備に要する経費
	水防活動資機材	土のう袋、ボート、防水シート、シャベル、救命胴衣等の整備に要する経費
	救出・救護活動資機材	テント、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、リヤカー、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド等の整備に要する経費
	生活維持活動資機材	給水タンク、緊急用ろ水装置、炊飯器等の整備に要する経費
	その他資機材	防災倉庫、その他市長が必要と認める経費

別表第２（第４条関係）

補助対象事業	自主防災組織構成 世帯数の区分	補助金の限度額
資機材整備事業	99 世帯以下	100,000 円
	100 世帯以上 199 世帯以下	150,000 円
	200 世帯以上	200,000 円

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名

連　絡　先

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付申請書

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金の交付を受けたいので、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱第５条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　世帯数　　世帯

３　補助事業に要する経費

区　分	事業費（円）	補助対象経費（円）	補助金申請額（円） （1,000 円未満切捨）
資機材整備事業			

（添付書類）

⑴　事業計画書

⑵　見積書その他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

様式第２号（第６条関係）

総　　第　　号

年　　月　　日

様

加茂市長

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のありました加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名

連　絡　先

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付変更申請書

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金の交付決定額の変更について、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　変更申請額　　金　　円

（交付決定額　　円）

２　変更内容及び理由

（添付書類）

⑴　変更内容が確認できる書類

様式第４号（第７条関係）

総　　第　　号

年　　月　　日

様

加茂市長

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日付で変更申請のありました加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　交付変更決定額　　金　　円

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名

連　絡　先

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金実績報告書

年　　月　　日付加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付決定通知書に係る事業が完了したので、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり報告します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　完了年月日　　年　　月　　日

（添付書類）

⑴　事業報告書

⑵　領収書の写しその他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

様式第６号（第９条関係）

総　　第　　号

年　　月　　日

様

加茂市長

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金確定通知書

年　　月　　日付で申請のありました加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　補助金確定額　　金　　円

様式第７号（第 10 条関係）

年　　月　　日

加 茂 市 長　　様

団　体　名

代表者氏名　　㊞

連　絡　先

加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金請求書

　　年　　月　　日付加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金確定通知書を受けた補助金について、加茂市自主防災組織設立に係る資機材整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり補助金を請求します。なお、補助金については、次の口座に振り込んでください。

記

１　請求金額　　金　　円

２　振込口座

銀行・金庫・農協・組合		本店・支店
１ 普通　　２ 当座	口座番号	
口座名義	（フリガナ）	

２　災害危険区域等に関する資料

2-1　注意すべき自然条件

2-1-1　土砂災害警戒区域一覧

（令和５年６月１日現在）

番号	所在地 （字単位）	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
1	上土倉	上土倉	地滑り	2019 年 5 月 31 日	－
2	上土倉	上土倉(11)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
3	上土倉	上土倉(7)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
4	上土倉	上土倉(8)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
5	上土倉	上浦沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
6	上土倉	中島沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
7	上土倉	土倉	地滑り	2019 年 5 月 31 日	－
8	上土倉	藤沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
9	上大谷	エビヶ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
10	上大谷	エビヶ沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
11	上大谷	ナラ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
12	上大谷	上大谷(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
13	上大谷	上大谷(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
14	上大谷	上大谷(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
15	上大谷	上大谷(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
16	上大谷	平村沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
17	上大谷	惣ヶ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
18	上大谷	日渡沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
19	上大谷	真木ノ入沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
20	上大谷	鳥越沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
21	上条	上条	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
22	上条	上条(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
23	上条	上条(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
24	上条	大皆川(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
25	上条	大皆川(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
26	上条	大皆川(3)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
27	上条	大皆川(4)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
28	上条	大皆川(5)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
29	上条	小皆川(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
30	上条	小皆川(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
31	上条	新町(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
32	上条	若宮町(11)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
33	上条	若宮町(12)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
34	上条	若宮町(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
35	上条	若宮町(7)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
36	上条	若宮町(9)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
37	上条	赤谷(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
38	上条	長福寺(7)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
39	上条	鱈田沢	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
40	上条	鷲ヶ沢	土石流	2022 年 3 月 15 日	2022 年 3 月 15 日
41	上条	馬通沢(1)	土石流	2022 年 3 月 15 日	―
42	上条	馬通沢(2)	土石流	2022 年 3 月 15 日	2022 年 3 月 15 日
43	上条	馬通沢(3)	土石流	2022 年 3 月 15 日	2022 年 3 月 15 日
44	上高柳	上高柳(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
45	上高柳	上高柳(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
46	上高柳	上高柳(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
47	上高柳	上高柳(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
48	上高柳	寺ノ裏沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
49	上高柳	御所ノ平沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
50	下土倉	アクバ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
51	下土倉	セナミダ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
52	下土倉	上土倉(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
53	下土倉	上土倉(10)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
54	下土倉	下土倉(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
55	下土倉	下土倉(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
56	下土倉	下土倉(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
57	下土倉	中田沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
58	下土倉	梨の平沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
59	下大谷	下大谷(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
60	下大谷	下大谷(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
61	下大谷	下大谷(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
62	下大谷	下大谷(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	―
63	下大谷	下大谷(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
64	下大谷	下大谷(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
65	下大谷	下大谷(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
66	下大谷	大谷	地滑り	2019 年 5 月 31 日	―
67	下大谷	岩野沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
68	下大谷	日の沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
69	下大谷	熊ノ沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
70	下大谷	熊ノ沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
71	下大谷	虫谷	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
72	下大谷	裏ノ沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
73	下条	たいこ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
74	下条	つつみ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
75	下条	上下条(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
76	下条	上下条(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
77	下条	上下条(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
78	下条	上下条(7)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
79	下条	上興屋向	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
80	下条	上興屋向(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
81	下条	上興屋向(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
82	下条	下条(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
83	下条	下条(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
84	下条	下条(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
85	下条	下条(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
86	下条	下条(3)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
87	下条	下条(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
88	下条	下条(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
89	下条	下条(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
90	下条	下興屋向(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
91	下条	下興屋向(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
92	下条	下興屋向(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
93	下条	下興屋向(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
94	下条	下興屋向(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
95	下条	五百刈沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
96	下条	八幡田	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
97	下条	十万谷	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
98	下条	旱田	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
99	下条	東俣甲沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
100	下条	狼沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
101	下条	福島(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
102	下条	福島(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
103	下条	福島(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
104	下条	福島(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
105	下条	福島(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
106	下条	要害谷	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
107	下条	谷川	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
108	下条	長五郎沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
109	下条	長福寺(10)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
110	下条	長福寺(16)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
111	下条	長福寺(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
112	下条	長福寺(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
113	下条	長福寺(8)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
114	下条	下保内	地滑り	2022 年 3 月 15 日	―
115	下高柳	下高柳(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
116	下高柳	下高柳(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
117	下高柳	下高柳(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
118	下高柳	下高柳(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
119	下高柳	下高柳(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
120	中大谷	中大谷(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
121	中大谷	中大谷(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
122	中大谷	日渡沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
123	中大谷	桝沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
124	中大谷	蚊口太沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
125	中大谷	裏ノ沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
126	五番町	五番町(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
127	五番町	稲荷沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
128	仲町	仲町	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
129	仲町	金剛谷	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
130	八幡	八幡(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
131	八幡	八幡(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
132	八幡	八幡(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
133	八幡	八幡(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
134	八幡	御廟沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
135	八幡	御廟沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
136	八幡	雷沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
137	八幡	雷沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
138	加茂	五番町(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
139	加茂	五番町(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
140	加茂	仲町(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
141	加茂	加茂山公園	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
142	加茂	加茂山公園(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
143	加茂	新町(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
144	加茂	要害沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
145	加茂	金剛谷	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
146	学校町	学校町(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	―
147	学校町	学校町(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	―
148	宮寄上	キツネ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
149	宮寄上	三場沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
150	宮寄上	三場沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
151	宮寄上	宮寄上(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
152	宮寄上	宮寄上(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
153	宮寄上	宮寄上(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
154	宮寄上	宮寄上(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
155	宮寄上	宮寄上(3)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
156	宮寄上	宮寄上(4)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
157	宮寄上	宮寄上(5)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
158	宮寄上	宮寄上(6)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
159	宮寄上	岩野(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
160	宮寄上	岩野(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
161	宮寄上	岩野沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
162	宮寄上	岩野沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
163	宮寄上	檀沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
164	宮寄上	石動沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
165	希望ケ丘	希望ケ丘(1)	急傾斜地の崩壊	2022 年 3 月 15 日	2022 年 3 月 15 日
166	希望ケ丘	希望ケ丘(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
167	希望ケ丘	希望ケ丘-001	土石流	2022 年 3 月 15 日	2022 年 3 月 15 日
168	希望ケ丘	希望ケ丘-002	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
169	希望ケ丘	馬取沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
170	新町	七沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
171	新町	大沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
172	新町	小沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
173	新町	新町(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
174	新町	新町(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
175	松坂町	寺の沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
176	松坂町	松坂町	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
177	桜沢	桜沢	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
178	桜沢	桜沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
179	桜沢	桜沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
180	桜沢	桜沢(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
181	桜沢	桜沢(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
182	桜沢	桜沢(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
183	桜沢	桜沢(7)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
184	桜沢	梅沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
185	狭口	中ノ峯沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
186	狭口	乳倉子	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
187	狭口	乳倉子	地滑り	2019 年 5 月 31 日	―
188	狭口	乳倉子(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
189	狭口	伝平沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
190	狭口	元狭口(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
191	狭口	元狭口(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
192	狭口	元狭口(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
193	狭口	元狭口(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
194	狭口	元狭口(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
195	狭口	元狭口大門上沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
196	狭口	元狭口沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
197	狭口	大沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
198	狭口	大袋(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
199	狭口	大袋(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
200	狭口	大袋沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
201	狭口	大袋沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
202	狭口	天ヶ坂(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
203	狭口	小貫	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
204	狭口	小貫(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
205	狭口	山崎	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
206	狭口	山崎(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
207	狭口	嶽ノ平沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
208	狭口	新岡沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
209	狭口	桜沢(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
210	狭口	滝ノ入沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
211	狭口	滝ノ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
212	狭口	狭口(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
213	狭口	狭口(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
214	狭口	狭口(10)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
215	狭口	狭口(11)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
216	狭口	狭口(12)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
217	狭口	狭口(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
218	狭口	狭口(3)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
219	狭口	狭口(4)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
220	狭口	狭口(5)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
221	狭口	狭口(7)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
222	狭口	狭口(8)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
223	狭口	狭口(9)	土石流	2019 年 5 月 31 日	－
224	狭口	猿毛(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
225	狭口	猿毛(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
226	狭口	猿毛川	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
227	狭口	芦ノ出(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
228	狭口	芦ノ出(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
229	狭口	芦ノ出(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
230	狭口	芦ノ出(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
231	狭口	蛇ノヶ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
232	狭口	轟川	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
233	狭口	駒岡(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
234	狭口	駒岡沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
235	狭口	鰐ヶ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
236	皆川	皆川	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
237	矢立	小橋	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
238	神明町	木落場沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
239	神明町	神明町	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
240	神明町	開ノ前	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
241	秋房	堤沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
242	秋房	桜沢(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
243	秋房	秋房	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
244	秋房	秋房(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
245	若宮町	山沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
246	若宮町	根古屋	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
247	若宮町	若宮町(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
248	若宮町	若宮町(10)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
249	若宮町	若宮町(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
250	若宮町	若宮町(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
251	若宮町	若宮町(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
252	若宮町	若宮町(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
253	若宮町	若宮町(8)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
254	若宮町	鱈田沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
255	西山	歩長沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
256	西山	片切沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
257	西山	片切沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
258	西山	西山(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
259	西山	西山(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
260	西山	西山(10)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
261	西山	西山(12)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	―
262	西山	西山(13)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
263	西山	西山(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
264	西山	西山(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
265	西山	西山(3)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
266	西山	西山(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
267	西山	西山(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
268	西山	西山(7)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
269	西山	西山(8)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
270	西山	西山(9)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
271	西山	谷地沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
272	西山	釜入沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
273	赤谷	北山沢	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
274	赤谷	南山沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
275	赤谷	赤谷(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
276	赤谷	赤谷(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
277	赤谷	赤谷(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
278	赤谷	赤谷(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
279	赤谷	赤谷(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
280	赤谷	赤谷川	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
281	赤谷	都ヶ丘(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
282	都ケ丘	都ヶ丘(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
283	都ケ丘	都ヶ丘(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
284	長谷	宮ノ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
285	長谷	揩橋沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
286	長谷	長谷(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
287	長谷	長谷(5)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
288	長谷	長谷(7)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
289	長谷	長谷(8)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
290	長谷	長谷(9)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
291	陣ケ峰	陣ヶ峰(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
292	陣ケ峰	陣ヶ峰(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
293	黒水	元狭口(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
294	黒水	宮ノ沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
295	黒水	沢田沢(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
296	黒水	沢田沢(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
297	黒水	沢田沢(3)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
298	黒水	沢通り沢	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
299	黒水	黒水(1)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
300	黒水	黒水(1)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
301	黒水	黒水(10)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
302	黒水	黒水(2)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
303	黒水	黒水(2)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
304	黒水	黒水(3)	土石流	2019 年 5 月 31 日	―
305	黒水	黒水(3)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
306	黒水	黒水(4)	土石流	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
307	黒水	黒水(4)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
308	黒水	黒水(6)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
309	黒水	黒水(7)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日
310	黒水	黒水(8)	急傾斜地の崩壊	2019 年 5 月 31 日	2019 年 5 月 31 日

2-1-2　土石流発生危険渓流

(1)危険渓流Ⅰ

（令和３年１月 15 日現在）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
209-Ⅰ-001	信濃川	才歩川	馬取沢	上条　馬取沢	30	商業施設大 2，商業施設小 2，会社事務所小 1，その他の道 0.74
209-Ⅰ-002	信濃川	加茂川	赤谷川	上条　北山沢	133	商業施設大 2，商業施設小 11，会社事務所大 3，その他の道 1.49,県道加茂・停車場線 都道府県道 0.15
209-Ⅰ-003	信濃川	加茂川	南山沢	上条　南山沢	53	その他の道 0.55
209-Ⅰ-004	信濃川	大皆川	木落場沢	上条　木落場	0	県立加茂農林高等学校 教育施設 1
209-Ⅰ-005	信濃川	大皆川	大皆川	上条　館ノ腰	28	商業施設大 1，商業施設小 1，工場大 2，その他の道 2.1
209-Ⅰ-006	信濃川	小皆川	八幡三丁目沢	八幡三丁目	52	その他の道 0.88,八幡区民会館 集会施設 1
209-Ⅰ-007	信濃川	小皆川	御廟沢	上条　御廟沢	8	商業施設小 1，その他の道 0.59,西光寺 寺等 1
209-Ⅰ-008	信濃川	加茂川	駒岡沢	上条　駒岡	27	商業施設小 2，その他の道 0.77,駒岡区民会館 集会施設 1
209-Ⅰ-009	信濃川	小貫沢	新岡沢	狭口　新ヶ沢	5	その他の道 0.42
209-Ⅰ-010	信濃川	小貫川	小貫川	狭口　小貫	10	その他の道 0.9
209-Ⅰ-011	信濃川	加茂川	轟川	狭口　浦ノ山	5	商業施設小 2，その他の道 0.19
209-Ⅰ-012	信濃川	猿毛川	猿毛川	狭口　大沢	23	その他の道 0.9,猿毛公民館 集会施設 1,永明寺 寺等 1
209-Ⅰ-013	信濃川	猿毛川	嶽ノ平沢	狭口　嶽ノ平	15	その他の道 0.53
209-Ⅰ-014	信濃川	長谷川	宮ノ沢	黒水　小池	3	その他の道 0.2,黒水東区集会所 集会施設 1
209-Ⅰ-015	信濃川	長谷川	宮ノ沢	長谷　宮ノ浦	5	その他の道 0.25,国道 290 号線 国道 0.24
209-Ⅰ-016	信濃川	牧川	入山沢	下土倉　イハンガ沢	6	その他の道 0.1

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
209-Ⅰ-017	信濃川	大谷川	虫谷	下大谷　岩野	6	商業施設小 1，その他の道 0.02,県道出戸・村松線 都道府県道 0.11
209-Ⅰ-018	信濃川	大谷川	岩野沢	下大谷　岩野	8	その他の道 0.25,県道出戸・村松線 都道府県道 0.13
209-Ⅰ-019	信濃川	大谷川	裏ノ沢	下大谷　岩野	5	県道出戸・村松線 都道府県道 0.15
209-Ⅰ-020	信濃川	大谷川	日の沢	下大谷　下大谷	5	その他の道 0.07,県道出戸・村松線 都道府県道 0.17
209-Ⅰ-021	信濃川	大谷川	ナラ沢	上大谷　飯山	6	その他の道 0.11,県道出戸・村松線 都道府県道 0.08
209-Ⅰ-022	信濃川	大谷川	真木ノ入沢	上大谷　真木ノ入	6	その他の道 0.08,県道出戸・村松線 都道府県道 0.14
209-Ⅰ-023	信濃川	大谷川	平村沢	上大谷　鳥越	3	その他の道 0.05,県道出戸・村松線 都道府県道 0.11,上大谷集会所 集会施設 1
209-Ⅰ-024	信濃川	大谷川	エビヶ沢	上大谷　山本	6	その他の道 0.05,県道出戸・村松線 都道府県道 0.16
209-Ⅰ-025	信濃川	桝沢川	裏ノ沢	上大谷　山本	9	その他の道 0.34
209-Ⅰ-026	信濃川	大谷川	熊ノ沢	下大谷　熊ノ沢	1	その他の道 0.12,寶興寺 寺等 1
209-Ⅰ-027	信濃川	高柳川	寺ノ裏沢	上高柳　城山ノ下	1	その他の道 0.18,本都寺 寺等 1
209-Ⅰ-028	信濃川	高柳川	高柳川	上高柳　猿倉	6	その他の道 1.3
209-Ⅰ-029	信濃川	加茂川	三場沢	宮寄上　三場	7	商業施設小 1，その他の道 0.21,県道宮寄上・加茂線 都道府県道 0.09
209-Ⅰ-030	信濃川	小乙川	三場沢	宮寄上　三場	6	その他の道 0.09
209-Ⅰ-031	信濃川	小乙川	小乙川	宮寄上　三場	6	その他の道 0.5
209-Ⅰ-032	信濃川	加茂川	岩野沢	宮寄上　岩野	7	商業施設小 1，その他の道 0.24
209-Ⅰ-033	信濃川	加茂川	岩野沢	宮寄上　岩野	10	商業施設小 1，その他の道 0.27
209-Ⅰ-034	信濃川	加茂川	石動沢	宮寄上　岩野	12	その他の道 0.47
209-Ⅰ-035	信濃川	加茂川	檀沢	宮寄上　岩野	6	その他の道 0.17,県道宮寄上・加茂線 都道府県道 0.12

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
209-Ⅰ-036	信濃川	加茂川	加茂川	宮寄上　大俣	6	商業施設大 1，工場大 1，その他の道 1.1,県道宮寄上・加茂線 都道府県道 0.98,加茂市宮寄上浄水場 その他の建物 1
209-Ⅰ-037	信濃川	小俣川	小俣川	宮寄上　小俣	7	商業施設小 1，その他の道 1.5,県道宮寄上・加茂線 都道府県道 0.23
209-Ⅰ-038	信濃川	西山川	谷地沢	西山　大棚屋	6	その他の道 0.31,国道 290 号線 国道 0.07
209-Ⅰ-039	信濃川	西山川	釜入沢	西山　釜ノ入	5	その他の道 0.29,国道 290 号線 国道 0.11
209-Ⅰ-040	信濃川	西山川	乙沢	西山　乙沢	10	その他の道 0.05,国道 290 号線 国道 0.08
209-Ⅰ-041	信濃川	西山川	歩長沢	西山　歩長沢	7	その他の道 0.04
209-Ⅰ-042	信濃川	西山川	沢通り沢	黒水　沢通	5	その他の道 0.08
209-Ⅰ-043	信濃川	西山川	沢田沢	黒水　沢田	5	その他の道 0.14
209-Ⅰ-044	信濃川	西山川	沢田沢	黒水　沢田	3	その他の道 0.22,上黒水集落開発センタ 集会施設 1
209-Ⅰ-045	信濃川	西山川	沢田沢	黒水　沢田	4	商業施設小 1，その他の道 0.24,上黒水集落開発センタ 集会施設 1
209-Ⅰ-046	信濃川	加茂川	元狭口大門上沢	狭口　元狭口大門上	2	工場小 1，その他の道 0.15,金泉寺寺等 1
209-Ⅰ-047	信濃川	加茂川	蛇ノケ沢	狭口　芦ノ出	4	商業施設大 1，その他の道 0.42,芦之出集落開発センター集会施設 1
209-Ⅰ-048	信濃川	加茂川	滝ノ沢	狭口　芦ノ出	5	その他の道 0.3
209-Ⅰ-049	信濃川	加茂川	中ノ峯沢	狭口　中ノ峯	8	商業施設小 1，工場大 2，その他の道 0.08,県道長岡・栃尾・巻線 都道府県道 0.15
209-Ⅰ-050	信濃川	加茂川	大袋沢	狭口　大袋	16	商業施設小 1，会社事務所大 3，その他の道 0.52,県道長岡・栃尾・巻線 都道府県道 0.19

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
209-Ⅰ-051	信濃川	加茂川	大袋沢	狭口　大袋	16	商業施設小 1，会社事務所大 3，その他の道 0.49,県道長岡・栃尾・巻線 都道府県道 0.19
209-Ⅰ-052	信濃川	加茂川	桜沢	狭口　桜沢	14	会社事務所大 1，会社事務所小 1，工場大 1，その他の道 0.22,県道長岡・栃尾・巻線 都道府県道 0.16
209-Ⅰ-053	信濃川	加茂川	桜沢	狭口　長嶺	38	商業施設小 1，工場大 1，その他の道 0.7,県道長岡・栃尾・巻線 都道府県道 0.15
209-Ⅰ-054	信濃川	加茂川	梅沢	狭口　桜沢	8	その他の道 0.13
209-Ⅰ-055	信濃川	加茂川	山伏沢	狭口　山伏沢	11	会社事務所大 1，工場大 2，その他の道 0.22
209-Ⅰ-056	信濃川	加茂川	堤沢	狭口　秋房	15	その他の道 0.18,秋房区民会館 集会施設 1
209-Ⅰ-057	信濃川	加茂川	鱈田沢	上条　鱈田沢	5	商業施設大 1，その他の道 0.28,県道天神林・上条線 都道府県道 0.14
209-Ⅰ-058	信濃川	加茂川	山沢	上条　鱈田沢	12	商業施設大 1，その他の道 0.21,県道天神林・上条線 都道府県道 0.23
209-Ⅰ-059	信濃川	加茂川	小沢	上条　新町二	8	商業施設小 1，その他の道 0.15
209-Ⅰ-060	信濃川	加茂川	七沢	上条　七沢	27	その他の道 0.55,新町 1-区民会館 集会施設 1
209-Ⅰ-061	信濃川	加茂川	大沢	上条　新町一	28	その他の道 0.5,新町 1-区民会館 集会施設 1
209-Ⅰ-062	信濃川	加茂川	要害沢	上条　五番町	22	会社事務所大 1，その他の道 0.48,新町 1-区民会館 集会施設 1
209-Ⅰ-063	信濃川	加茂川	稲荷沢	上条　五番町	30	商業施設大 1，商業施設小 1，その他の道 0.42,

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
209-Ⅰ-064	信濃川	加茂川	金剛谷	加茂　宮山	103	商業施設大 31, 商業施設小 8, 会社事務所大 10, 会社事務所小 1, 工場大 1, その他の道 0.4,県道長岡・栃尾・巻線 都道府県道 0.18,,菊屋旅館 宿泊施設 1
209-Ⅰ-065	信濃川	加茂川	寺の沢	加茂　松坂	51	商業施設小 12, その他の道 0.34, 大昌寺 寺等 1,
209-Ⅰ-066	信濃川	下条川	八幡田	下条　上下条	15	その他の道 0.26, 県道天神林・上条線 都道府県道 0.13,上下条区民会館 集会施設 1
209-Ⅰ-067	信濃川	下条川	狼沢	下条　上下条	27	会社事務所小 1, その他の道 0.38, 県道天神林・上条線 都道府県道 0.13
209-Ⅰ-068	信濃川	下条川	五百刈沢	下条　上下条	8	会社事務所小 1, その他の道 0.06, 県道天神林・上条線 都道府県道 0.08
209-Ⅰ-069	信濃川	下条川	五百刈沢	下条　五百刈	5	その他の道 0.43, 県道天神林・上条線 都道府県道 0.14
209-Ⅰ-070	信濃川	下条川	つつみ沢	下条　興野向	67	商業施設小 2, その他の道 1.33

(2)危険渓流Ⅱ

（令和３年１月 15 日現在）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
209-Ⅱ-001	信濃川	小皆川	小皆川	上条　小皆川	2	会社事務所大 1, その他の道 0.85
209-Ⅱ-002	信濃川	小貫川	伝平沢	狭口　乳倉子	4	商業施設小 2, その他の道 0.12
209-Ⅱ-003	信濃川	小貫川	大沢	狭口　乳倉子	2	その他の道 0.15
209-Ⅱ-004	信濃川	長谷川	揩橋沢	長谷　揩橋	2	その他の道 0.07, 国道 290 号線 国道 0.11
209-Ⅱ-005	信濃川	牧川	中田沢	下土倉　中田	1	
209-Ⅱ-006	信濃川	牧川	セナミダ沢	下土倉　セナミ田	4	その他の道 0.31
209-Ⅱ-007	信濃川	牧川	アクバ沢	下土倉　アクバ	3	その他の道 0.07, 国道 290 号線 国道 0.04
209-Ⅱ-008	信濃川	牧川	上浦沢	上土倉　上浦	2	その他の道 0.11
209-Ⅱ-009	信濃川	牧川	中島沢	上土倉　入山	3	その他の道 0.17
209-Ⅱ-010	信濃川	牧川	藤沢	上土倉　セリ沢	3	その他の道 0.11
209-Ⅱ-011	信濃川	牧川	梨の平沢	下土倉　アクバ	3	その他の道 0.15
209-Ⅱ-012	信濃川	大谷川	日渡沢	中大谷　日渡	3	商業施設小 1, その他の道 0.08, 県道出戸・村松線 都道府県道 0.07
209-Ⅱ-013	信濃川	大谷川	日渡沢	中大谷　日渡	1	その他の道 0.12
209-Ⅱ-014	信濃川	大谷川	真木ノ入沢	上大谷　真木ノ入	3	その他の道 0.04, 県道出戸・村松線 都道府県道 0.02
209-Ⅱ-015	信濃川	大谷川	鳥越沢	上大谷　鳥越	3	県道出戸・村松線 都道府県道 0.09
209-Ⅱ-016	信濃川	大谷川	惣ヶ沢	上大谷　鳥越	3	県道出戸・村松線 都道府県道 0.1
209-Ⅱ-017	信濃川	大谷川	蚊口太沢	中大谷　蚊口太	1	その他の道 0.14
209-Ⅱ-018	信濃川	桝沢川	桝沢川	中大谷　桝沢	3	その他の道 1.7
209-Ⅱ-019	信濃川	桝沢川	桝沢	中大谷　桝沢	1	その他の道 0.11
209-Ⅱ-020	信濃川	大谷川	熊ノ沢	下大谷　熊ノ沢	2	その他の道 0.09
209-Ⅱ-021	信濃川	高柳川	御所ノ平沢	上高柳　御所ノ平	4	その他の道 0.16
209-Ⅱ-022	信濃川	小乙川	キツネ沢	宮寄上　三場	4	その他の道 0.28
209-Ⅱ-023	信濃川	西山川	片切沢	西山　片切沢	2	その他の道 0.06
209-Ⅱ-024	信濃川	西山川	片切沢	西山　片切沢	1	その他の道 0.1

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
209-Ⅱ-025	信濃川	加茂川	丸山沢	黒水　丸山	2	
209-Ⅱ-026	信濃川	加茂川	滝ノ入沢	狭口　差合	1	その他の道 0.05
209-Ⅱ-027	信濃川	加茂川	元狭口沢	狭口　元狭口	4	その他の道 0.07
209-Ⅱ-028	信濃川	加茂川	鰐ヶ沢	鰐ヶ沢	2	その他の道 0.16
209-Ⅱ-029	信濃川	下条川	要害谷	下条　要害谷	2	その他の道 0.01, 県道天神林・上条線 都道府県道 0.04
209-Ⅱ-030	信濃川	下条川	東俣甲沢	上条　東俣甲	3	その他の道 0.07, 県道天神林・上条線 都道府県道 0.11
209-Ⅱ-031	信濃川	下条川	長五郎沢	上条　東俣甲	4	会社事務所小 1, その他の道 0.18, 県道天神林・上条線 都道府県道 0.13
209-Ⅱ-032	信濃川	下条川	たいこ沢	上条　東俣甲	2	その他の道 0.08, 県道天神林・上条線 都道府県道 0.1
209-Ⅱ-033	信濃川	下条川	谷川	下条　嶌之浦	2	その他の道 0.17
209-Ⅱ-034	信濃川	下条川	天ヶ沢	下条　天ヶ沢	3	その他の道 0.17
209-Ⅱ-035	信濃川	下条川	十万谷	下条　十万谷	3	会社事務所大 1, 工場大 1, その他の道 0.04

(3)危険渓流に準ずる渓流

（令和３年１月 15 日現在）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
209-J-001	信濃川	加茂大平川	桧田沢	下条　桧田	0	その他の道 0.14
209-J-002	信濃川	下条川	小山谷沢	下条　小山谷	0	その他の道 0.25
209-J-003	信濃川	下条川	小山谷沢	下条　小山谷	0	その他の道 0.12

2-1-3　急傾斜地崩壊危険箇所

(1)自然斜面

（令和３年１月 15 日現在）

箇所番号	位置		箇所名（区域名）	保全対象	
	大字	字		人家戸数	公共施設等
Ⅰ-209.001 (0448)	陣ヶ峰		陣ヶ峰	5	市道 35
Ⅰ-209.002 (0449)	下条	導城	上興屋向	13	市道 100，公園１
Ⅰ-209.003 (0450)	上条	根古屋	根古屋	30	保育園１，公民館１
Ⅰ-209.004 (0451)	上条	鱈田沢	鱈田沢	5	ポンプ場１
Ⅰ-209.005 (0452)	狭口	西之平	山崎	11	保育園１，集会所,市道 170
Ⅰ-209.006 (0453)	加茂	金剛谷	金剛谷	58	寺１，市道 300
Ⅰ-209.007 (0454)	狭口	桜沢	桜沢	41	市道 350
Ⅰ-209.008 (0455)	上条	北山沢	北山沢	13	市道 150
Ⅰ-209.009 (0456)	上条	前山	皆川	10	市道 150
Ⅰ-209.010 (1867)	陣ヶ峰		陣ヶ峰－２	3	保育園１，市道 75
Ⅰ-209.011 (1868)	都ヶ丘		都ヶ丘(1)	14	
Ⅰ-209.012 (1869)	赤谷		赤谷(1)	6	
Ⅰ-209.013 (1870)	赤谷		赤谷(5)	7	
Ⅰ-209.014 (1871)	神明町	１丁目	神明町	0	学校１
Ⅰ-209.015 (1872)	八幡	３丁目	八幡(2)	51	
Ⅰ-209.016 (1873)	若宮町	２丁目	若宮町(2)	11	
Ⅰ-209.017 (1874)	若宮町	１丁目	若宮町(3)	6	
Ⅰ-209.018 (1875)	若宮町	１丁目	若宮町(4)	1	寺１
Ⅰ-209.019 (1876)	新町	１丁目	新町(3)	20	集会所１
Ⅰ-209.020 (1877)	新町	１丁目	新町(4)	9	
Ⅰ-209.021 (1878)	新町	１丁目	新町(1)	19	集会所１，市道 140
Ⅰ-209.022 (1879)	五番町		五番町(1)	15	保育園１，寺１
Ⅰ-209.023 (1880)	五番町		五番町(2)	24	市道 185
Ⅰ-209.024 (1881)	五番町		五番町(3)	1	寺１
Ⅰ-209.025 (1882)	仲町		仲町	11	
Ⅰ-209.026 (1883)	加茂		加茂山公園	1	神社１
Ⅰ-209.027 (1884)	小橋	２丁目	小橋	13	市道 120
Ⅰ-209.028 (1885)	八幡	３丁目	八幡(4)	15	
Ⅰ-209.029 (1886)	狭口	天ヶ坂	天ヶ坂(2)	12	集会所１，市道 55
Ⅰ-209.030 (1887)	狭口	駒岡	駒岡(1)	1	集会所１
Ⅰ-209.031 (1888)	狭口	乳倉子	乳倉子	5	
Ⅰ-209.032 (1889)	狭口	乳倉子	乳倉子(2)	7	
Ⅰ-209.033 (1890)	狭口	小貫	小貫	5	市道 160
Ⅰ-209.034 (1891)	桜沢		桜沢(5)	5	
Ⅰ-209.035 (1892)	秋房		秋房	7	市道 80
Ⅰ-209.036 (1893)	秋房		秋房(2)	12	集会所１
Ⅰ-209.037 (1894)	下条	下興屋向	下興屋向(4)	6	
Ⅰ-209.038 (1895)	下条	上興屋向	上興屋向(2)	11	
Ⅰ-209.039 (1896)	下条	上興屋向	上興屋向(3)	11	
Ⅰ-209.040 (1897)	下条	旱田	旱田	6	河川 70
Ⅰ-209.041 (1898)	下条	長福寺	長福寺(8)	0	集会所１
Ⅰ-209.042 (1899)	下条	上下条	上下条(4)	5	市道 70
Ⅰ-209.043 (1900)	下条	上下条	上下条(5)	5	
Ⅰ-209.044 (1901)	若宮町	２丁目	若宮町(5)	11	
Ⅰ-209.045 (1902)	若宮町	２丁目	若宮町(6)	12	
Ⅰ-209.046 (1903)	若宮町	２丁目	若宮町(7)	5	
Ⅰ-209.047 (1904)	狭口	元狭口	元狭口(6)	2	寺１
Ⅰ-209.048 (1905)	長谷		長谷(7)	7	国道 130

箇所番号	位置		箇所名（区域名）	保全対象	
	大字	字		人家戸数	公共施設等
Ⅰ-209.049（1906）	下土倉		下土倉(4)	3	寺１
Ⅰ-209.050（1907）	黒水		黒水(1)	5	河川 100
Ⅰ-209.051（1908）	黒水		黒水(2)	6	市道 170
Ⅰ-209.052（1909）	下高柳		下高柳(1)	0	学校２
Ⅰ-209.053（1910）	下大谷		下大谷(2)	1	寺１
Ⅰ-209.054（1911）	宮寄上	岩野	岩野(1)	1	寺１
Ⅰ-209.055（1912）	宮寄上	岩野	岩野(2)	6	
Ⅰ-209.056（1913）	黒水		黒水(4)	0	集会所１
Ⅰ-209.057（1914）	下高柳		下高柳(3)	0	森林組合１
Ⅰ-209.058（1915）	狭口	猿毛	猿毛(6)	2	寺１
Ⅰ-209.059（1916）	陣ヶ峰		陣ヶ峰(3)	10	
Ⅰ-209.060（1917）	都ヶ丘		都ヶ丘(2)	6	水道管理棟１
Ⅰ-209.061（1918）	狭口	小貫	小貫(2)	5	
Ⅰ-209.062（1919）	黒水	西区	黒水(3)	5	市道 175
Ⅰ-209.063（0457）	上条	開ノ前	開ノ前	22	市道 70
Ⅰ-209.064（1920）	狭口	桜沢	桜沢(7)	41	市道 310
Ⅱ-209.001（2523）	希望ヶ丘		希望ヶ丘(1)	3	
Ⅱ-209.002（2524）	赤谷		赤谷(2)	1	
Ⅱ-209.003（2525）	赤谷		赤谷(3)	3	
Ⅱ-209.004（2526）	上条		上条	2	市道 35
Ⅱ-209.005（2527）	若宮町		若宮町(1)	2	市道 35
Ⅱ-209.006（2528）	仲町		仲町	1	
Ⅱ-209.007（2529）	加茂		加茂山公園	1	
Ⅱ-209.008（2530）	八幡	３丁目	八幡(1)	1	
Ⅱ-209.009（2531）	八幡	１丁目	八幡(3)	1	
Ⅱ-209.010（2532）	狭口	駒岡	駒岡(2)	1	
Ⅱ-209.011（2533）	桜沢		桜沢(2)	1	
Ⅱ-209.012（2534）	桜沢		桜沢(3)	4	
Ⅱ-209.013（2535）	桜沢		桜沢(4)	3	
Ⅱ-209.014（2536）	下条	下興屋向	下興屋向(1)	3	
Ⅱ-209.015（2537）	下条	福島	福島(2)	1	
Ⅱ-209.016（2538）	下条	福島	福島(3)	1	
Ⅱ-209.017（2539）	下条	福島	福島(4)	2	
Ⅱ-209.018（2540）	下条	福島	福島(5)	1	市道 110
Ⅱ-209.019（2541）	下条	福島	福島(6)	1	
Ⅱ-209.020（2542）	下条	下興屋向	下興屋向(3)	1	
Ⅱ-209.021（2543）	下条	下興屋向	下興屋向(6)	2	
Ⅱ-209.022（2544）	下条	長福寺	長福寺(4)	1	
Ⅱ-209.023（2545）	下条	長福寺	長福寺(5)	1	県道 70
Ⅱ-209.024（2546）	下条	長福寺	長福寺(6)	1	
Ⅱ-209.025（2547）	下条	長福寺	長福寺(7)	2	
Ⅱ-209.026（2548）	下条	上下条	上下条(3)	3	
Ⅱ-209.027（2549）	狭口	大袋	大袋(1)	4	
Ⅱ-209.028（2550）	狭口	大袋	大袋(2)	1	
Ⅱ-209.029（2551）	狭口	芦ノ出	芦ノ出(1)	1	
Ⅱ-209.030（2552）	狭口	芦ノ出	芦ノ出(2)	2	河川 60
Ⅱ-209.031（2553）	狭口	芦ノ出	芦ノ出(3)	2	国道 25
Ⅱ-209.032（2554）	狭口	芦ノ出	芦ノ出(4)	1	市道 40
Ⅱ-209.033（2555）	狭口	元狭口	元狭口(1)	2	市道 70
Ⅱ-209.034（2556）	狭口	元狭口	元狭口(2)	3	

箇所番号	位置		箇所名（区域名）	保全対象	
	大字	字		人家戸数	公共施設等
Ⅱ-209.035（2557）	狭口	元狭口	元狭口(5)	2	河川 20
Ⅱ-209.036（2558）	狭口	猿毛	猿毛(1)	1	
Ⅱ-209.037（2559）	狭口	猿毛	猿毛(2)	1	
Ⅱ-209.038（2560）	狭口	猿毛	猿毛(3)	1	
Ⅱ-209.039（2561）	狭口	元狭口	元狭口(3)	1	国道 90
Ⅱ-209.040（2562）	下大谷		下大谷(1)	1	
Ⅱ-209.041（2563）	長谷		長谷(1)	1	国道 70
Ⅱ-209.042（2564）	長谷		長谷(2)	2	
Ⅱ-209.043（2565）	長谷		長谷(3)	1	
Ⅱ-209.044（2566）	長谷		長谷(5)	1	
Ⅱ-209.045（2567）	下土倉		下土倉(2)	1	
Ⅱ-209.046（2568）	下土倉		下土倉(3)	2	
Ⅱ-209.047（2569）	上土倉		上土倉(1)	1	
Ⅱ-209.048（2570）	上土倉		上土倉(2)	2	
Ⅱ-209.049（2571）	上土倉		上土倉(3)	1	
Ⅱ-209.050（2572）	上土倉		上土倉(4)	1	
Ⅱ-209.051（2573）	上土倉		上土倉(6)	1	
Ⅱ-209.052（2574）	上土倉		上土倉(7)	1	
Ⅱ-209.053（2575）	上土倉		上土倉(8)	1	
Ⅱ-209.054（2576）	黒水	上黒水	黒水(6)	1	市道 30
Ⅱ-209.055（2577）	黒水	上黒水	黒水(7)	1	市道 30
Ⅱ-209.056（2578）	黒水	上黒水	黒水(5)	2	
Ⅱ-209.057（2579）	黒水	上黒水	黒水(8)	3	
Ⅱ-209.058（2580）	下大谷		下大谷(4)	1	
Ⅱ-209.059（2581）	下大谷		下大谷(3)	2	
Ⅱ-209.060（2582）	中大谷		中大谷(1)	2	市道 140
Ⅱ-209.061（2583）	中大谷		中大谷(2)	1	
Ⅱ-209.062（2584）	上大谷		上大谷(1)	2	
Ⅱ-209.063（2585）	上大谷		上大谷(2)	1	
Ⅱ-209.064（2586）	上大谷		上大谷(3)	1	
Ⅱ-209.065（2587）	上大谷		上大谷(4)	1	
Ⅱ-209.066（2588）	下高柳		下高柳(1)	3	国道 50
Ⅱ-209.067（2589）	下高柳		下高柳(2)	1	国道 15
Ⅱ-209.068（2590）	上高柳		上高柳(1)	3	
Ⅱ-209.069（2591）	西山		西山(1)	1	
Ⅱ-209.070（2592）	西山		西山(2)	2	
Ⅱ-209.071（2593）	西山		西山(4)	1	
Ⅱ-209.072（2594）	西山		西山(5)	1	
Ⅱ-209.073（2595）	西山		西山(6)	2	市道 100
Ⅱ-209.074（2596）	西山		西山(7)	4	
Ⅱ-209.075（2597）	西山		西山(8)	1	
Ⅱ-209.076（2598）	西山		西山(9)	1	
Ⅱ-209.077（2599）	西山		西山(10)	1	
Ⅱ-209.078（2600）	赤谷		赤谷(4)	1	
Ⅱ-209.079（2601）	若宮町		若宮町(8)	3	
Ⅱ-209.080（2602）	桜沢		桜沢(6)	2	
Ⅱ-209.081（2603）	下条	下興屋向	下興屋向(5)	1	
Ⅱ-209.082（2604）	西山		西山(11)	1	
Ⅱ-209.083（2605）	長福寺		長福寺(16)	1	市道 50，河川 50，橋 1

箇所番号	位置		箇所名（区域名）	保全対象	
	大字	字		人家戸数	公共施設等
Ⅲ-209.001（3995）	上条		上条(2)	0	
Ⅲ-209.002（3996）	新町	二丁目	新町(2)	0	
Ⅲ-209.003（3997）	若宮町	二丁目	若宮町(9)	0	県道 110
Ⅲ-209.004（3998）	若宮町	二丁目	若宮町(10)	0	県道 110
Ⅲ-209.005（3999）	狭口	天ヶ坂	天ヶ坂(1)	0	
Ⅲ-209.006（4000）	下条	福島	福島(7)	0	
Ⅲ-209.007（4001）	下条	上下条	上下条(6)	0	市道 60，橋 1
Ⅲ-209.008（4002）	下条	上下条	上下条(7)	0	
Ⅲ-209.009（4003）	下条	長福寺	長福寺(9)	0	
Ⅲ-209.010（4004）	下条	長福寺	長福寺(10)	0	
Ⅲ-209.011（4005）	下条	長福寺	長福寺(12)	0	市道 70，橋 1
Ⅲ-209.012（4006）	下条	長福寺	長福寺(13)	0	県道 150
Ⅲ-209.013（4007）	若宮町	二丁目	若宮町(11)	0	
Ⅲ-209.014（4008）	下条	長福寺	長福寺(14)	0	市道 140
Ⅲ-209.015（4009）	下条	長福寺	長福寺(15)	0	市道 190
Ⅲ-209.016（4010）	下条	上下条	上下条	0	
Ⅲ-209.017（4011）	狭口	山崎	山崎(2)	0	県道 30
Ⅲ-209.018（4012）	狭口	芦ノ出	芦ノ出(5)	0	
Ⅲ-209.019（4013）	狭口	猿毛	猿毛(5)	0	

(2)人工斜面

（令和３年１月 15 日現在）

箇所番号	位置		箇所名（区域名）	保全対象	
	大字	字		人家戸数	公共施設等
Ⅰ-209.002（2361）	希望が丘		希望が丘(3)	7	
Ⅰ-209.003（2362）	都ヶ丘		都ヶ丘(3)	11	
Ⅰ-209.004（2363）	下条		下条(1)	0	三条土木事務所下条分室１，河川 90
Ⅰ-209.005（2364）	上土倉		上土倉(9)	1	寺１
Ⅰ-209.006（2365）	赤谷		赤谷(3)	6	
Ⅰ-209.007（2366）	下条	下興屋向	下興屋向(2)	3	病院１
Ⅱ-209-001（3937）	狭口	元狭口	元狭口(4)	1	林道 15
Ⅱ-209-002（3938）	下土倉		下土倉(1)	1	
Ⅱ-209-003（3939）	上土倉		上土倉(10)	1	
Ⅲ-209.001（3694）	若宮町	二丁目	若宮町(8)	0	

(3)市指定急傾斜地崩壊危険箇所

次の箇所は、平成 23 年 7 月 29 日に法面が崩壊したもので、崩壊する先には人家 2 戸と市道穀町小橋線が通過しており、市民の財産の保護及び交通の遮断といった事態を防止するため、土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）に指定し恒久的な対策を講じるものである。

なお、恒久的対策として、平成 24 年度に災害関連地域防災がけ崩れ対策事業として吹付枠工を実施済みである。

（令和３年３月１日現在）

指定箇所	直接保全対象
小橋一丁目乙 1129 番 1	１　道路関連　　市道　穀町小橋線　L＝20m ２　建物等　　人家　２戸

2-1-4　地すべり危険箇所

（令和５年６月１日現在）

箇所番号	箇所名	大字	面積(ha)	人家戸数	公共施設等
209.01	乳倉子	狭口	53.6	35	市道
209.03	土倉	上土倉	27.8	14	市道
209.04	上土倉	上土倉	26	14	市道
209.05	大谷	下大谷	42.3	33	県道，国道
R204.01	下保内	下条 三条市下保内	80.2	198	市道

2-1-5　山地に起因する災害危険箇所

(1)崩壊土砂流出危険箇所

（令和４年４月１日現在）

No.	位置		危険地区面積(ha)	保全対象	
	大字	小字		人家戸数	公共施設等
1	上条	馬取沢	1.5		市道 460
2	上条	南山沢	0.3	15	市道 210
3	上条	南山沢	0.3	20	市道 50
4	上条	木落場	0.12		市道 50、高等学校１
5	狭口	小増沢	0.72	8	市道 300、林道 200
6	狭口	浦山	2.4	1	市道 1,700
7	狭口	元屋敷	2.88	5	市道 200
8	狭口	大沢	1.05	20	市道 300、消防車庫１
9	黒水	小池	0.45	3	市道 200、集会所１
10	長谷	小長谷	1.65	3	市道 800、国道 200
11	上高柳	幸沢	3.15	4	市道 200
12	宮寄上	長瀬	21.6	7	県道 550、浄水場１
13	黒水	袖ノ沢	0.3		県道 300
14	狭口	菅沢	0.45	5	市道 200
15	狭口	蛇ノケ	0.75	8	県道 200
16	狭口	船久保	1.5	13	県道 300
17	狭口	のけ萱場	0.6	60	県道 200
18	上条	鱈田沢	0.36	200	県道 200、中学校１
19	下条	島ノ浦	0.72	12	県道 500
20	下条	元二王	1.35	10	県道 300
21	下条	大滝	0.9	30	国道 300、鉄道
22	黒水	沢通	0.3	30	国道 300
23	宮寄上	三場	0.72	30	
24	宮寄上	三場	0.3	30	
25	狭口	兀ノ入	0.3	18	県道 850、集会所１

(2)山腹崩壊危険箇所

（令和４年４月１日現在）

No.	位置		危険地区面積（ha）	保全対象	
	大字	小字		人家戸数	公共施設等
1	上条	開ノ前	1.0	13	市道 70
2	上条	開ノ前	1.0	9	高等学校１
3	上条	北山沢	1.0	10	市道 100
4	黒水	小池	1.0	3	市道 150
5	長谷	小長谷	3.0	5	国道 320
6	長谷	岳山	1.0	2	市道 200、国道 130
7	上土倉	宮ノ浦	2.0	8	
8	下大谷	岩野	1.0	3	県道 50
9	下大谷	岩野	1.0	7	県道 130
10	下大谷	岩野	1.0	3	
11	中大谷	日渡	2.0	3	市道 150、県道 100
12	下大谷	熊ノ沢	1.0	1	市道 130
13	下大谷	菅谷地	1.0	4	県道 300
14	宮寄上	宮寄上	1.0	5	
15	黒水	沢通	1.0	8	市道 350
16	西山	片切沢	1.0	10	市道 280
17	西山	宮ノ木沢	1.0	4	国道 120
18	黒水	沢田	1.0	8	市道 220
19	黒水	沢田	1.0	5	市道 80
20	狭口	狭口	2.0	2	県道 160
21	上条	鱈田沢	1.0	23	市道 250
22	加茂	七沢	2.0	42	市道 350、保育園１
23	加茂	要害	1.0	30	市道 180
24	加茂	宮山	1.0	2	市民体育館
25	下条	興屋向	1.0	16	市道 100
26	下条	導城	1.0	8	
27	下条	長福寺	1.0	1	市道 50、集落開発センター１
28	下条	上福島	1.0	4	市道 60
29	黒水	沢田	1.0		林道 100
30	宮寄上	大俣	6.0		市道 200、国道 130
31	加茂	要害	4.0	24	市道 300、公園１
32	下条	八幡原	1.0	2	
33	下条	十万谷	1.0	3	

No.	位置		危険地区面積(ha)	保全対象	
	大字	小字		人家戸数	公共施設等
34	下条	上大原	1.0	3	市道 100
35	上条	前山	3.0	105	市道 1,030
36	狭口	鱈田場	4.0	23	市道 710、市体育施設４
37	加茂	七沢	2.0	26	市道 410、集会所１
38	下条	小山谷	3.0	5	市道 280
39	下条	五百刈	2.0	5	県道 210
40	狭口	大沢	4.0	15	市道 290
41	狭口	差合	2.0	8	市道 190、県道 120
42	下土倉	中田	3.0	5	市道 510、国道 210
43	上土倉	上山	3.0	8	市道 540、集落開発センター１
44	黒水	丸山	1.0	14	市道 400

(3) なだれ危険箇所

（令和３年４月１日現在）

No.	位置		保全対象	
	大字	小字	人家戸数	公共施設等
1	五番町	16 番	9	市道 200
2	桜沢	12 番	30	市道 150
3	黒水	袖ノ沢		県道 500
4	黒水	沢田	12	市道 200、集落開発センター１
5	下土倉	アクバ		市道 150
6	上土倉	松ヶ沢		市道 150
7	上土倉	松ヶ沢		市道 400
8	神明町 2 丁目	12 番	23	市道 320
9	黒水	岩野		市道 280
10	八幡 3 丁目	3 番	23	市道 300
11	若宮町 2 丁目	2 番	15	市道 100
12	下条	導城	5	市道 70
13	若宮町 2 丁目	9 番	3	市道 100
14	狭口	西之平	2	県道 50
15	上高柳	池ノ尻	2	市道 150

2-1-6　浸水想定区域（想定最大規模）

■信濃川（下流）

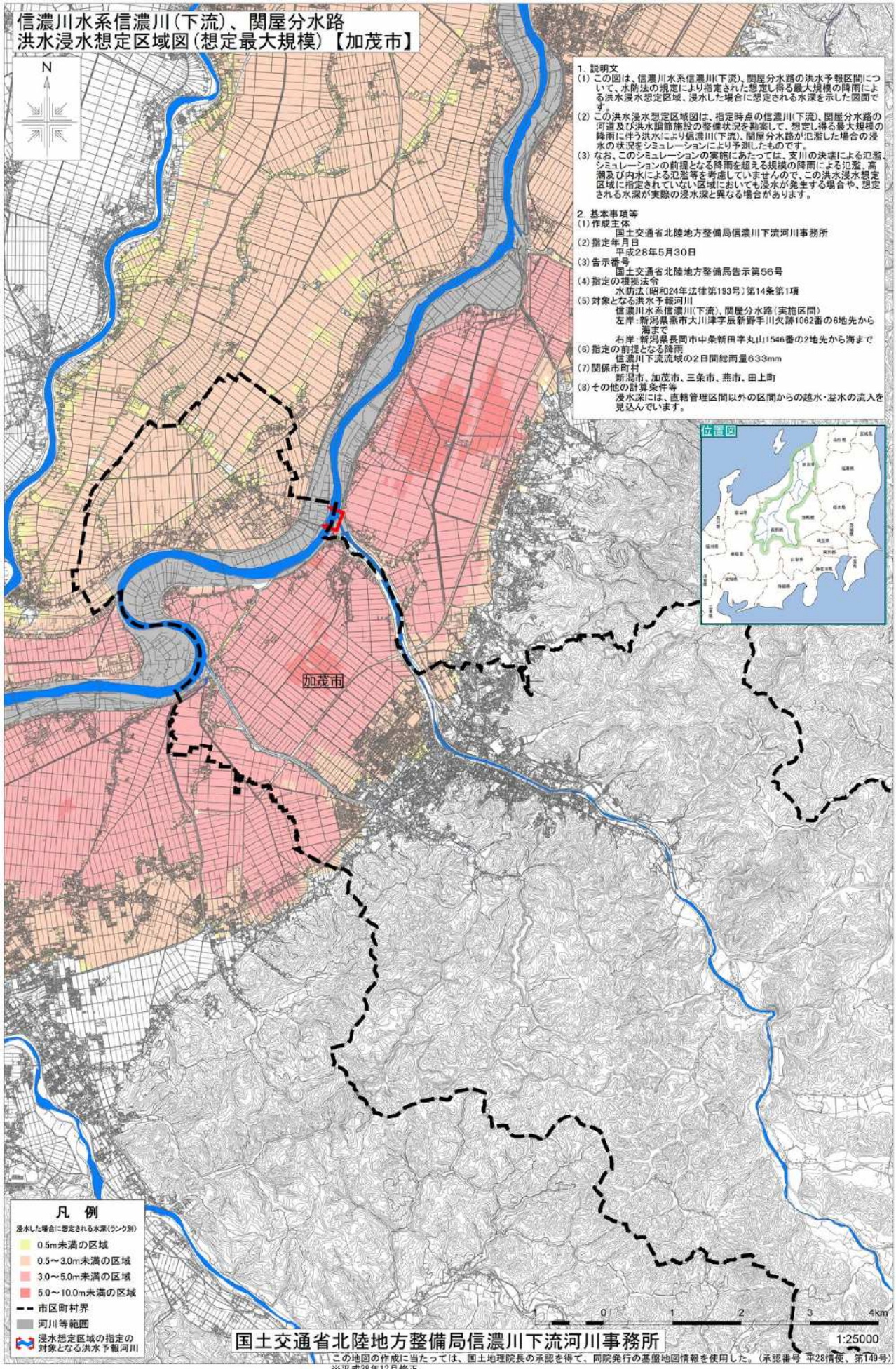

■加茂川

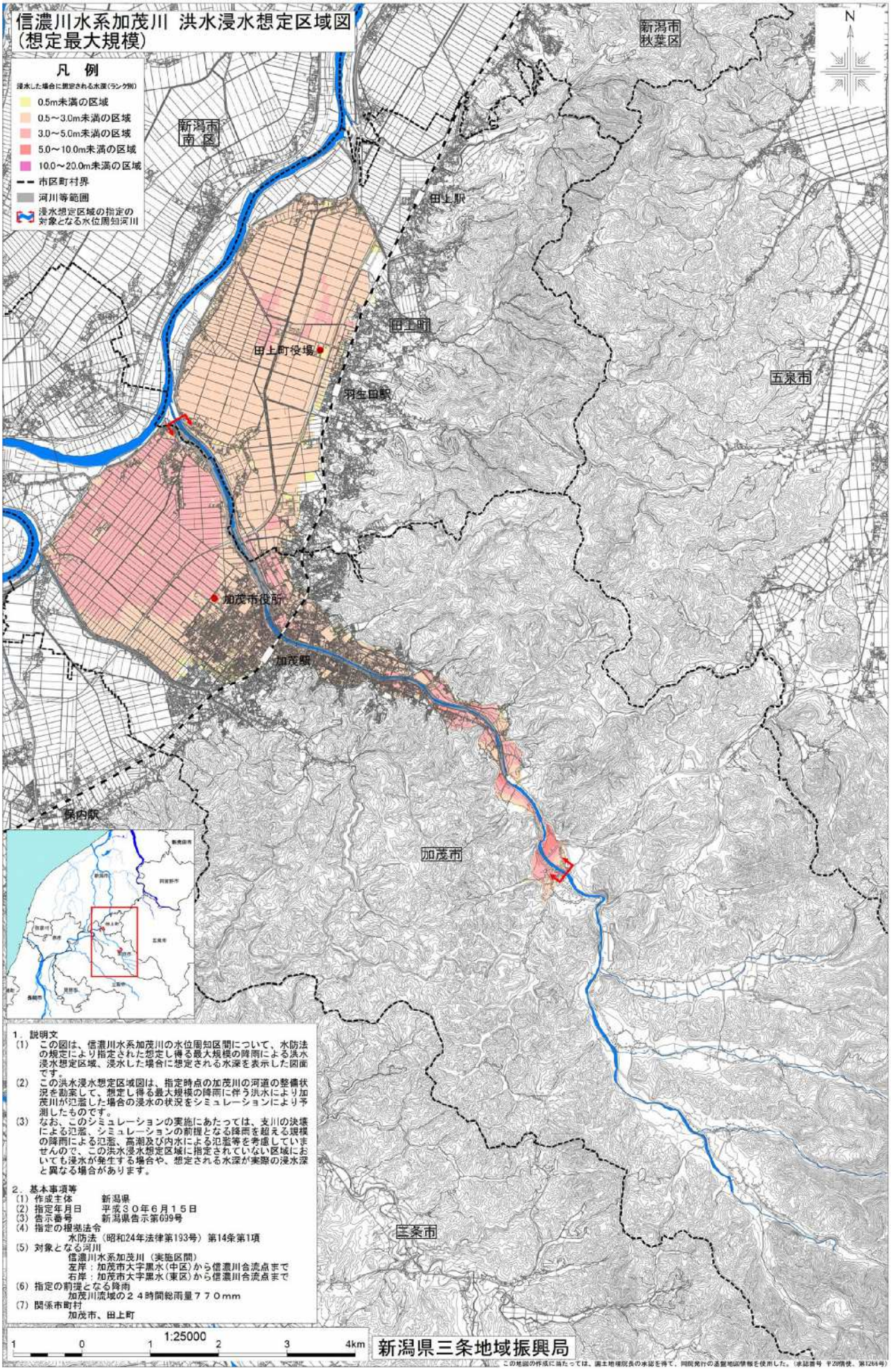
信濃川水系加茂川 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)
凡 例
浸水した場合に想定される水深(ランク例)
0.5m未満の区域
0.5～3.0m未満の区域
3.0～5.0m未満の区域
5.0～10.0m未満の区域
10.0～20.0m未満の区域
市区町村界
河川等範囲
浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
新潟市南区
新潟市秋葉区
田上駅
田上町
田上町役場
羽生田駅
五泉市
加茂市役所
加茂駅
保内駅
加茂市
三条市
N
1. 説明文
(1) この図は、信濃川水系加茂川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の加茂川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により加茂川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
(1) 作成主体 新潟県
(2) 指定年月日 平成３０年６月１５日
(3) 告示番号 新潟県告示第699号
(4) 指定の根拠法令
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
(5) 対象となる河川
信濃川水系加茂川（実施区間）
左岸：加茂市大字黒水(中区)から信濃川合流点まで
右岸：加茂市大字黒水(東区)から信濃川合流点まで
(6) 指定の前提となる降雨
加茂川流域の２４時間総雨量７７０mm
(7) 関係市町村
加茂市、田上町
1:25000
1 0 1 2 3 4km
新潟県三条地域振興局

■下条川

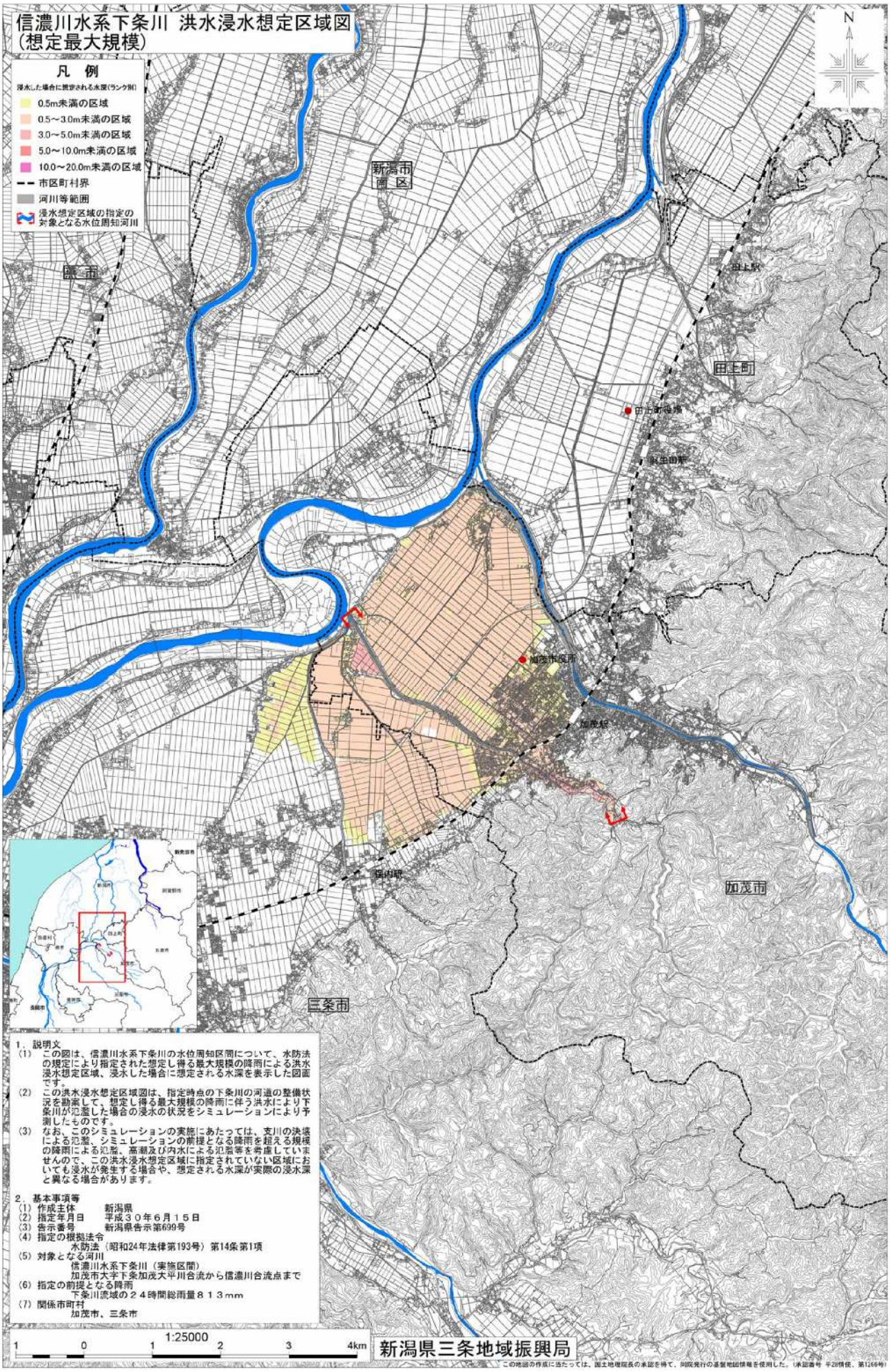

1．説明文

(1) この図は、信濃川水系下条川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の下条川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により下条川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2．基本事項等

(1) 作成主体　新潟県
(2) 指定年月日　平成３０年６月１５日
(3) 告示番号　新潟県告示第699号
(4) 指定の根拠法令
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
(5) 対象となる河川
信濃川水系下条川（実施区間）
加茂市大字下条加茂大平川合流から信濃川合流点まで
(6) 指定の前提となる降雨
下条川流域の２４時間総雨量８１３mm
(7) 関係市町村
加茂市、三条市

■大正川

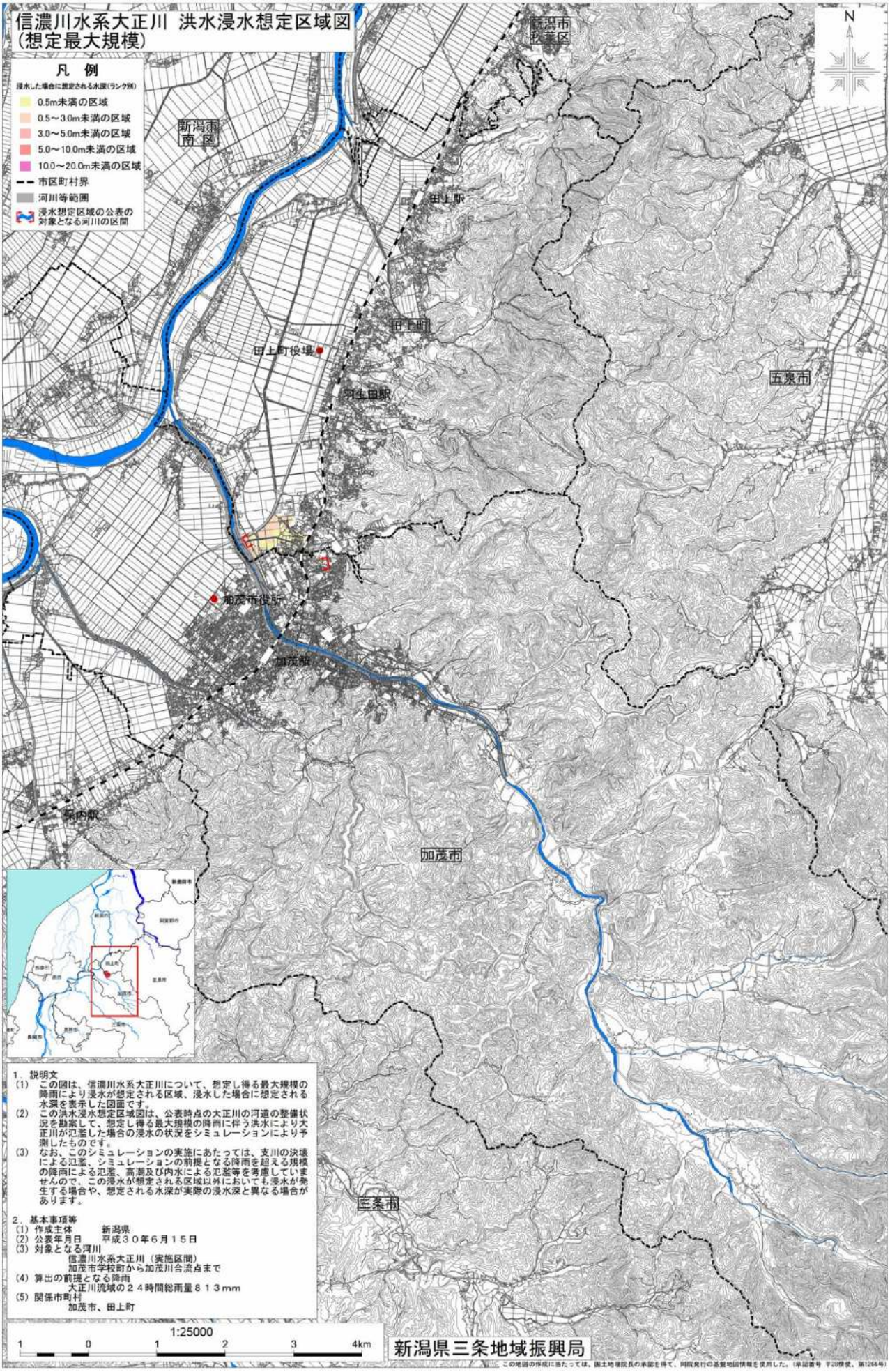
信濃川水系大正川 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)
凡 例
浸水した場合に想定される水深(ランク別)
0.5m未満の区域
0.5～3.0m未満の区域
3.0～5.0m未満の区域
5.0～10.0m未満の区域
10.0～20.0m未満の区域
市区町村界
河川等範囲
浸水想定区域の公表の対象となる河川の区間
新潟市秋葉区
新潟市南区
田上駅
田上町
田上町役場
羽生田駅
五泉市
加茂市役所
加茂駅
桜内駅
加茂市
三条市
1. 説明文
(1) この図は、信濃川水系大正川について、想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の大正川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により大正川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
(1) 作成主体 新潟県
(2) 公表年月日 平成３０年６月１５日
(3) 対象となる河川
信濃川水系大正川（実施区間）
加茂市学校町から加茂川合流点まで
(4) 算出の前提となる降雨
大正川流域の２４時間総雨量８１３mm
(5) 関係市町村
加茂市、田上町
1:25000
1 0 1 2 3 4km
新潟県三条地域振興局

■五十嵐川

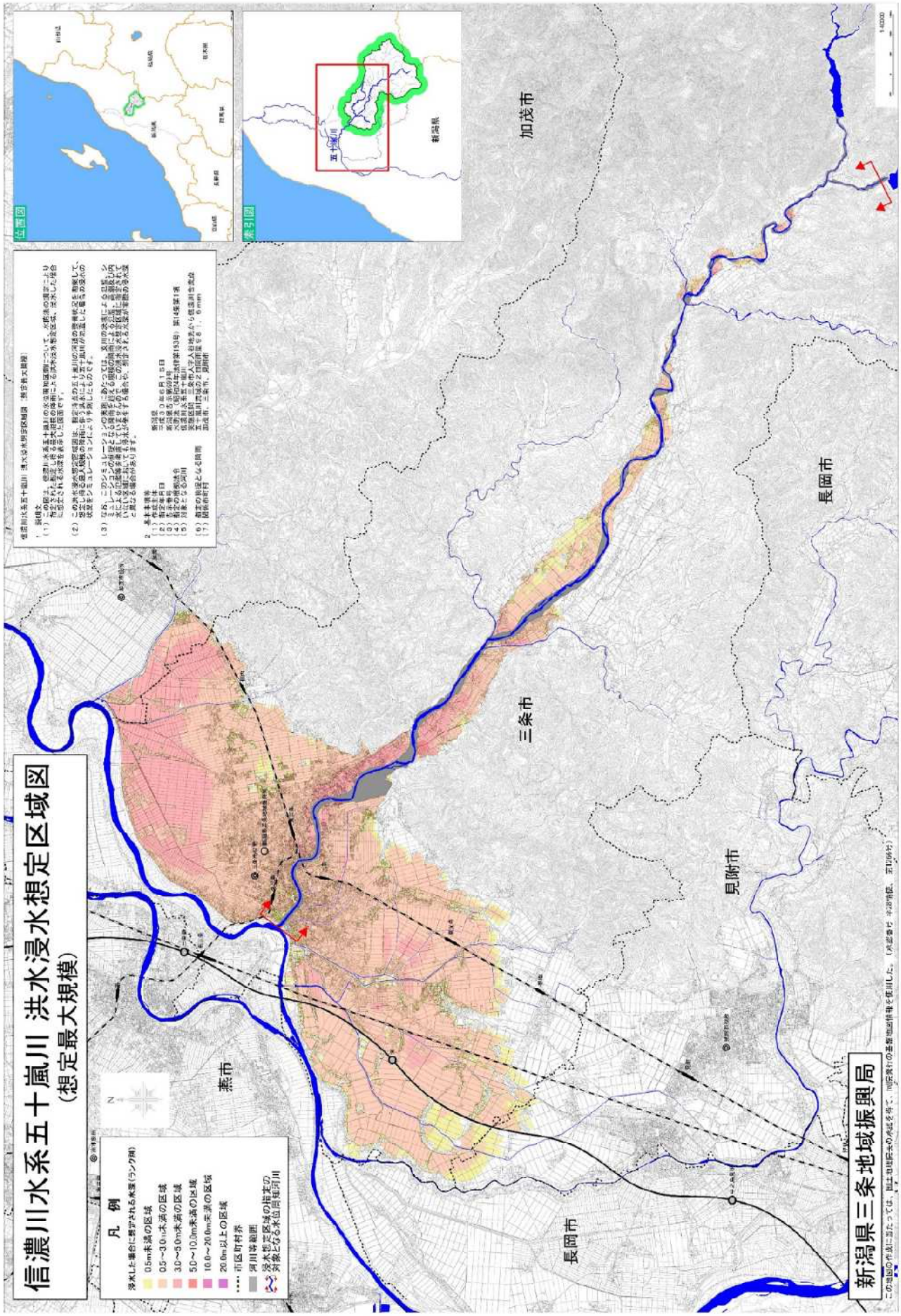
信濃川水系五十嵐川 洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）
凡 例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）
0.5m未満の区域
0.5～3.0m未満の区域
3.0～5.0m未満の区域
5.0～10.0m未満の区域
10.0～20.0m未満の区域
20.0m以上の区域
市区町村界
河川等範囲
浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
位置図
新潟県
秋田県
山形県
福島県
栃木県
群馬県
長野県
富山県
索引図
五十嵐川
新潟県
燕市
長岡市
三条市
見附市
加茂市
長岡市
新潟県三条地域振興局

■布施谷川

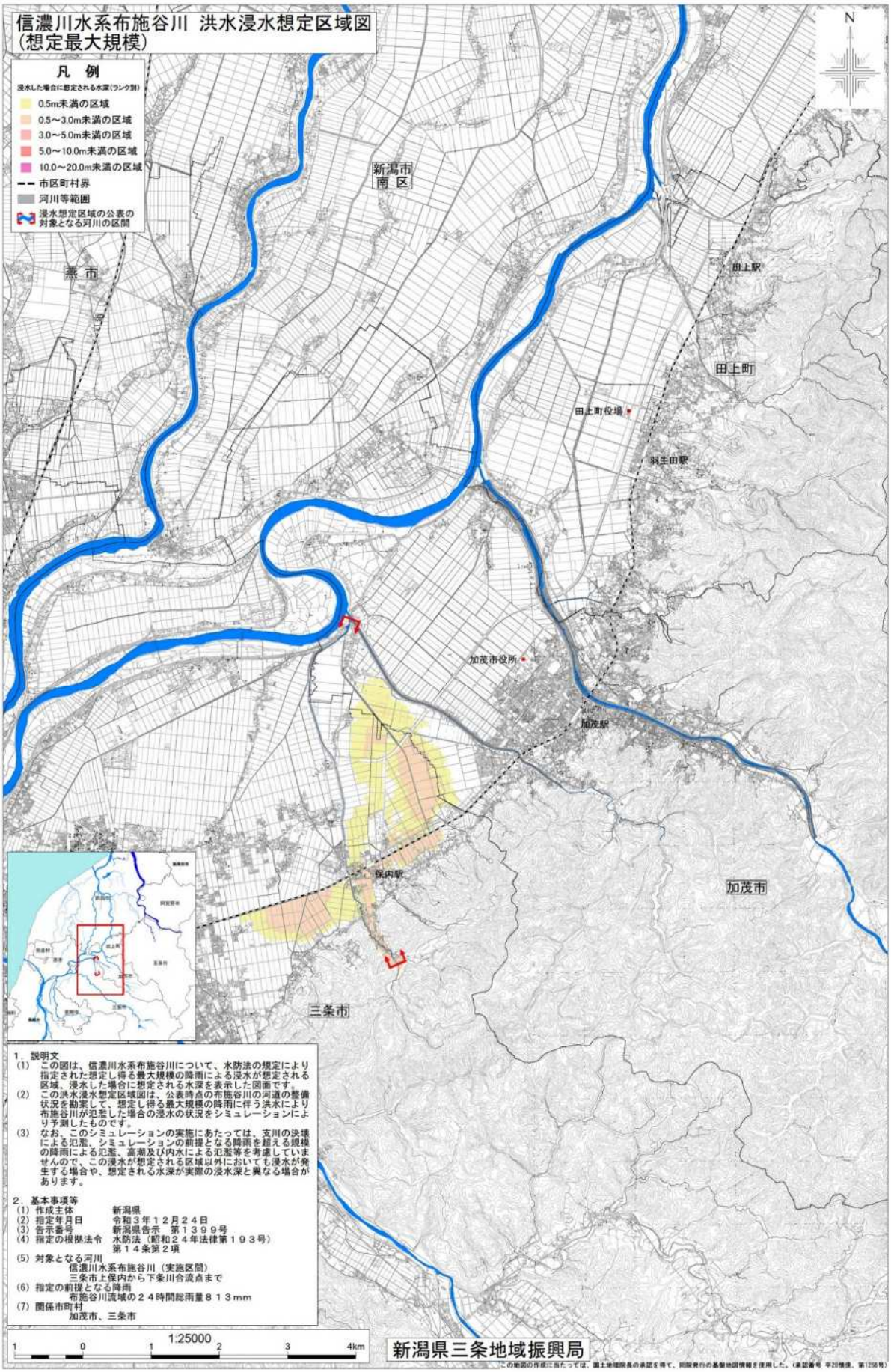
信濃川水系布施谷川 洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）
凡 例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）
0.5m未満の区域
0.5～3.0m未満の区域
3.0～5.0m未満の区域
5.0～10.0m未満の区域
10.0～20.0m未満の区域
市区町村界
河川等範囲
浸水想定区域の公表の対象となる河川の区間
N
新潟市
南 区
燕 市
田上駅
田上町
田上町役場
羽生田駅
加茂市役所
加茂駅
保内駅
加茂市
三条市
1. 説明文
(1) この図は、信濃川水系布施谷川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の布施谷川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により布施谷川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
(1) 作成主体 新潟県
(2) 指定年月日 令和３年１２月２４日
(3) 告示番号 新潟県告示 第１３９９号
(4) 指定の根拠法令 水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第２項
(5) 対象となる河川
信濃川水系布施谷川（実施区間）
三条市上保内から下条川合流点まで
(6) 指定の前提となる降雨
布施谷川流域の２４時間総雨量８１３mm
(7) 関係市町村
加茂市、三条市
1:25000
1 0 1 2 3 4km
新潟県三条地域振興局
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平20情使、第1266号）

■中ノ口川

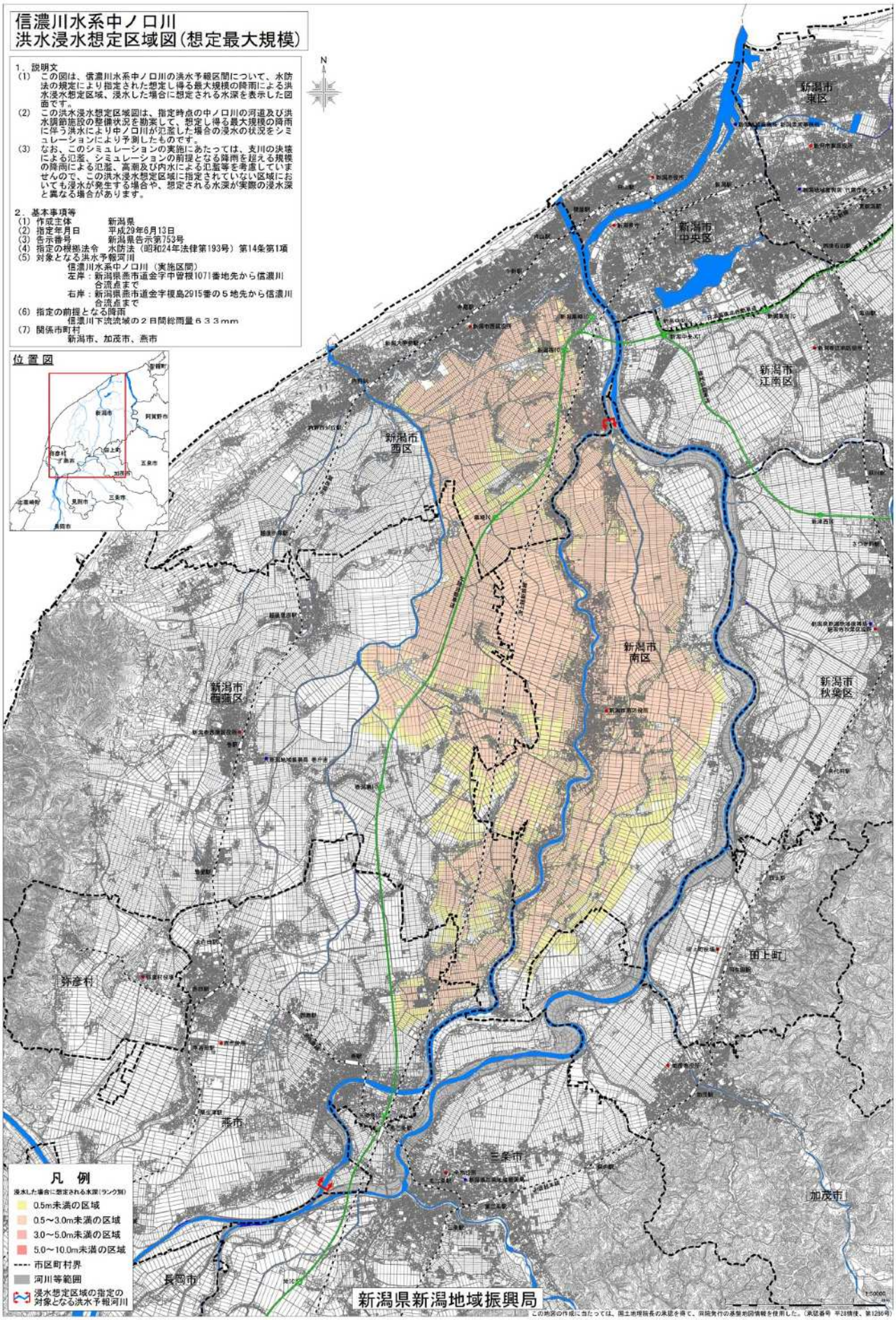
信濃川水系中ノ口川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
1．説明文
(1) この図は、信濃川水系中ノ口川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の中ノ口川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により中ノ口川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2．基本事項等
(1) 作成主体　新潟県
(2) 指定年月日　平成29年6月13日
(3) 告示番号　新潟県告示第753号
(4) 指定の根拠法令　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
(5) 対象となる洪水予報河川
信濃川水系中ノ口川（実施区間）
左岸：新潟県燕市道金字中曽根1071番地先から信濃川合流点まで
右岸：新潟県燕市道金字榎島2915番の５地先から信濃川合流点まで
(6) 指定の前提となる降雨
信濃川下流流域の２日間総雨量６３３mm
(7) 関係市町村
新潟市、加茂市、燕市
位置図
凡例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）
0.5m未満の区域
0.5～3.0m未満の区域
3.0～5.0m未満の区域
5.0～10.0m未満の区域
市区町村界
河川等範囲
浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
新潟市東区
新潟市中央区
新潟市江南区
新潟市西区
新潟市南区
新潟市西蒲区
新潟市秋葉区
田上町
弥彦村
燕市
三条市
加茂市
長岡市
新潟県新潟地域振興局

■鷲ノ木大通川・西大通川

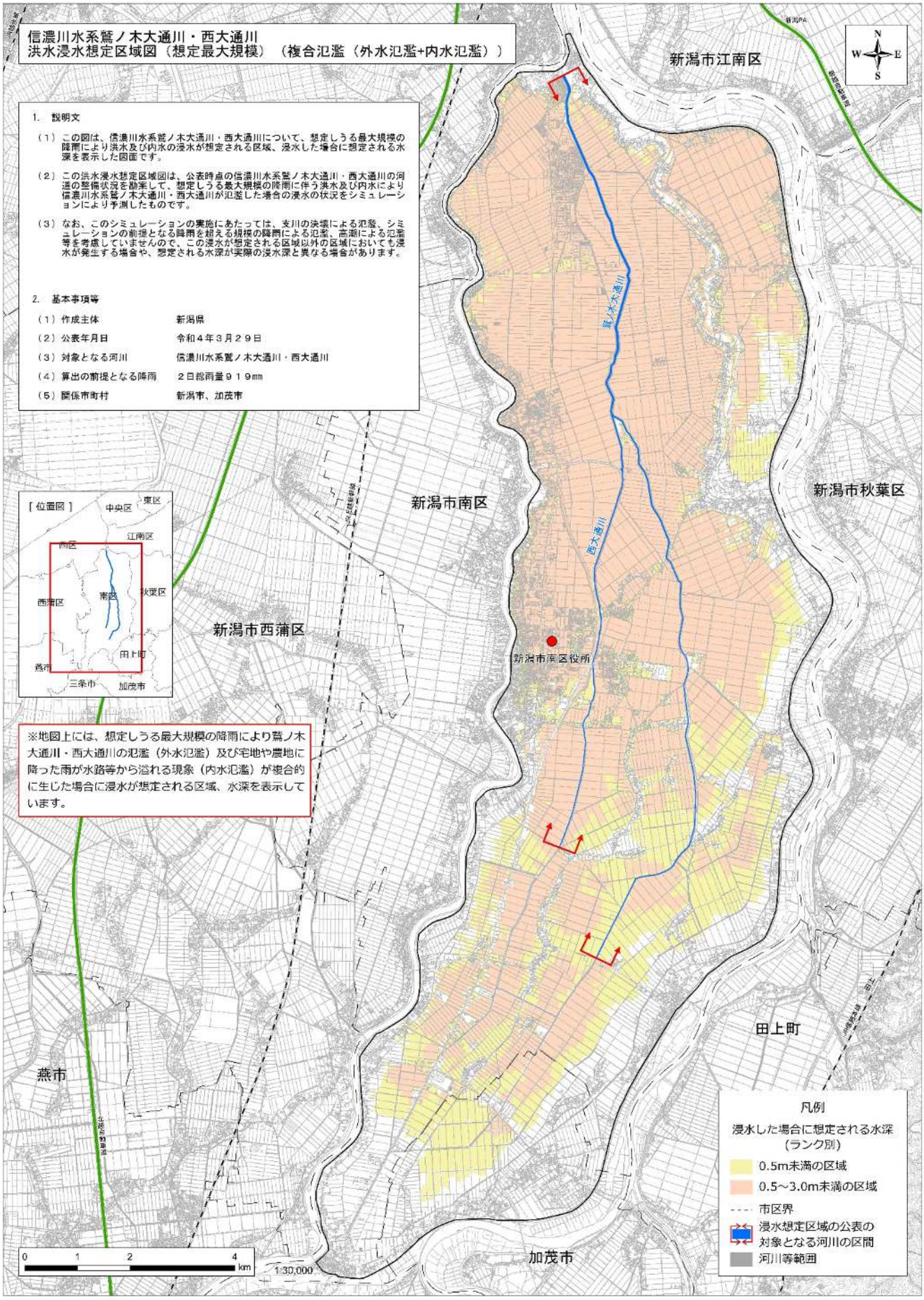
信濃川水系鷲ノ木大通川・西大通川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫））
1. 説明文
（1）この図は、信濃川水系鷲ノ木大通川・西大通川について、想定しうる最大規模の降雨により洪水及び内水の浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
（2）この洪水浸水想定区域図は、公表時点の信濃川水系鷲ノ木大通川・西大通川の河道の整備状況を勘案して、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水及び内水により信濃川水系鷲ノ木大通川・西大通川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
（1）作成主体　新潟県
（2）公表年月日　令和４年３月２９日
（3）対象となる河川　信濃川水系鷲ノ木大通川・西大通川
（4）算出の前提となる降雨　２日総雨量９１９mm
（5）関係市町村　新潟市、加茂市
［位置図］
中央区
東区
江南区
西区
南区
秋葉区
西蒲区
田上町
燕市
三条市
加茂市
※地図上には、想定しうる最大規模の降雨により鷲ノ木大通川・西大通川の氾濫（外水氾濫）及び宅地や農地に降った雨が水路等から溢れる現象（内水氾濫）が複合的に生じた場合に浸水が想定される区域、水深を表示しています。
新潟市江南区
新潟市南区
新潟市秋葉区
新潟市西蒲区
新潟市南区役所
鷲ノ木大通川
西大通川
田上町
燕市
加茂市
凡例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）
0.5m未満の区域
0.5～3.0m未満の区域
市区界
浸水想定区域の公表の対象となる河川の区間
河川等範囲
0 1 2 4 km
1:30,000
測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 233

■大皆川

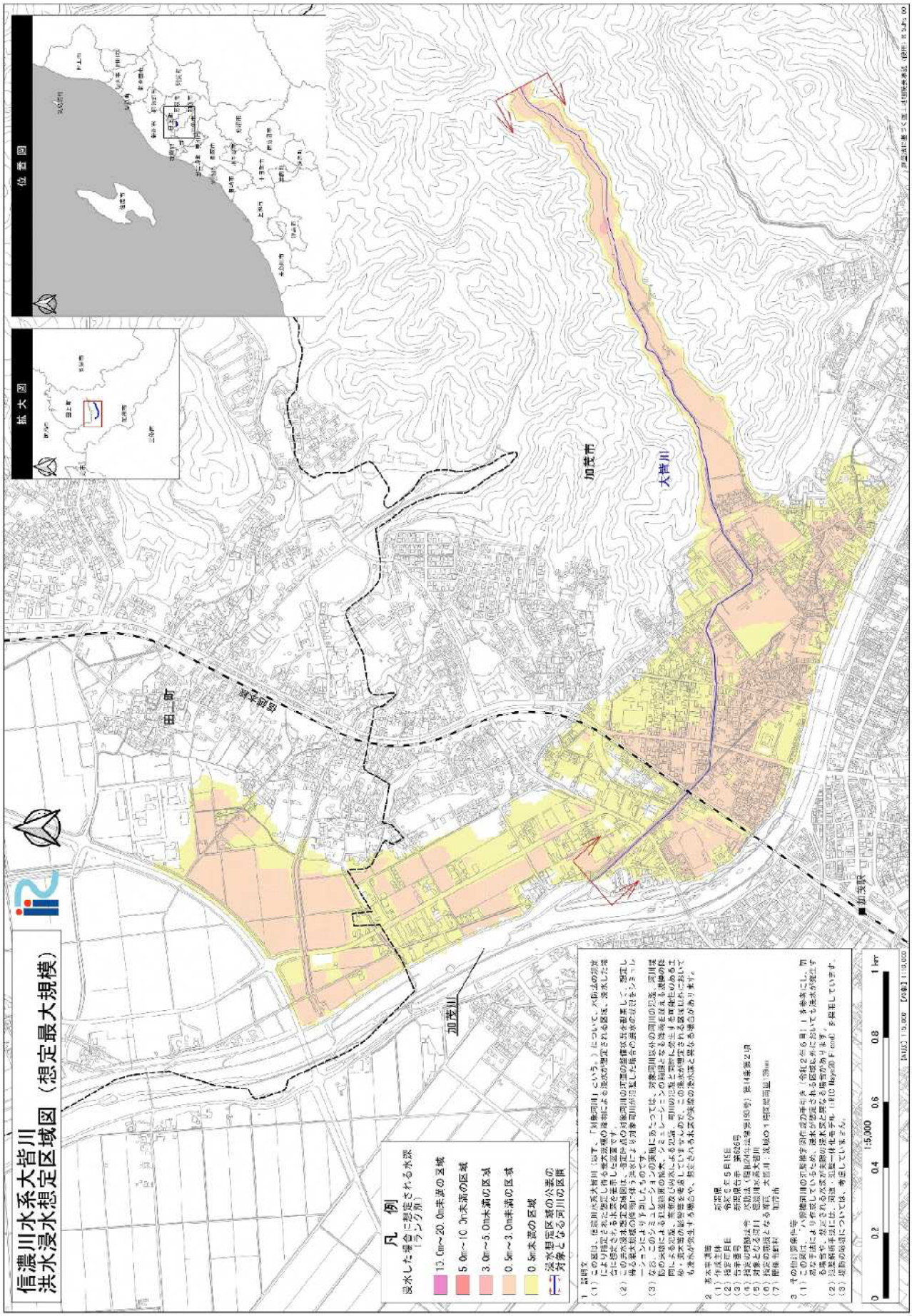
信濃川水系大皆川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の
対象となる河川の区間
加茂川
田上町
加茂市
大皆川
加茂駅
拡大図
位置図

■小皆川

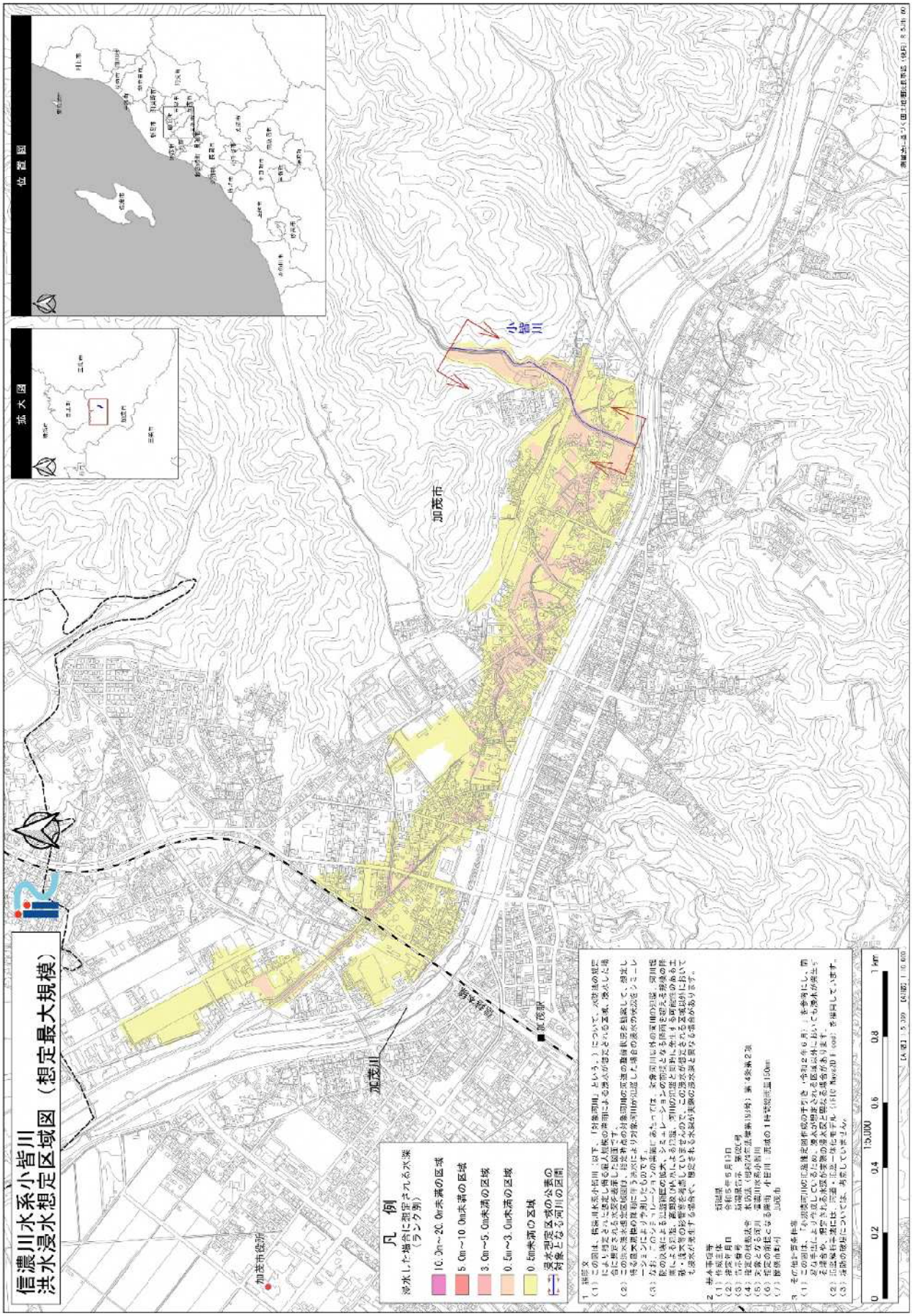
信濃川水系小皆川
浸水浸水想定区域図（想定最大規模）
位置図
拡大図
加茂市
小皆川
加茂川
加茂市役所
加茂駅
凡 例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の対象となる河川の区間
1. 指定
（1）この図は、信濃川水系小皆川（以下、「小皆川」という。）について、水防法の規定により指定された浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
（2）この浸水想定区域は、小皆川の洪水により加茂川が氾濫した場合の水深を計算して、想定されるシミュレーションにより予測したものです。
（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、小皆川以外の河川の氾濫、河川堤防の決壊による氾濫区域の拡大、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、堤防の外力による破堤、河川の流路に存在する可能性のある土砂・流木等の影響を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外においても浸水が発生する恐れや、想定される水深が実際の水深と異なる場合があります。
2. 基本事項
（1）作成主体　加茂市
（2）作成年月日　令和5年5月31日
（3）作成根拠　水防法第14条第2項
（4）作成の方法　国土交通省「浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」
（5）対象となる河川　小皆川（流域面積約150km²）
（6）対象区域　加茂市
3. その他事項
（1）この図は、「小規模河川の浸水想定図作成の手引き（令和2年6月）」を参考にし、市町村により作成されているため、異なる想定された区域以外にも浸水が発生する場合や、想定される水深が実際と異なる場合があります。
（2）氾濫解析者には、氾濫・浸水一体型モデル（iRIC Nays2D Flood）を用いています。
（3）堤防の破堤については、考慮していません。
0　0.2　0.4　0.6　0.8　1km
1:30,000
【A4横】 S=1:30,000 【印刷】 1:10,000
測量から一貫づくり国土地理院長野県（使用）R5.5.31 00

■小貫川

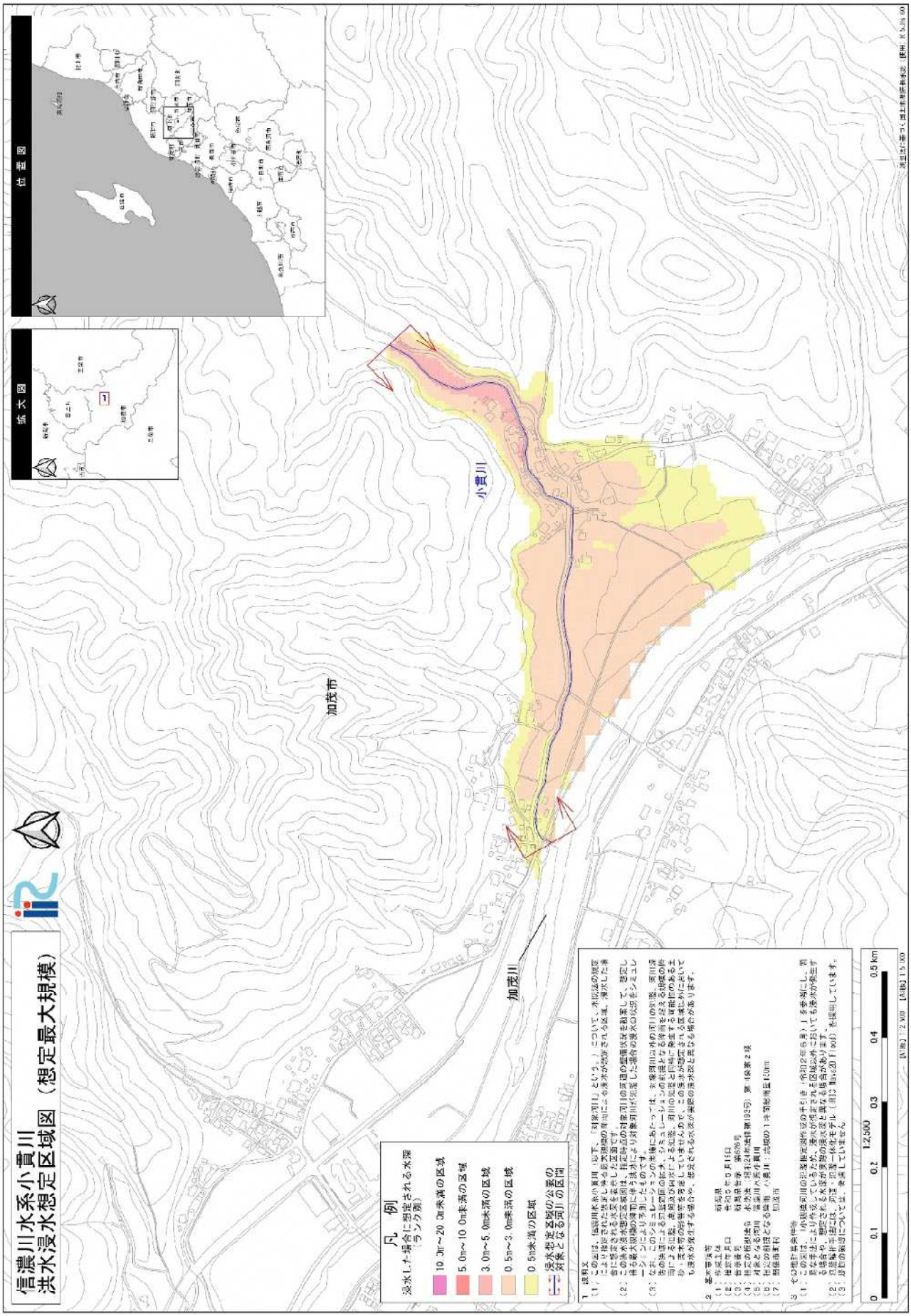
信濃川水系小貫川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域図の公表の対象となる河川の区間
加茂川
小貫川
加茂市
拡大図
位置図

■猿毛川

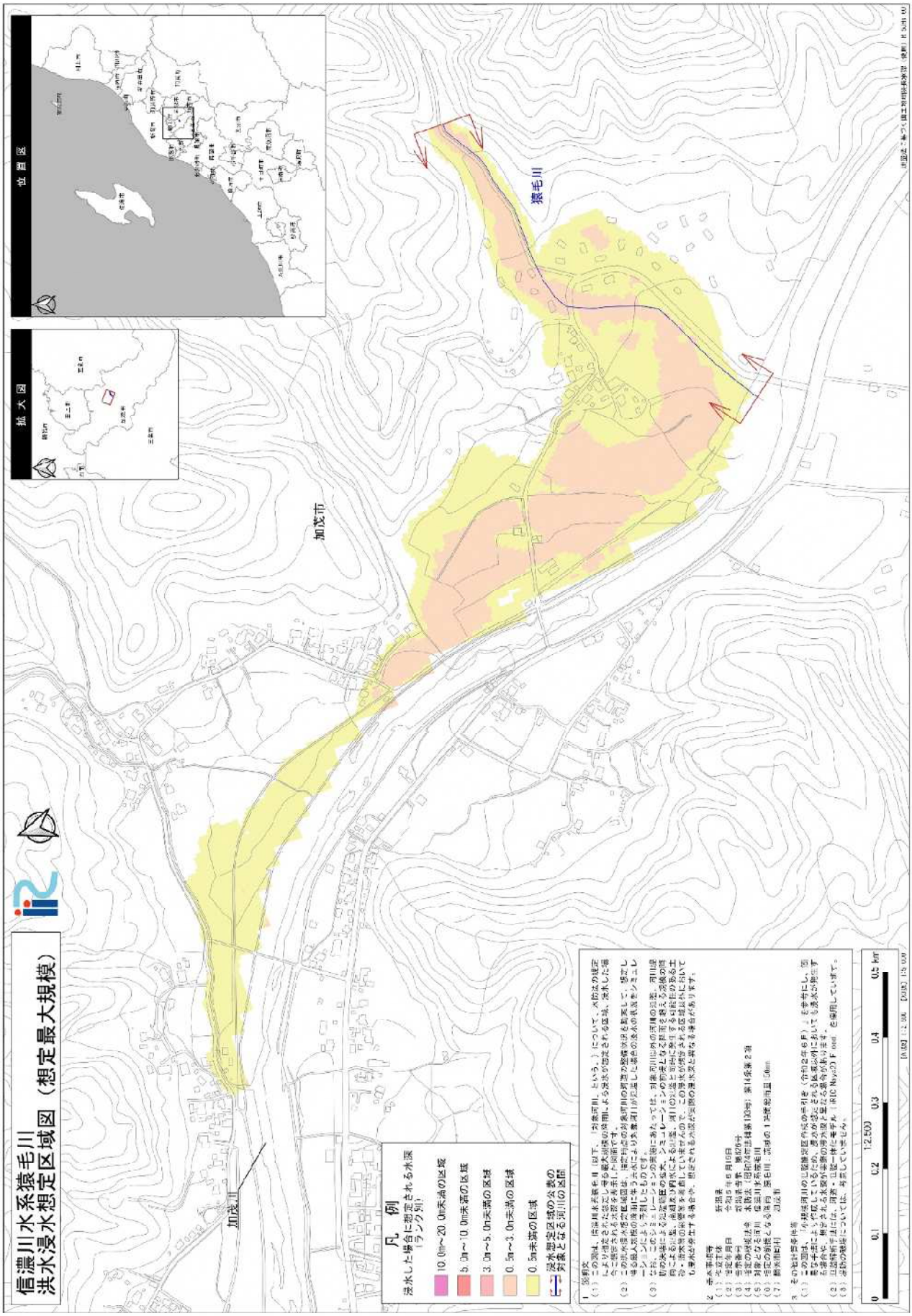
信濃川水系猿毛川
浸水浸水想定区域図（想定最大規模）
位置図
拡大図
加茂市
猿毛川
加茂川
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の
対象となる河川の区間
1　説明文
（1）この図は、信濃川水系猿毛川（以下、「対象河川」という。）について、水防法の規定により指定された洪水予想区域の作成による洪水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を示したものです。
（2）この洪水想定区域図は、現在公表の対象河川の河道の断面状況を基にして、設定した降雨量（人為的な要因を含まない）による洪水により氾濫が生じた場合の状況をシミュレーションにより予測したものです。
（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川の流出、河川堤防の決壊による氾濫区域の拡大、シミュレーションの前提となる降雨を超える洪水の発生、河川堤防の決壊や閉水による氾濫に対する可能性がある土砂・流木の影響等を考慮していませんので、この浸水区域図に示された区域以外においても浸水が生じる場合や、想定される水深以上の浸水となる場合があります。
2　本事項等
（1）作成主体　長野県
（2）作成年月日　平成25年6月10日
（3）事前説明　実施した事前説明の内容
（4）指定の年月日　平成25年6月10日（長野県告示第133号）第14条第2項
（5）指定の区域　対象河川：猿毛川　区間：猿毛川の1次支川の1次支川全域
（6）想定される降雨　猿毛川：流域の1次支川全域　0.0mm
（7）関係河川　加茂川
3　その他計算条件等
（1）この図は、「小規模河川の氾濫区域作成の手引き（平成22年6月）」を参考にし、図化手法によりそれぞれとしているため、見かけ上とされる区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が本図の浸水区域となる場合があります。
（2）氾濫解析手法には、河道・氾濫一体に考慮した「HEC-RAS v3.0 Flood」を採用しています。
（3）浸水の継続については、考慮していません。
0　0.1　0.2　1:2,500　0.3　0.4　0.5 km
[A3版] 1:2,500　[2012] 1:5,000
地図は「基づく国土地理院長野部（使用）H 25.11.01

■長谷川

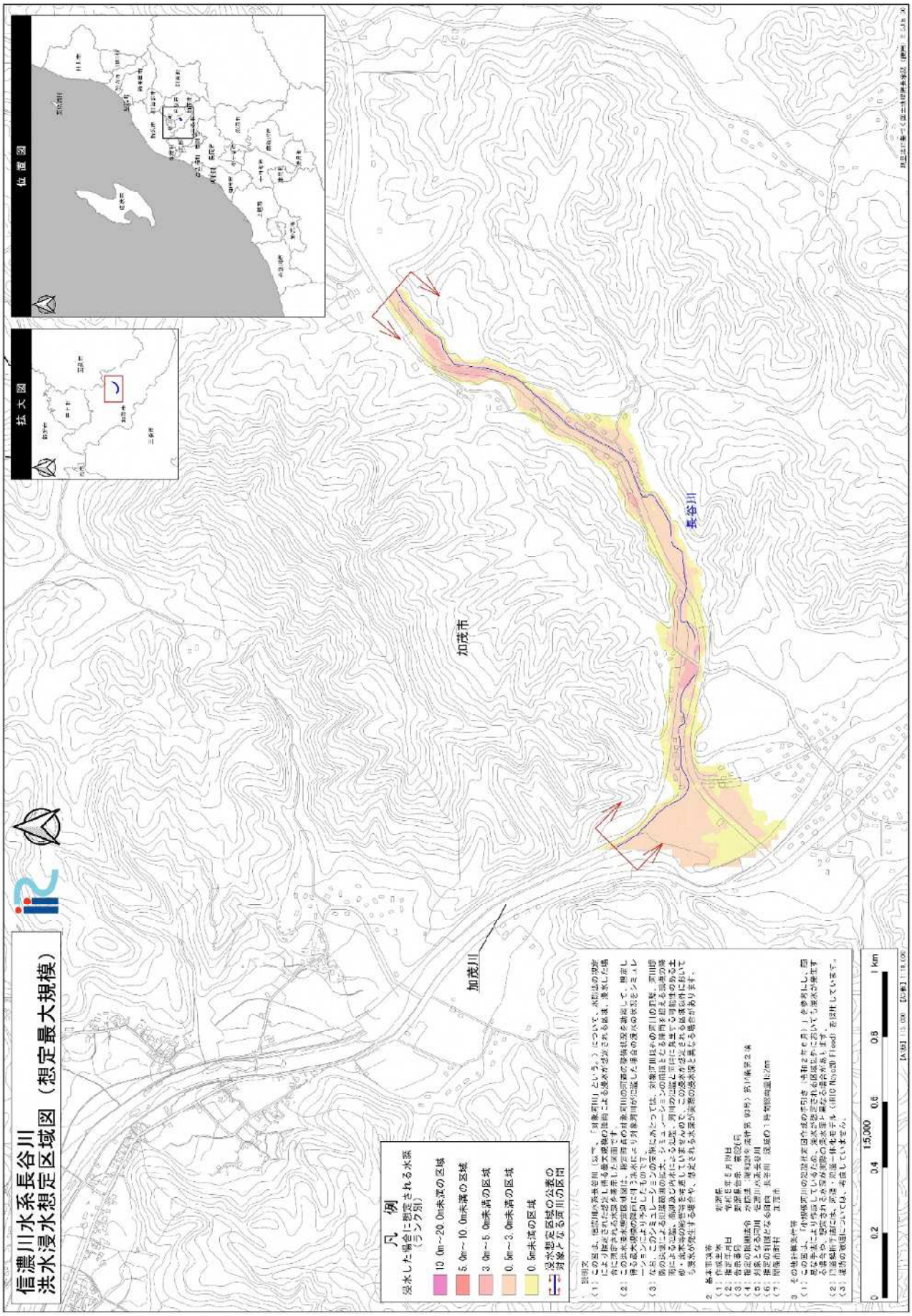
信濃川水系長谷川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の
対象となる河川の区間
説明文
（1）この図は、信濃川水系長谷川（以下、「対象河川」という。）について、水防法の規定
に基づき公表された想定最大規模の雨量により作成された洪水浸水想定区域図を基に、浸水した場
合に想定される水深を表示した図面です。
（2）洪水浸水想定区域図は、指定区間内の対象河川の沿川地域を対象として、想定し
た雨量（シミュレーションにより洪水にさらされる可能性があると判断した場合の降水量）を用いて
洪水シミュレーションにより洪水を計算した結果を基に作成されたものです。
（3）なお、このシミュレーションの手法については、対象河川及び周辺の河川の形状、河川周
辺の地形による氾濫現象、シミュレーションの前提となる降雨を超える洪水の発
生による氾濫、雨水及び内水による氾濫、河川の溢水に伴う氾濫以外の外力による
洪水・高潮等を考慮していませんので、この図に示される区域以外においても
洪水が発生する場合や、想定される水深を超える場合があります。
2. 基本諸元
（1）作成年度　　平成23年度
（2）基準年月日　　平成23年5月31日
（3）対象の流域名　　長谷川（ながたにがわ）
（4）対象とする河川　　長谷川水系長谷川（ながたにがわ）
（5）対象となる河川　　長谷川水系長谷川　流域の1/100規模以上の
（6）基礎となる図面　　五泉市
（7）使用した資料
3. その他留意事項
（1）この図は「内水氾濫図」の公表対象の河川（平成27年度）に参考にした図
面です。図の表示により作成しているため、図の表示区域外においても洪水が発生す
る場合や、想定される水深の表示と異なる場合があります。
（2）この図は、洪水、内水、高潮一体化モデル（RIO Nos2D Flood）を使用しています。
（3）堤防の安全性については、考慮していません。
位置図
拡大図
加茂市
加茂川
長谷川
0　0.2　0.4　1:5,000　0.6　0.8　1km

■西山川

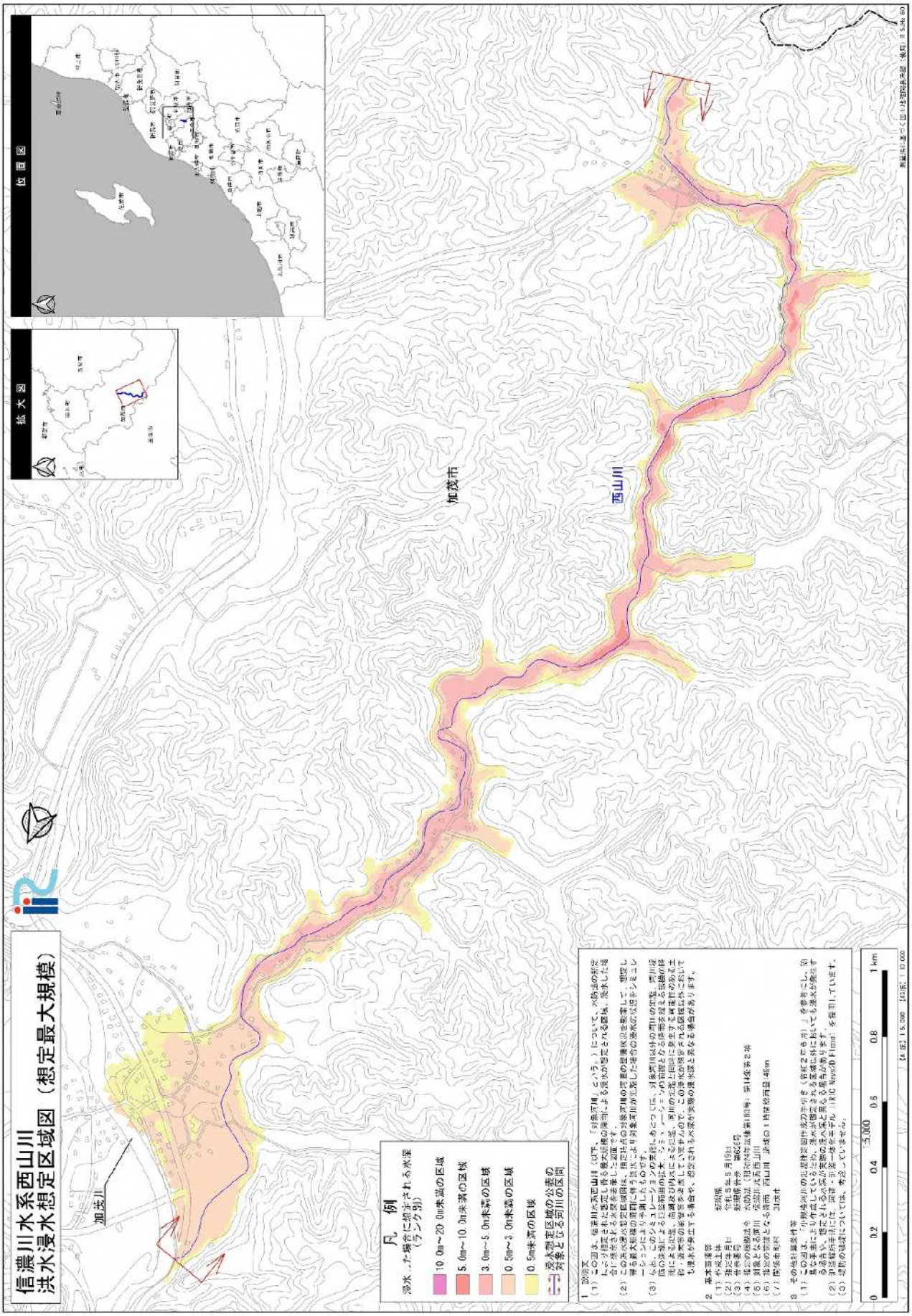
信濃川水系西山川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の対象となる河川の区間
加茂川
加茂市
西山川
拡大図
位置図
0
0.2
0.4
0.6
0.8
1 km

■大谷川

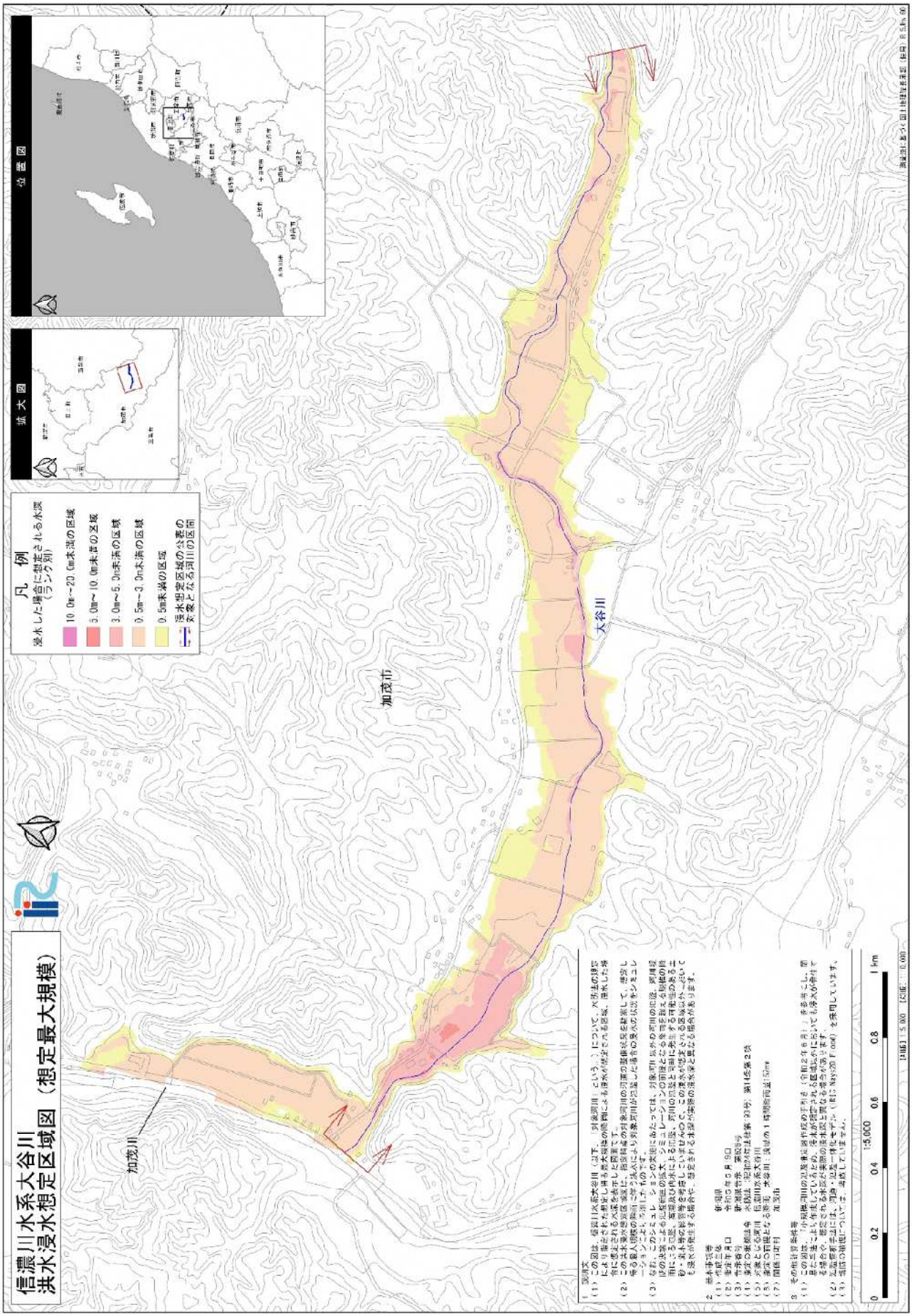
信濃川水系大谷川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡 例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の
対象となる河川の区間
拡 大 図
位 置 図
加茂川
加茂市
大谷川
0
0.2
0.4
1:5,000
0.6
0.8
1 km

■桝沢川

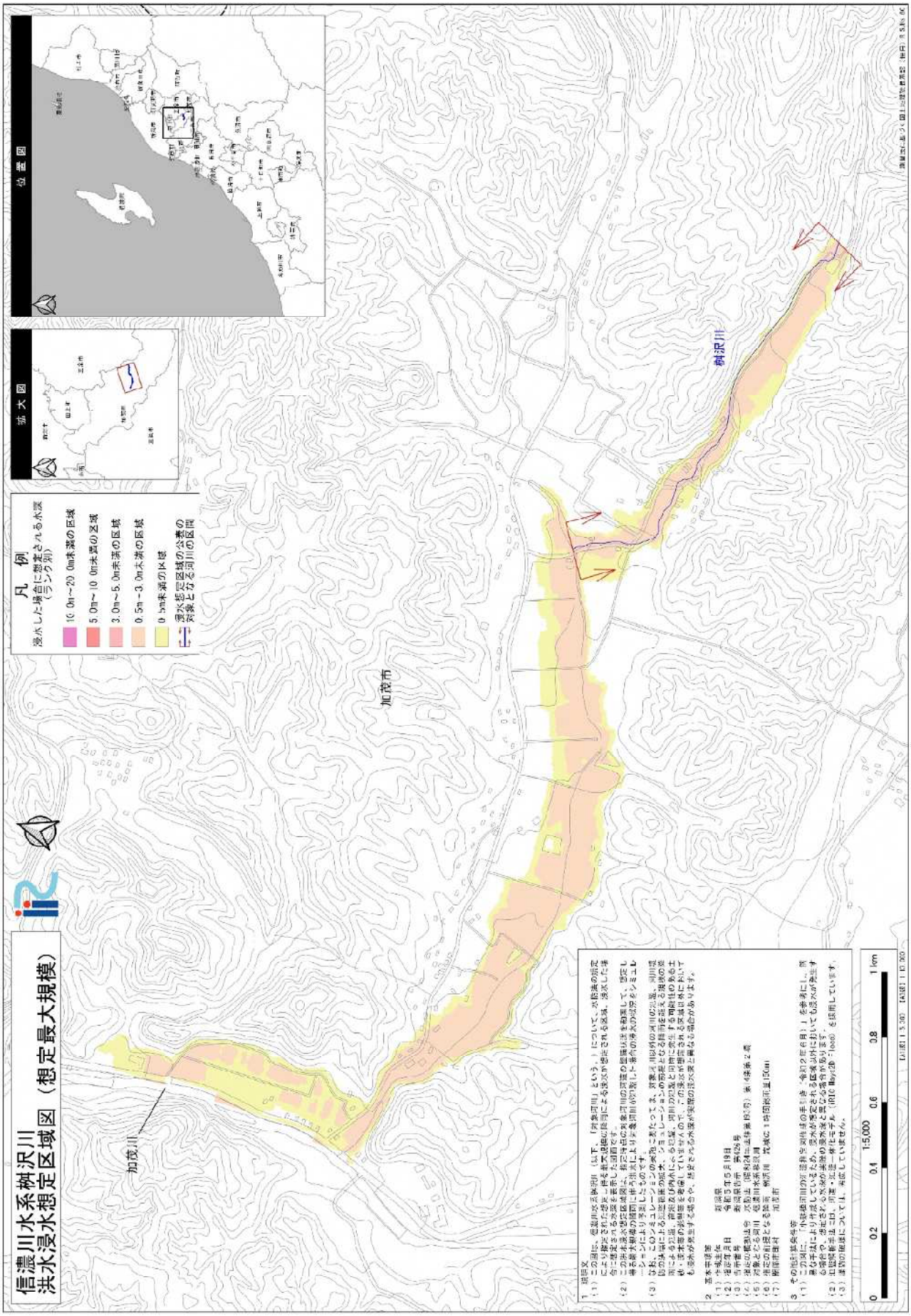
信濃川水系桝沢川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
洪水想定区域の公表の対象となる河川の区間
拡大図
位置図
加茂川
加茂市
桝沢川

■高柳川

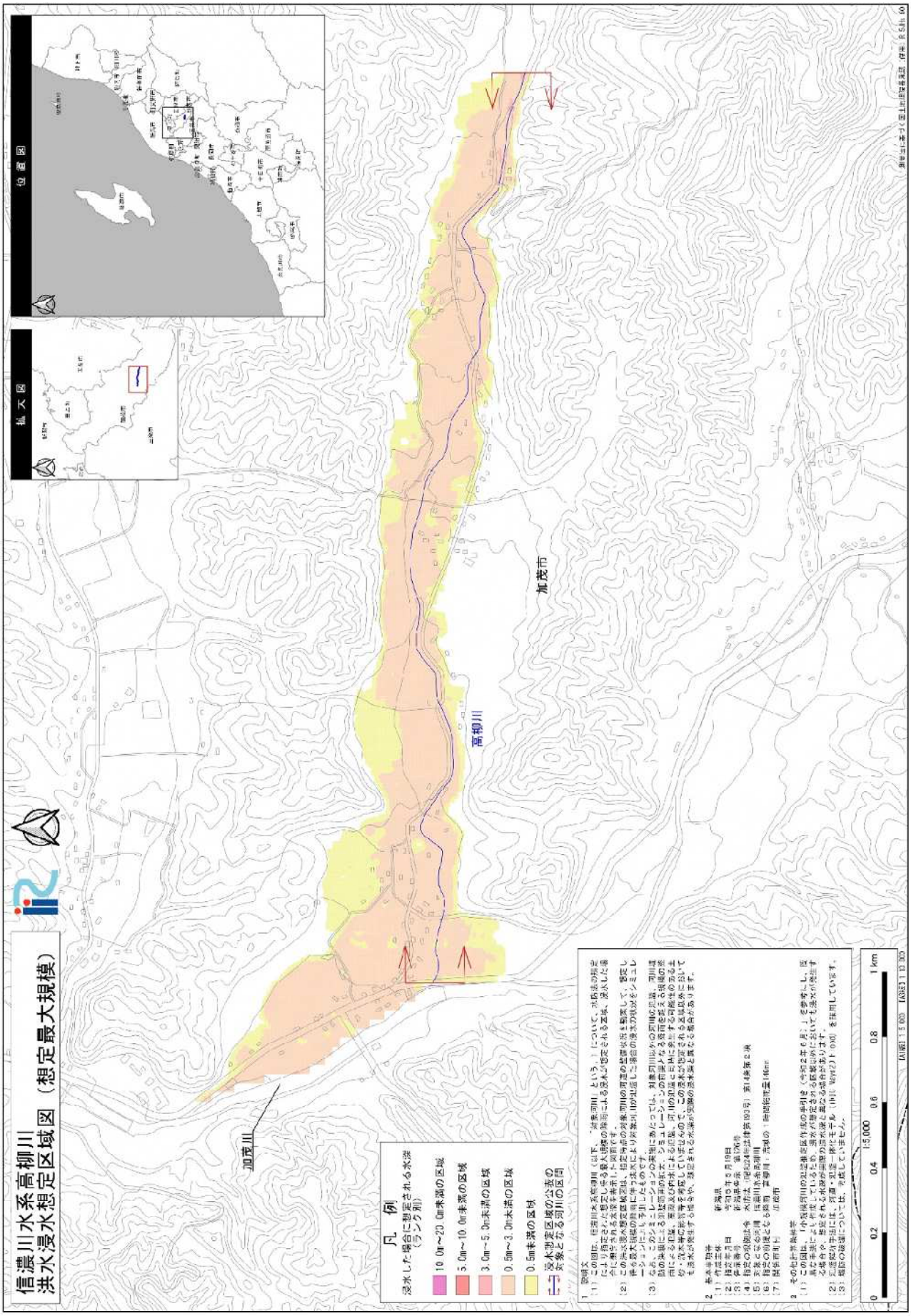
信濃川水系高柳川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の
対象となる河川の区間
加茂川
高柳川
加茂市
位置図
凡例
1　説明文
(1) この図は、信濃川水系高柳川（以下、「対象河川」という。）について、水防法の規定により指定された想定される最大降雨による洪水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を示した図です。
(2) この浸水想定区域図は、想定最大の対象河川の河道の状況を反映して、設定したモデルにより対象河川が氾濫した際の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川の氾濫、河川以外の水路による氾濫や内水による氾濫、河川の堤防に影響する可能性のある土砂・流木による影響等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外においても浸水が発生する恐れや、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2　基本事項等
(1) 作成主体　新潟県
(2) 作成年月日　令和3年3月19日
(3) 作成者の名称　新潟県知事
(4) 指定の根拠法令　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項
(5) 対象となる河川　信濃川水系高柳川　延長16km
(6) 対象区間　左岸　加茂市
(7) 関係市町村　加茂市
3　その他参考事項
(1) この図は、「小規模河川の浸水範囲作成の手引き（令和2年6月）」を参考にし、区域を手作業によって作成しているため、浸水が想定される区域内においても浸水が発生しない場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
(2) 氾濫解析には、洪水・氾濫一体化モデル（iRIC Nays2DFloodを採用しています。
(3) 堤防の破堤については、考慮していません。
0　0.2　0.4　0.6　0.8　1 km
1:5,000
LAMBERT 1:5,000　LAMBERT 1:10,000

■小乙川

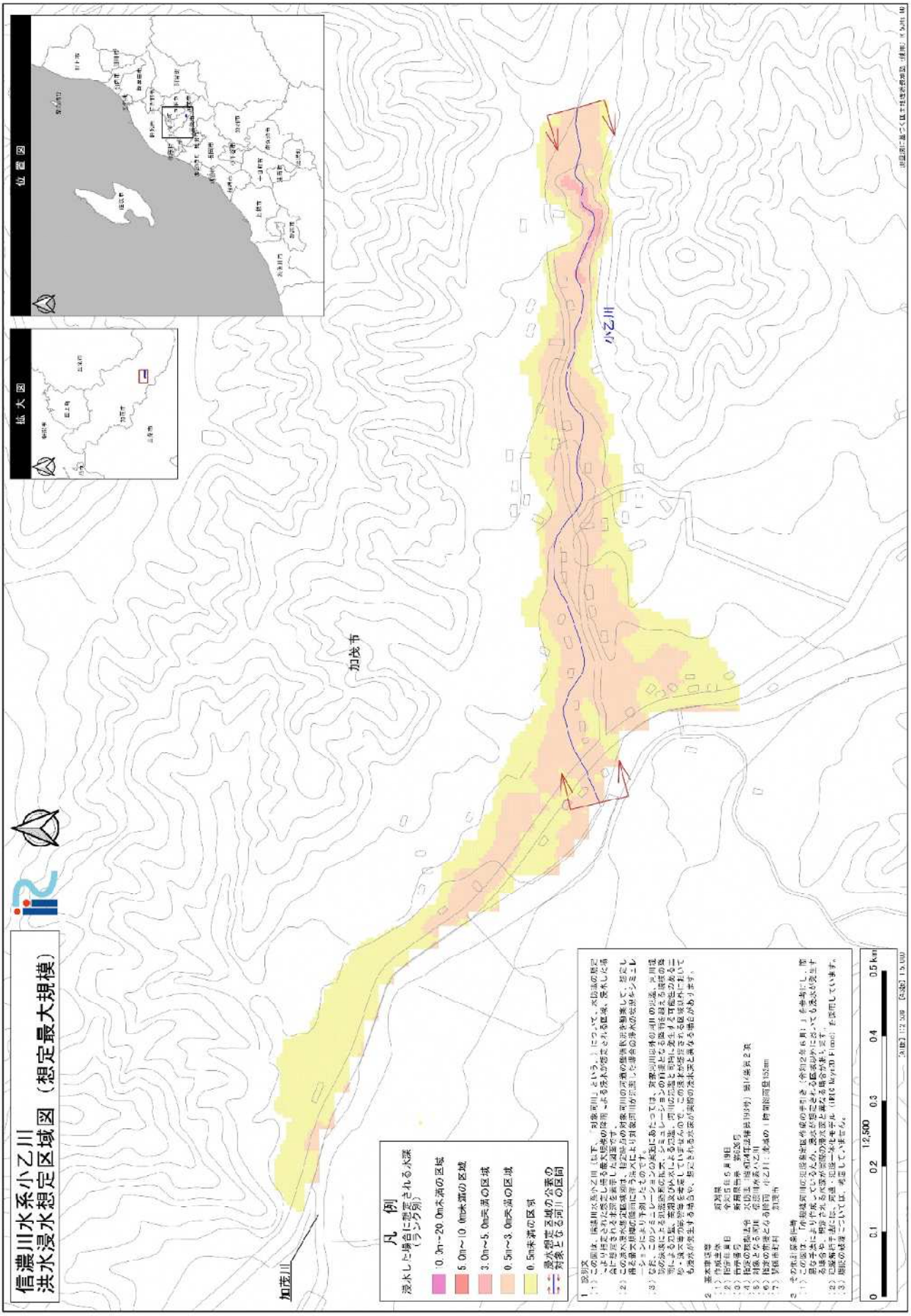
信濃川水系小乙川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
位置図
拡大図
加茂市
小乙川
加茂川
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の対象となる河川の区間
0　0.1　0.2　1:2,500　0.3　0.4　0.5km

■小俣川

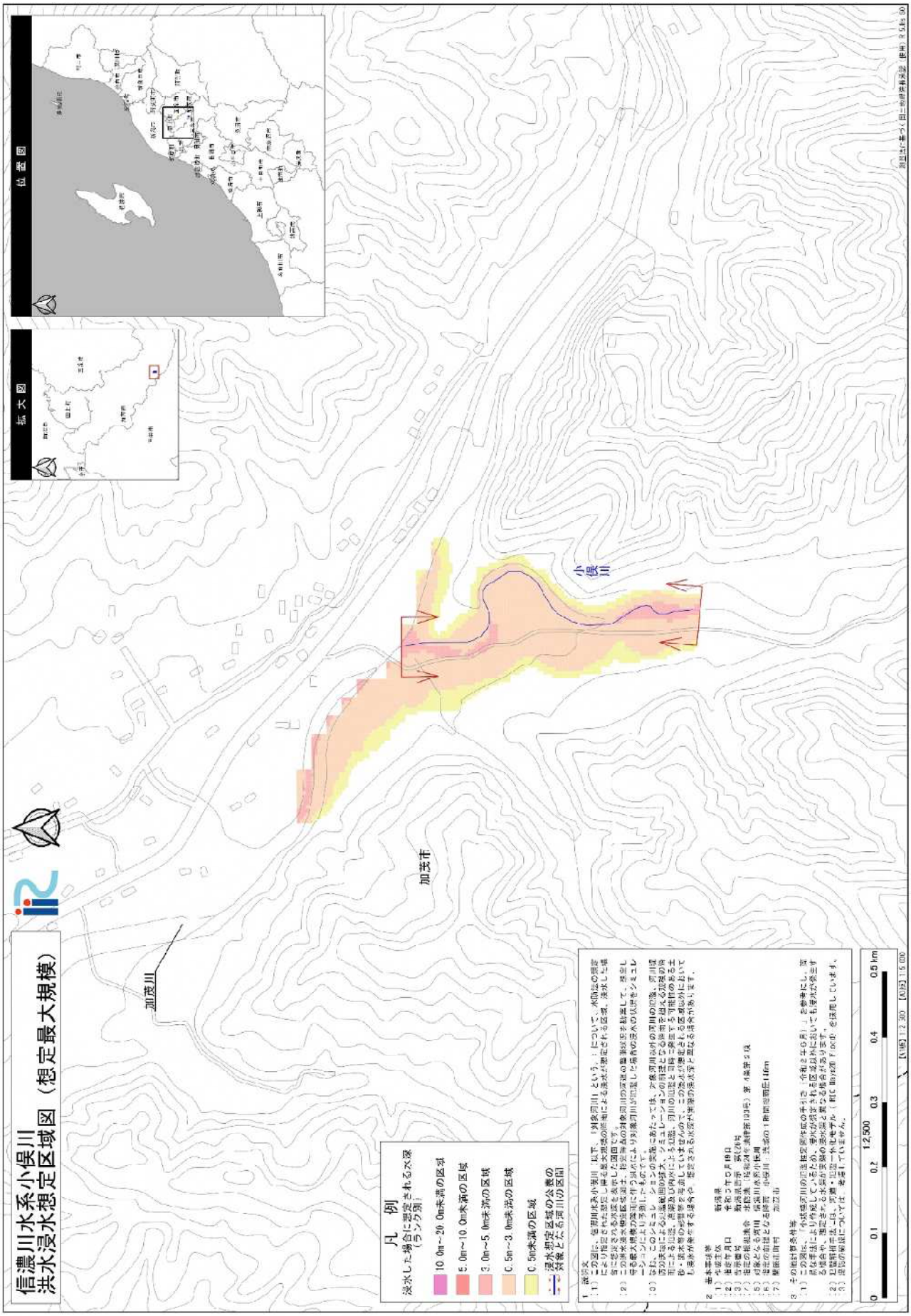
信濃川水系小俣川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の
対象とした小俣川の区間
加茂川
加茂市
小俣川
拡大図
位置図

■加茂大平川

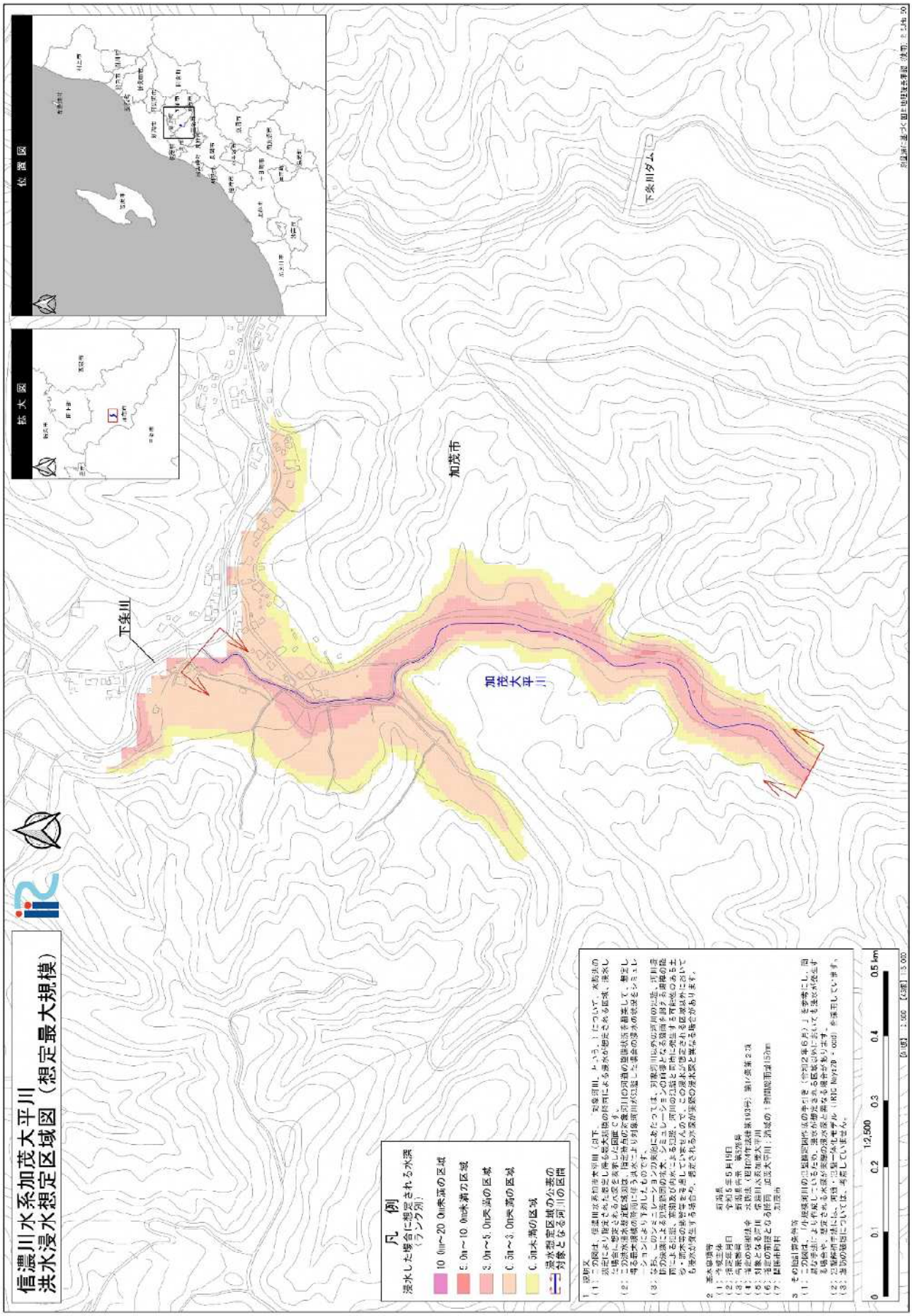
信濃川水系加茂大平川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の
対象となる河川の区間
位置図
拡大図
加茂市
下条川
加茂大平川
下条川ダム
0
0.1
0.2
1:2,500
0.3
0.4
0.5 km

■谷川

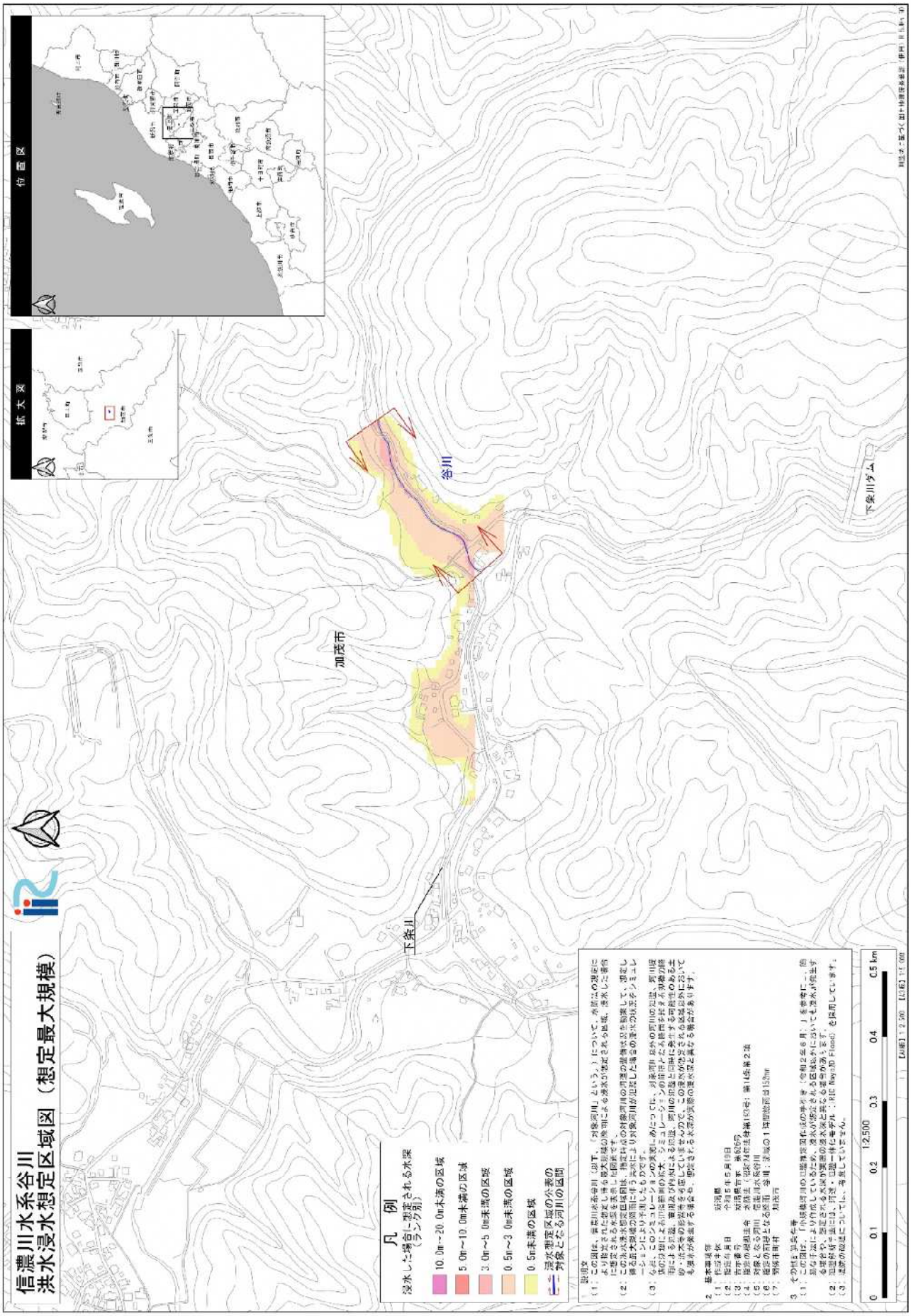
信濃川水系谷川
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の
対象となる河川の区間
説明文
1. 基本事項等
2. その他
拡大図
位置図
加茂市
谷川
下条川
下条川ダム
0
0.1
0.2
1:2,500
0.3
0.4
0.5 km

■牧川

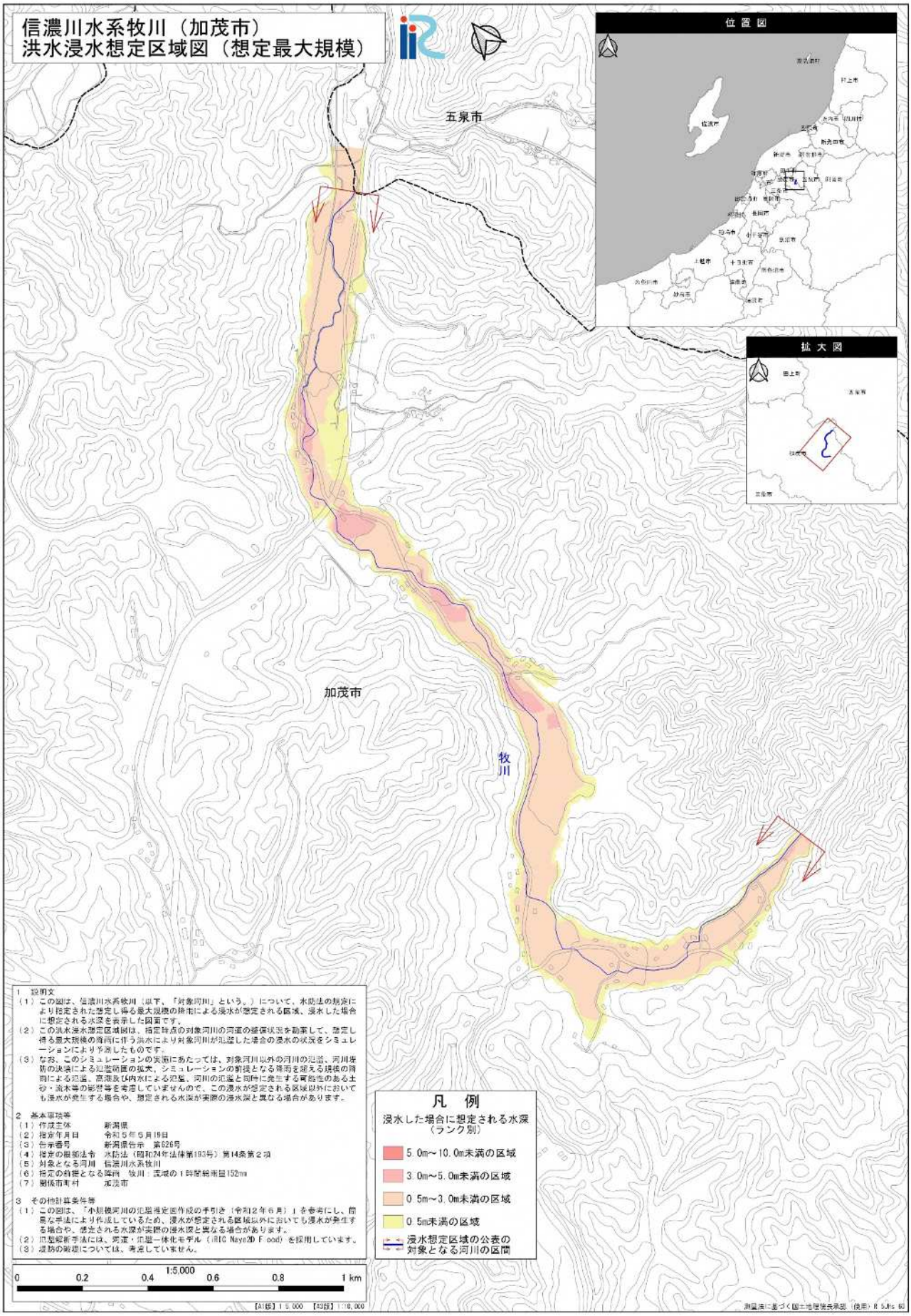
信濃川水系牧川（加茂市）
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
位置図
拡大図
五泉市
加茂市
牧川
凡　例
浸水した場合に想定される水深
（ランク別）
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
浸水想定区域の公表の対象となる河川の区間
1:5,000
0
0.2
0.4
0.6
0.8
1 km
1　説明文
（1）この図は、信濃川水系牧川（以下、「対象河川」という。）について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
（2）この洪水浸水想定区域図は、指定時点の対象河川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川の氾濫、河川堤防の決壊による氾濫範囲の拡大、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫、河川の氾濫と同時に発生する可能性のある土砂・流木等の影響等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2　基本事項等
（1）作成主体　　新潟県
（2）指定年月日　　令和5年6月19日
（3）告示番号　　新潟県告示　第626号
（4）指定の根拠法令　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項
（5）対象となる河川　信濃川水系牧川
（6）指定の根拠となる降雨　牧川：流域の1時間総雨量152mm
（7）関係市町村　　五泉市
3　その他計算条件等
（1）この図は、「小規模河川の氾濫想定図作成の手引き（令和2年6月）」を参考にし、簡易な手法により作成しているため、浸水が想定される区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
（2）氾濫解析手法には、河道・氾濫一体化モデル（iRIC Nays2D Flood）を採用しています。
（3）堤防の破堤については、考慮していません。
【A1版】1:5,000　【A3版】1:10,000
測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 60

2-1-7　保安林指定箇所

（令和３年３月１日現在）

指定番号	所在場所	保安林面積 単位：ha	保安林種			
		実測又は見込	水源涵養	土砂流出	土砂崩壊	なだれ防止
0010	大字狭口字大沢乙 255-1　ほか 4 筆	0.6500			○	
0020	大字狭口字権助乙 328　ほか 6 筆	2.7000				○
0021	大字狭口字七曲乙 325 乙　ほか 10 筆	2.3758		○		
0030	大字狭口字大滝乙 263-3　ほか 5 筆	2.2100		○		
0040	大字上高柳字カヤバミ 953-1　ほか 6 筆	27.9100	○			
0041	大字上高柳字古滝 805-タ　ほか 6 筆	5.0600	○			
0042	大字宮寄上字三場 349-1　ほか 7 筆	35.5104	○			
0043	大字宮寄上字小俣 1653	27.8900	○			
0044	大字宮寄上字大俣 1429	432.0700	○			
0045	大字宮寄上字大俣 1398　ほか 40 筆	122.1600	○			
0046	大字宮寄上字小俣 1702　ほか 12 筆	85.1000	○			
0047	大字宮寄上字小俣 1701	6.9200	○			
0048	大字宮寄上字小俣 1703　ほか 1 筆	40.3500	○			
0049	大字宮寄上字大俣 1397　ほか 3 筆	11.7200	○			
0050	大字上高柳字日景 851-1　ほか 81 筆	109.3000	○			
0051	大字上高柳字ムジナツル子 984　ほか 574 筆	825.0793	○			
0052	大字宮寄上字岩野 411-2　ほか 10 筆	18.0600	○			
0060	大字狭口字峯乙 477-2	0.2000			○	
0070	大字加茂字要害 139	2.4000		○		
0071	大字加茂字要害 165　ほか 10 筆	3.3000		○		
0080	大字狭口字峯乙 524-25	0.1500		○		
0090	大字下条字長福寺戊 4401-2	0.0400			○	
0100	大字狭口字塔ノ上甲 375	0.1600		○		
0110	大字下条字善右エ門沢戊 1939-1　ほか 1 筆	0.0270		○		
0120	大字黒水字袖ノ沢 1189-4　ほか 1 筆	0.2200			○	
0130	大字下土倉字アクバ 594-1	2.5000				○
0140	大字下条字金屎戊 1493-1	0.0393		○		
0150	大字狭口字滝ノ沢甲 187　ほか 7 筆	5.4500		○		
0160	大字下条字大瀧戊 135　ほか 2 筆	0.0642		○		

指定番号	所在場所	保安林面積	保	安	林	種
		実測又は見込	水源涵養	土砂流出	土砂崩壊	なだれ防止
0170	大字上条字開ノ前 3176-4	0.4000			○	
0171	青海町一丁目 3186-8　ほか 2 筆	0.0900			○	
0180	大字狭口字蛇ノケ甲 197　ほか 12 筆	7.2100		○		
0190	大字下条字硲田戊 689-1　ほか 3 筆	0.5200		○		
0200	大字下条字金屎戊 1506	0.6000		○		
0210	大字下条字善右エ門沢戊 2035 甲　ほか 1 筆	0.4100		○		
0230	大字加茂字上ノ山 292　ほか 2 筆	1.4500		○		
0240	大字下条字金屎戊 1519　ほか 24 筆	10.2800		○		
0250	大字狭口字峯口乙 520　ほか 3 筆	0.0031		○		
0251	大字狭口字峯口乙 521-1　ほか 1 筆	0.0046			○	
0260	大字黒水字小池 20-1　ほか 2 筆	0.0489		○		
0270	大字狭口字宮乙 149-1　ほか 1 筆	0.0195		○		
0280	大字下条字杉ノ尾戊 1617　ほか 8 筆	0.6700		○		
0290	大字狭口字鰐ヶ沢甲 211-1　ほか 3 筆	2.3700			○	
0300	大字下大谷字菅ヶ谷地 147　ほか 7 筆	3.3000		○		
0310	大字加茂字七沢 105-1	0.3400			○	
0320	大字下高柳字山王原 37-1　ほか 3 筆	1.3500			○	
0330	大字狭口字中峯甲 460-1　ほか 7 筆	11.7600		○		
0340	大字下条字八幡原丙 363　ほか 1 筆	0.8000			○	
0350	大字狭口字杉ノ入甲 390　ほか 1 筆	3.3600		○		
0360	大字宮寄上字長瀬 1555	15.7800		○		
50 箇所		1830.3821				

2-2　注意すべき社会条件

2-2-1　危険物施設数

（令和５年４月１日現在）

施設別 指定数量別	製造所	貯蔵所							取扱所					計
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油		第一種	第二種	一般	
									営業用	自家用				
		9	13	2	12		10		7	2			16	71

2-2-2　要配慮者利用施設

（令和５年６月１日現在）

※【浸水想定区域】信濃川・加茂川・下条川・大正川のいずれかの河川の浸水想定区域（想定最大規模：Ｌ２想定）内に施設がある場合、最大浸水深を記載

【土砂災害警戒区域】土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に施設がある場合、「○」を記載

■特別養護老人ホーム・老人保健施設等

番号	名　　称	住　　所	電話番号（0256）	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	特別養護老人ホーム平成園	石川 2-2472-1	52-1711	0.5m～3.0m	－
2	特別養護老人ホーム第二平成園	石川 2-2473-1	41-4031	0.5m～3.0m	－
3	特別養護老人ホーム第三平成園	神明町 1-7-1	57-1661	0.5m～3.0m	－
4	介護老人保健施設さくら苑	千刈 2-8-13	53-5353	3.0m～5.0m	－
5	あさひガーデンかも寿楽園	寿町 8-17	47-4333	0.5m～3.0m	－
6	宮の森デイサービスセンター加茂	大郷町 1-8-25	47-4140	0.5m～3.0m	－

■障がい者支援施設

番号	名　　称	住　　所	電話番号（0256）	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	障害者支援施設　第二平成園	石川 2473-1	41-4031	0.5m～3.0m	－

■障がい福祉サービス提供事業所

番号	名　　称	住　　所	電話番号（0256）	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	雪椿の舎	陣ケ峰 4-10	52-9391	0.5m～3.0m	－
2	スプライト	大郷町 1-10-21	47-4095	0.5m～3.0m	－
3	ファンフューチャー	駅前 4-18	64-8150	0.5m～3.0m	○
4	アイワークス	旭町 4-19	46-0238	0.5m～3.0m	－

■地域生活支援センター

番号	名　　称	住　　所	電話番号（0256）	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	やまびこ作業所	幸町 2-3-5	52-9489	0.5m～3.0m	－

■障がい児通所支援事業所

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	放課後等デイサービスわくわくクラブ	新栄町 12-17	53-7873	0.5m～3.0m	－
2	放課後等デイサービスわくわくクラブ　きずな	駅前 1-12-13	53-7873	0.5m～3.0m	－
3	放課後等デイサービスピース	大郷町 1-13-2	47-6822	0.5m～3.0m	－
4	放課後等デイサービスピースカラーズ	寿町 19-3	47-4347	0.5m～3.0m	－

■共同生活援助事業所

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	いんくる加茂にじいろ秋房	秋房 15-3	64-8960	0.5m～3.0m	○
2	いんくる加茂にじいろ赤谷	赤谷 8-7	64-8960	－	○
3	いんくる加茂にじいろ矢立	矢立 6-6	64-8059	－	－
4	ドックテラス加茂寿町	寿町 2-25	64-8016	0.5m～3.0m	－

■医療施設（入院設備のある施設のみ）

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	新潟県立加茂病院	青海町 1-9-1	52-0701	0.5m～3.0m	－
2	さくらクリニック	寿町 9-10	52-9511	0.5m～3.0m	－

■保育園（市立）

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	加茂西宮保育園	青海町 1-1-44	52-9193	0.5m～3.0m	－
2	西加茂保育園	栄町 8-25	52-5580	0.5m～3.0m	－
3	芝野保育園	柳町 2-12-23	53-0294	0.5m～3.0m	－
4	加茂・田上病児保育園	青海町 1-11-3	47-0705	0.5～3.0m	－

■保育園（私立）

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	七谷保育園	黒水 677-2	52-2751	0.5m～3.0m	－
2	宝が丘保育園	八幡 1-10-8	52-1392	－	○
3	加茂新田保育園	加茂新田 6309-2	53-2714	3.0m～5.0m	－
4	下条保育園	中村 6-4	53-2266	0.5m～3.0m	－

■認定こども園（私立）

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	本量寺こども園	五番町 13-15	52-0910	－	○
2	須田保育園	前須田 31-2	52-8863	0.5m～3.0m	－

■幼稚園（私立）

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	加茂テモテ・ルーテル幼稚園	新町 2-11-17	52-0348	－	○
2	加茂葵幼稚園	松坂町 6-3	52-1984	－	○
3	加茂白百合幼稚園	寿町 6-22	52-2248	0.5m～3.0m	－

■子育て支援施設

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	乳幼児あそびの広場	神明町 2-6-27	57-0341	0.5m～3.0m	－
2	須田憩いとあそびの広場	後須田 661-1	53-2078	0.5m～3.0m	－

■小・中学校（市立）

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	七谷小学校	下高柳 35	52-0943	－	－
2	加茂南小学校	五番町 7-1	52-0172	0.5m～3.0m	○
3	加茂小学校	青海町 1-1-5	52-0171	0.5m～3.0m	－
4	石川小学校	石川 2-2-7	52-9853	0.5m～3.0m	－
5	下条小学校	中村 1-1	52-0466	0.5m～3.0m	－
6	須田小学校	前須田 380-1	52-6533	0.5m～3.0m	－
7	七谷中学校	下高柳 25	52-0944	－	○
8	若宮中学校	若宮町 1-21-12	52-0472	－	○
9	加茂中学校	学校町 1-1	52-0262	－	－
10	葵中学校	矢立 15-1	52-5174	－	－
11	須田中学校	後須田 809	52-6019	0.5m～3.0m	－

■高等学校（県立・私立）

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	新潟県立加茂高等学校	幸町 1-17-13	52-2030	0.5m～3.0m	－
2	新潟県立加茂農林高等学校	神明町 2-15-5	52-3115	－	○
3	加茂暁星高等学校	学校町 16-18	52-2000	－	－

■放課後児童クラブ

番号	名　　称	住　　所	電話番号 (0256)	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
1	七谷児童クラブ	下高柳 35	52-0943	－	－
2	南児童クラブ	五番町 7-1	52-0172	0.5m～3.0m	○
3	加茂児童クラブ	青海町 1-1-5	52-0171	0.5m～3.0m	－
4	石川児童クラブ	石川 2-2-7	52-9853	0.5m～3.0m	－
5	下条児童クラブ	中村 1-1	52-0466	0.5m～3.0m	－
6	須田児童クラブ	前須田 380-1	52-6533	0.5m～3.0m	－

2-2-3　指定文化財

（令和５年６月１日現在）

■県指定文化財

種別	名称・数	所有者	指定年月日
考古資料	青海神社境内経塚出土品	青海神社	昭和 37. 3.29
彫刻	木造大日如来坐像（1 軀）	地蔵院	平成 7. 3.28
彫刻	木造伝元三大師坐像（1 軀）	雙璧寺	平成 20. 3.25
彫刻	木造阿弥陀如来立像（1 軀）	西光寺	平成 20. 3.25

■市指定文化財

種別	名称・数	所有者	指定年月日
建造物	青海神社社殿（本殿 3 棟・鴛張廊下、計 4 棟）	青海神社	昭和 50. 1.12
建造物	青海神社由緒碑（1 基）	青海神社	昭和 50. 1.12
建造物	鶴巻家住宅主屋・酒蔵	個人	平成 13. 3.27
建造物	鶴巻家住宅旧七谷郵便局舎（1 棟）	個人	平成 13. 3.27
建造物	浅見家住宅（1 棟）	個人	平成 19. 7.11
建造物	加茂製材事務所棟（1 棟）	加茂製材㈱	平成 19. 7.11
建造物	旧生田屋主屋・土蔵（3 棟）	加茂市	平成 29. 3. 2
絵画	古川茂陵画像（1 幅）	個人	昭和 50. 1.12
絵画	絹本著色両界曼荼羅（2 鋪）	金泉寺	平成 13. 3.27
絵画	若宮八幡宮格天井画（45 面）	若宮八幡宮	平成 15. 5.13
工芸品	太刀（安綱・国次、計 2 振）	青海神社	昭和 50. 1.12
書跡・典籍	良寛遺墨（23 点）	加茂文化会館	昭和 62. 8.11
古文書	古川家文書（7 点）	個人	昭和 50. 1.12
古文書	市川家文書（2 点）	加茂市教育委員会	昭和 50. 1.12
古文書	図書館文書（絵図 2 点）	加茂市立図書館	昭和 50. 1.12
古文書	浅野家文書（36 点）	個人	昭和 63.12. 6
古文書	小柳家文書（108 点）	加茂市教育委員会	昭和 63.12. 6
古文書	斎藤家文書（2 点）	個人	平成 2. 5.15
古文書	小柳家文書（109 点）	加茂市民俗資料館	平成 8. 8.12
考古資料	七谷水源池遺跡出土土器（3 点）	加茂市民俗資料館	昭和 50. 1.12
考古資料	千刈遺跡出土土器（14 点）	加茂市民俗資料館	昭和 50. 1.12
考古資料	丸山遺跡出土品（230 点）	加茂市民俗資料館	平成 15. 5.13
考古資料	鬼倉遺跡出土品（122 点）	加茂市民俗資料館	平成 19. 7.11
考古資料	板碑（黒水東）（2 基）	個人	令和 3. 3. 3
考古資料	岡ノ町古銭出土地出土品（一括）	加茂市民俗資料館 個人	令和 5. 3. 1
歴史資料	版木（15 点）	個人	平成 2. 5.15

種別	名称・数	所有者	指定年月日
歴史資料	鉄道車両モハ１　１両	加茂市	平成 13. 3.27
歴史資料	鉄道車両モハ 61 １両	加茂市	平成 13. 4.12
歴史資料	電気機関車 ED1　１両	加茂市	平成 22. 1.13
歴史資料	森田千庵遺品（9 点）	加茂市立図書館	平成 15. 5.13
歴史資料	銀田鴨背遺稿集（33 点）	加茂市立図書館	平成 15. 5.13
歴史資料	白玉粉製造機械（9 点）	㈱渡英商店	令和元.12. 4
芸能	平家琵琶	個人	平成 19. 7.11
芸能	長唄うしろ面	市山七十梅寿	令和 4. 3. 2
有形民俗文化財	灌漑用具（てっぽう・だいろ・じゃ車・計 3 点）	加茂市民俗資料館	昭和 50. 1.12
有形民俗文化財	漢方薬製薬器具（1 式）	加茂市民俗資料館	昭和 50. 1.12
有形民俗文化財	手加工時代の建具製造工具（130 点）	加茂市民俗資料館	昭和 53.12.12
無形民俗文化財	青海神社神事（鎮火祭・御粥神事）	青海神社	昭和 50. 1.12
史跡	勅使手植の欅跡	青海神社	昭和 50. 1.12
史跡	明治天皇行在所跡	加茂市	昭和 50. 1.12
史跡	加茂山要害城砦跡	個人	昭和 50. 1.12
史跡	丸山遺跡	加茂市	平成 15. 5.13
史跡	高柳城跡	個人	平成 19. 7.11
史跡	薬師山城跡	個人・賢聖寺	平成 19. 7.11
天然記念物	翁杉（1 本）	青海神社	昭和 50. 1.12
天然記念物	カモナナタニムカシイトヨ化石(2 点)	加茂市民俗資料館	令和 4. 3. 2
彫刻	銅造阿弥陀如来立像（1 軀）	谷泉寺	平成 5. 9.14
彫刻	木造二天王立像（2 軀）	雙璧寺	平成 6.12.13
彫刻	木造薬師如来坐像（1 軀）	金泉寺	平成 13. 3.27
彫刻	木造男神女神坐像(2 軀)附猿像(1 軀)	日吉神社	平成 19. 7.11
彫刻	木造釈迦如来坐像	耕泰寺	平成 19. 7.11
彫刻	石川雲蝶の彫刻　計 7 点	十二神社	平成 22. 7.22

■国登録文化財

種別	名称・数	所有者	指定年月日
建造物	山重本店店舗（1 棟）	個人	令和 3.10.14
建造物	山重仲町通店座敷棟（旧加茂錦酒造主屋）（1 棟）	㈱割烹山重	令和 3.10.14
建造物	山重山の蔵（旧加茂錦酒造蔵）（1 棟）	㈱割烹山重	令和 3.10.14
建造物	新潟県立加茂農林高等学校第二洋灯室（ランプ記念館）（1 棟）	新潟県	令和 4. 2.17
建造物	新潟県立加茂農林高等学校正面(1 棟)	新潟県	令和 4. 2.17

３　防災施設等に関する資料

3-1　水害関連施設

3-1-1　水防倉庫

■水防倉庫所在地

（令和５年６月１日現在）

水防倉庫名	所　　在　　地
下高柳	七谷小学校グラウンド脇
狭口	小貫橋左岸
千刈	千刈公園付近
加茂新田	諏訪ノ木集会所隣
下条	大曲公園脇

■水防倉庫資材

（令和５年６月１日現在）

資材	規格	単位	加茂川				下条川	合計
			下高柳	狭口	千刈	加茂新田	下条	
鋼杭	90cm	(本)					108	108
	120cm	(本)					27	27
	150cm	(本)			59			59
玉縄	荒縄	(玉)	7	10	10	5	9	41
	PPロープ	(玉)			4		8	12
鉄線		(kg)	15	50	150	15	10	240
布袋類		(袋)	2,000	2,000	10,800	3,700	4,500	23,000
大型土のう袋		(袋)			50		4	54
板		(枚)		55	71	23		149
ロープ		(本)	1	4	3	2	6	16
杭木		(本)	850	350	660	150	870	2,880
ビニールシート		(枚)	10	10	59	10	10	99
塩ビパイプ	100φ2m	(本)					2	2
	100φ4m	(本)					1	1
両手ハンマー		(丁)	1		3	1	5	10
片手ハンマー		(丁)	2		1		1	4
げんのう		(丁)		3	3	1	6	13
ツルハシ		(丁)	1	1	4	1	3	10
カケヤ		(丁)	4	2	1	2	5	14
スコップ		(丁)	10	20	15	10	29	84
オノ	両手	(丁)	1	1	2	1	3	8
	片手	(丁)	1	1	2	1	3	8
鎌		(丁)	2	2	14	2	3	23
ペンチ		(丁)	1	2	5	2	2	12
番線カッター		(丁)	1		1			2
のこぎり		(丁)	2	2	6	8	5	23
ナタ		(丁)		3	3	2	3	11
タコ		(丁)				2		2
鍬		(丁)	1	1	2	1	3	8
一輪車		(台)			4			4
カッターナイフ		(丁)	1	1	2	1	2	7
ライフジャケット		(着)	10	10	15	10	10	55
水難救助用ロープ	20m	(本)	2	2	2	2	2	10
	6m	(本)	10	10	10	10	10	50

3-1-2　水害時排水施設

（令和４年３月１日現在）

ポンプ施設の名称	ポンプ施設位置	ポンプ能力	数量	施設能力 １分間揚水量	摘要
西加茂雨水排水ポンプ場	大字加茂字千代橋	口径 1000㎜×145.5 ㎥/分	２台	291 ㎥/分	分流式雨水排水ポンプ場
下条雨水排水ポンプ場	大字下条字新堀	口径 400㎜×20 ㎥/分	２台	179 ㎥/分	分流式雨水排水ポンプ場
		口径 700㎜×65 ㎥/分	２台		
千刈雨水排水ポンプ場	千刈３丁目	口径 400㎜×16.5 ㎥/分	２台	33 ㎥/分	分流式雨水排水ポンプ場（ゲートポンプ方式）
堰ノ川雨水排水ポンプ場	大字黒水字丸山	口径 250㎜×8 ㎥/分	１台	8 ㎥/分	

3-2　地震災害関連施設

3-2-1　震度計設置場所

（令和３年３月１日現在）

設置場所	住所	位置
加茂市役所	加茂市幸町２－３－５	東経　139°　02′ 北緯　　37°　39′

４　災害時緊急対応における資料

4-1　避難施設

4-1-1　避難施設一覧

（令和５年４月１日現在）

※１　区分について
【１次】発災時に優先して避難場所として使用する施設。
【２次】１次で収容能力が不足する場合に予備的に使用する施設。
※２　指定緊急避難場所について
【○】使用可能
【△】建物の２階以上使用可能（洪水）、一部使用不可（土砂災害）
【×】使用不可
※３　収容人員は新潟県防災地域計画準拠。また、感染症等社会的条件により、変動する場合がある。

【屋内施設】

整理番号	地区	施設名	区分 ※１	住所	電話 (0256)	指定緊急避難場所（地震） ※２	指定緊急避難場所（洪水） ※２			指定緊急避難場所（土砂災害） ※２	指定避難所	階数	避難に利用する場所の合計床面積 （㎡）	収容人員（2人：3.3㎡） ※３
							信濃川	加茂川	下条川					
1	七谷	加茂七谷温泉 美人の湯	１次	宮寄上１３－１	41-4122	○	○	△	○	○	○	2	700	424
2	七谷	七谷小学校（体育館）	１次	下高柳３５	52-0943	○	○	○	○	○	○	2	1,088	659
	七谷	七谷小学校（校舎）	１次	下高柳３５	52-0943	×	○	△	○	○	○	3	696	422
3	七谷	七谷中学校（体育館）	１次	下高柳２５	52-0944	○	○	○	○	×	○	1	635	385
	七谷	七谷中学校（校舎）	１次	下高柳２５	52-0944	×	○	○	○	×	○	3	313	190
4	七谷	七谷コミュニティセンター	１次	下大谷１０４５－１	53-2588	○	○	×	○	×	○	1	175	106

整理番号	地区	施設名	区分 ※１	住所	電話 (0256)	指定緊急避難場所（地震） ※２	指定緊急避難場所（洪水） ※２			指定緊急避難場所（土砂災害） ※２	指定避難所	階数	避難に利用する場所の合計床面積（㎡）	収容人員（2人：3.3㎡） ※３
							信濃川	加茂川	下条川					
5	七谷	七谷保育園	２次	黒水６７７－２	52-2751	×	○	×	○	○	○	1	129	78
6	狭口	勤労者体育センター	１次	狭口甲１０８２－４	53-2206	○	○	×	○	○	○	1	1,656	1,004
7	狭口	体操トレーニングセンター	１次	狭口甲１１７０－１	46-8544	○	○	×	○	×	○	2	835	506
8	狭口	勤労青少年ホーム	１次	狭口甲１０８２－１	52-6116	×	○	×	○	○	○	3	400	242
9	狭口	かも川荘	２次	狭口甲１０７６－１	52-4412	×	○	×	○	○	○	1	128	78
10	加茂	若宮中学校（体育館）	１次	若宮町１－２１－１２	52-0472	○	○	○	○	△	○	1	957	580
	加茂	若宮中学校（校舎）	１次	若宮町１－２１－１２	52-0472	○	○	○	○	△	○	4	1,502	910
11	加茂	加茂南小学校（体育館）	１次	五番町７－１	52-0172	○	○	○	○	○	○	3	1,097	665
	加茂	加茂南小学校（校舎）	１次	五番町７－１	52-0172	○	○	△	○	△	○	3	1,614	978
12	加茂	本量寺こども園	２次	五番町１３－１５	52-0910	×	○	○	○	×	○	2	607	368
13	加茂	中央コミュニティセンター	１次	五番町１－１	57-7775	○	○	△	○	○	○	2	102	62
	加茂	市民交流センター	１次	五番町１－１	52-2252	×	○	△	○	○	○	2	536	325
14	加茂	駅前集会所	２次	駅前１	52-0080	○	○	×	○	○	○	1	55	33

整理番号	地区	施設名	区分 ※１	住所	電話 (0256)	指定緊急避難場所（地震）※２	指定緊急避難場所（洪水）※２			指定緊急避難場所（土砂災害）※２	指定避難所	階数	避難に利用する場所の合計床面積（㎡）	収容人員（2人：3.3㎡）※３
							信濃川	加茂川	下条川					
15	加茂	市民体育館	１次	加茂２２９－１	52-1953	×	○	○	○	○	○	3	1,166	707
	加茂	公民館	１次	加茂２２９－１	52-1953	×	○	○	○	○	○	2	543	329
16	加茂	加茂葵幼稚園	２次	松坂町６－３	52-1984	○	○	○	○	×	○	2	210	127
17	加茂	葵中学校（体育館）	１次	矢立１５－１	52-5174	○	○	○	○	○	○	1	1,191	722
	加茂	葵中学校（校舎）	１次	矢立１５－１	52-5174	×	○	○	○	○	○	4	964	584
18	加茂	宝が丘保育園	２次	八幡１－１０－８	52-1392	×	○	○	○	×	○	2	336	204
19	加茂	加茂農林高等学校（体育館）	２次	神明町２－１５－５	52-3115	○	○	○	○	×	○	2	3,298	1,999
20	加茂	上条コミュニティセンター	１次	神明町２－６－２６	57-1021	×	○	△	○	○	○	2	124	75
21	加茂	加茂小学校（体育館）	１次	青海町１－１－５	52-0171	○	○	×	○	○	○	1	1,321	801
	加茂	加茂小学校（校舎）	１次	青海町１－１－５	52-0171	×	○	△	○	○	○	3	1,721	1,043
22	加茂	加茂西宮保育園	２次	青海町１－１－４４	52-9193	×	○	△	○	○	○	2	391	237
23	加茂	北コミュニティセンター	１次	赤谷２１－１４	53-3380	○	○	○	○	○	○	1	159	96

整理番号	地区	施設名	区分 ※１	住所	電話 (0256)	指定緊急避難場所（地震） ※２	指定緊急避難場所（洪水） ※２			指定緊急避難場所（土砂災害） ※２	指定避難所	階数	避難に利用する場所の合計床面積（㎡）	収容人員（2人：3.3㎡） ※３
							信濃川	加茂川	下条川					
24	加茂	加茂中学校（体育館）	１次	学校町１－１	52-0262	○	○	○	○	○	○	1	1,498	908
	加茂	加茂中学校（校舎）	１次	学校町１－１	52-0262	○	○	○	○	○	○	3	1,018	617
25	加茂	加茂高等学校（体育館）	２次	幸町１－１７－１３	52-2030	○	×	×	○	○	○	1	1,824	1,105
26	加茂	文化会館	２次	幸町２－３－５	53-0842	○	×	×	○	○	○	4	398	241
27	加茂	産業センター	２次	幸町２－２－４	53-3450	○	△	△	△	○	○	3	1,074	651
28	加茂	母子健康センター	２次	幸町２－３－５	52-4085	×	△	△	○	○	○	2	180	109
29	加茂	ゆきつばき荘	１次	幸町２－３－５	52-0267	×	△	△	○	○	○	2	263	159
30	加茂	石川小学校（体育館）	１次	石川２－２－７	52-9853	○	×	×	○	○	○	1	986	598
	加茂	石川小学校（校舎）	１次	石川２－２－７	52-9853	○	△	△	○	○	○	3	1,555	942
31	加茂	西加茂保育園	２次	栄町８－２５	52-5580	×	×	×	×	○	○	1	361	219
32	加茂	西加茂集会所	２次	大郷町１－６－１０	52-0080	○	○	×	×	○	○	1	67	41
33	西地区	公民館西分館（体育館）	１次	加茂新田６１６６－１	52-0478	×	×	×	×	○	○	1	337	204
	西地区	公民館西分館（校舎）	１次	加茂新田６１６６－１	52-0478	×	×	×	△	○	○	2	820	497

整理番号	地区	施設名	区分 ※１	住所	電話 (0256)	指定緊急避難場所 (地震) ※２	指定緊急避難場所 (洪水) ※２			指定緊急避難場所 (土砂災害) ※２	指定 避難所	階数	避難に利用する場所の合計床面積 (㎡)	収容人員 (2人：3.3㎡) ※３
							信濃川	加茂川	下条川					
34	西地区	加茂新田保育園	２次	加茂新田６３０９－２	53-2714	×	×	×	○	○	○	2	243	147
35	西地区	すぱーく加茂	２次	加茂新田９７５４	53-4460	×	×	×	×	○	○	1	1,040	630
36	下条	下条小学校（体育館）	１次	中村１－１	52-0466	○	×	○	×	○	○	1	763	462
	下条	下条小学校（校舎）	１次	中村１－１	52-0466	×	△	○	△	○	○	3	768	465
37	下条	下条保育園	２次	中村６－４	53-2266	○	△	○	△	○	○	2	228	138
38	下条	下条体育センター	１次	中村６－１４	53-0275	○	△	○	△	○	○	2	2,090	1,267
39	下条	下条コミュニティセンター	１次	中村６－１７	53-0788	○	△	○	△	○	○	2	185	112
40	下条	芝野保育園	２次	柳町２－１２－２３	53-0294	×	○	○	△	○	○	2	422	256
41	須田	須田中学校（体育館）	１次	後須田８０９	52-6019	○	×	○	○	○	○	1	765	464
	須田	須田中学校（校舎）	１次	後須田８０９	52-6019	○	△	○	○	○	○	1	950	576
42	須田	公民館須田分館	１次	後須田７０１－１	52-8394	×	△	○	○	○	○	2	789	478

整理番号	地区	施設名	区分 ※１	住所	電話 (0256)	指定緊急避難場所（地震）※２	指定緊急避難場所（洪水）※２			指定緊急避難場所（土砂災害）※２	指定避難所	階数	避難に利用する場所の合計床面積（㎡）	収容人員（2人：3.3㎡）※３
							信濃川	加茂川	下条川					
43	須田	須田小学校（体育館）	１次	前須田３８０－１	52-6533	○	×	○	○	○	○	1	573	347
	須田	須田小学校（校舎）	１次	前須田３８０－１	52-6533	×	△	○	○	○	○	3	550	333
44	須田	須田保育園	２次	前須田３１－２	52-8863	○	△	○	○	○	○	2	383	232
45	須田	須田コミュニティセンター	１次	前須田１－１	53-3121	○	×	○	○	○	○	1	179	108

【屋外施設】

整理番号	地区	施設名	区分	住所	電話（0256）	指定緊急避難場所（地震）	指定緊急避難場所（洪水）			指定緊急避難場所（土砂災害）	避難に利用する場所の合計面積（㎡）	収容人員（1人：1㎡）
							信濃川	加茂川	下条川			
1	七谷	七谷中学校グラウンド	１次	下高柳２５	52-0944	○	○	×	○	×	10,502	10,502
2	狭口	陸上競技場	１次	大字狭口甲１０７５－１	53-2206	○	○	×	○	○	26,199	26,199
3	加茂	若宮中学校グラウンド	１次	若宮町１－２１－１２	52-0472	○	○	○	○	×	13,187	13,187
4	加茂	加茂南小学校グラウンド	１次	五番町７－１	52-0172	○	○	×	○	×	4,413	4,413
5	加茂	若宮公園	１次	大字上条字東俣３９７５	52-0080	○	○	○	○	×	154,619	154,619
6	加茂	駅前公園	１次	駅前１０	52-0080	○	○	×	○	○	609	609
7	加茂	駅前２号公園	１次	駅前１	52-0080	○	○	×	○	○	853	853
8	加茂	加茂山公園	１次	加茂２２８	52-0080	○	○	○	○	×	153,500	153,500
9	加茂	葵中学校グラウンド	１次	矢立１５－１	52-5174	○	○	○	○	○	12,462	12,462
10	加茂	八幡の森公園	１次	八幡１－９	52-0080	○	○	○	○	×	1,521	1,521
11	加茂	加茂農林高等学校グラウンド	１次	神明町２－１５－５	52-3115	○	○	×	○	○	24,500	24,500

整理番号	地区	施設名	区分	住所	電話（0256）	指定緊急避難場所（地震）	指定緊急避難場所（洪水）			指定緊急避難場所（土砂災害）	避難に利用する場所の合計面積（㎡）	収容人員（1人：1㎡）
							信濃川	加茂川	下条川			
12	加茂	加茂小学校グラウンド	１次	青海町１－１－５	52-0171	○	○	×	○	○	7,490	7,490
13	加茂	加茂中学校グラウンド	１次	学校町１－１	52-0262	○	○	○	○	×	16,184	16,184
14	加茂	赤谷公園	１次	赤谷２１	52-0080	○	○	○	○	×	1,882	1,882
15	加茂	千刈公園	１次	千刈１－１０	52-0080	○	○	×	○	○	2,673	2,673
16	加茂	石川小学校グラウンド	１次	石川２－２－７	52-9853	○	×	×	×	○	10,790	10,790
17	加茂	加茂高等学校グラウンド	１次	幸町１－１７－１３	52-2030	○	○	×	×	○	25,575	25,575
18	加茂	石川公園	１次	石川１－３９１３－５	52-0080	○	×	×	○	○	5,684	5,684
19	加茂	番田公園	１次	幸町１－９	52-0080	○	○	×	×	○	1,954	1,954
20	加茂	釜淵公園	１次	栄町５	52-0080	○	○	×	×	○	3,249	3,249
21	加茂	中谷地公園	１次	栄町１６	52-0080	○	○	×	×	○	2,184	2,184
22	加茂	西口公園	１次	寿町２	52-0080	○	○	×	×	○	361	361
23	西地区	公民館西分館グラウンド	１次	加茂新田６１６６－１	52-0478	○	×	×	×	○	3,350	3,350

整理番号	地区	施設名	区分	住所	電話（0256）	指定緊急避難場所（地震）	指定緊急避難場所（洪水）			指定緊急避難場所（土砂災害）	避難に利用する場所の合計面積（㎡）	収容人員（1人：1㎡）
							信濃川	加茂川	下条川			
24	西地区	川西野球場	１次	加茂新田３１７３	53-2206	○	×	×	×	○	16,223	16,223
25	下条	下条小学校グラウンド	１次	中村１－１	52-0466	○	○	○	×	○	6,751	6,751
26	下条	横江公園	１次	横江２	52-0080	○	○	○	×	○	2,068	2,068
27	須田	須田小学校グラウンド	１次	前須田３８０－１	52-6533	○	×	○	○	○	3,880	3,880
28	須田	須田中学校グラウンド	１次	後須田８０９	52-6019	○	×	○	○	○	9,740	9,740
29	須田	須田中央公園	１次	後須田６６１－１	52-0080	○	×	○	○	○	1,573	1,573

【福祉避難所】

整理番号	地区	施設名	区分	住所	電話(0256)	地震	洪水			土砂災害	受入可能人数
							信濃川	加茂川	下条川		
1	加茂	平成園	福祉避難所	石川２－２４７２－１	52-1711	○	×	×	○	○	3
2	加茂	第二平成園	福祉避難所	石川２－２４７３－１	41-4031	○	△	△	○	○	3
3	加茂	第三平成園	福祉避難所	神明町１－７－１	57-1661	○	○	△	○	○	3
4	加茂	さくら苑	福祉避難所	千刈２－８－１３	53-5353	○	△	×	○	○	3

4-2　緊急輸送

4-2-1　市有自動車

市有自動車一覧

（令和５年６月１日現在）

台数	所管課	品　名	ﾘｰｽ	登録番号	車　名
19	財政課	乗用車		新潟 300 ぬ 1177	日産 ｸﾞﾛﾘｱ(議長車)
			○	新潟 301 の 5326	ﾄﾖﾀ ｴｽﾃｨﾏ(市長車)
				新潟 501 ゆ 2571	ﾎﾝﾀﾞ ﾌｨｯﾄ
				新潟 500 ま 9134	ﾎﾝﾀﾞ ｽﾃｯﾌﾟﾜｺﾞﾝ
				新潟 502 な 5491	日産 ｳｲﾝｸﾞﾛｰﾄﾞ
				新潟 502 め 8480	ﾎﾝﾀﾞ ｴｱｳｪｰﾌﾞ
				新潟 44 め 3015	日産 ｷｬﾗﾊﾞﾝ
				新潟 400 と 9257	ﾄﾖﾀ ｻｸｼｰﾄﾞﾊﾞﾝ
				新潟 400 ね 8493	ﾄﾖﾀ ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
		軽自動車		新潟 480 つ 6553	ﾎﾝﾀﾞ ﾎﾋﾞｵ
				新潟 58 ゆ 3694	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾑｰﾌﾞﾗﾃ
				新潟 50 ま 3422	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR(№3)
				新潟 581 か 6730	日産 ﾓｺ
		マイクロバス		新潟 200 さ 110	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ
				新潟 22 さ 4863	三菱 ﾛｲﾔﾙ(ﾏｲｸﾛﾊﾞｽ)
		除雪車		新潟 00 も 1357	ｶﾜｻｷ ﾄﾞｰｻﾞ
		原動機付自転車		加茂市 あ 3246	ｽｽﾞｷ ﾊﾞｰﾃﾞｨ
				加茂市 あ 3263	ｽｽﾞｷ ﾊﾞｰﾃﾞｨ
				加茂市 あ 3265	ｽｽﾞｷ ﾊﾞｰﾃﾞｨ
21	総務課	軽自動車		新潟 581 ゆ 5950	ﾀﾞｲﾊﾂ
			○	新潟 480 と 6429	ﾀﾞｲﾊﾂ
			○	新潟 480 な 1998	ﾀﾞｲﾊﾂ
		ポンプ積載車		新潟 88 さ 2882	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 3901	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 4974	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 4975	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 5724	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 5725	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 5887	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 5888	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 5889	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 7451	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 7452	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 さ 9848	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 88 す 3692	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 さ 686	日産 ｱﾄﾗｽ
				新潟 800 さ 802	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 さ 1999	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 さ 2001	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 さ 3547	日産 ｱﾄﾗｽ

台数	所管課	品　名	ﾘｰｽ	登録番号	車　名
17	総務課	ポンプ積載車		新潟 800 さ 3565	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 さ 4813	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 さ 5976	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 さ 8350	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 す 251	ﾄﾖﾀ
				新潟 800 す 6673	いすゞ 資機材搭載型
				新潟 800 せ 3812	日産 支援車
		消防ポンプ車		新潟 88 さ 1297	日産 ｻﾌｧﾘ
				新潟 88 さ 7114	ﾄﾖﾀ ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰ
				新潟 88 さ 7115	ﾄﾖﾀ ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰ
				新潟 88 さ 8022	ﾄﾖﾀ ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰ
				新潟 88 さ 8884	ﾄﾖﾀ ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰ
				新潟 88 さ 9833	日産 ｻﾌｧﾘ
				新潟 88 す 854	日産 ｻﾌｧﾘ
				新潟 88 す 1334	日産 ｻﾌｧﾘ
		給水車		新潟 800 す 3932	いすゞ ｴﾙﾌ(給水車№1)
				新潟 800 す 3933	いすゞ ｴﾙﾌ(給水車№2)
1	税務課	軽自動車		新潟 480 た 1745	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄﾊﾞﾝ
1	商工観光課	軽自動車	○	新潟 480 つ 8411	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
9	環境課	軽自動車	○	新潟 480 つ 9850	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
		マイクロバス		新潟 200 さ 1282	三菱 ﾛｰｻﾞ(市民ﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 1283	三菱 ﾛｰｻﾞ(市民ﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 1523	三菱 ﾛｰｻﾞ(市民ﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 2447	三菱 ﾛｰｻﾞ(市民ﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2691	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ(市民ﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2735	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ(市民ﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2736	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ(市民ﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2972	三菱 ﾛｰｻﾞ(市民ﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2977	三菱 ﾛｰｻﾞ(市民ﾊﾞｽ)
18	建設課	乗用車		新潟 45 す 9285	日産 ｻﾆｰﾊﾞﾝ(用地車№2)
		除雪車		新　00 に 246	小松 GD22
				新潟 000 る 2570	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ 910H
				新潟 000 る 2571	ｺﾏﾂ WA200-6
				新潟 900 る 645	ｺﾏﾂ WA320-6
				新潟 900 る 648	新潟ﾄﾗﾝｼｽ NR142
				新潟 900 る 650	新潟ﾄﾗﾝｼｽ NR142
				新潟 900 る 661	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ 902C
				新潟 900 る 663	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ 903C2
				新潟 900 る 681	新潟ﾄﾗﾝｼｽ NR302
				加茂市 ゆ 831	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ 901B
				加茂市 ゆ 832	新潟ﾄﾗﾝｼｽ NR42
		軽自動車		新潟 41 う 6170	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｰ
				新潟 41 さ 90	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｰ
				新潟 480 つ 1914	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ
		トラック		新潟 11 さ 8041	日野ﾀﾞﾝﾌﾟ
				新潟 11 そ 1870	三菱ﾀﾞﾝﾌﾟ ｷｬﾝﾀｰ
			○	新潟 400 ぬ 6110	いすゞ ｴﾙﾌ

台数	所管課	品　名	ﾘｰｽ	登録番号	車　名
9	上下水道課	乗用車		新潟 502 む 7463	日産 ｳｲﾝｸﾞﾛｰﾄﾞ
				新潟 50 ふ 6105	日産 ｻﾆｰ
				新潟 400 に 3315	日産 AD ﾊﾞﾝ
				新潟 41 い 7811	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄﾊﾞﾝ
				新潟 480 い 9557	三菱 ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ
				新潟 50 な 409	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝ R
				新潟 480 て 5275	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ
				新潟 480 て 8209	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
				新潟 500 に 9289	ｽｽｷ ﾜｺﾞﾝ R
31	庶務課	マイクロバス	○	新潟 200 さ 2858	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2859	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2854	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2855	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2856	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2857	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 966	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 967	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 968	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 969	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 970	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 971	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 972	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 974	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 1103	日産 ｼﾋﾞﾘｱﾝ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 1104	日産 ｼﾋﾞﾘｱﾝ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 1362	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 1460	日産 ｼﾋﾞﾘｱﾝ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 1595	日産 ｼﾋﾞﾘｱﾝ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 2283	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2692	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2761	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2762	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2763	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2764	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2768	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2769	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2914	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2945	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2948	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
			○	新潟 200 さ 2952	三菱 ﾛｰｻﾞ(ｽｸｰﾙﾊﾞｽ)
		軽自動車		新潟 41　す 6899	ｽﾊﾞﾙ
3	学校教育課	軽自動車		新潟 580 ぬ 4262	三菱 ek ﾜｺﾞﾝ(ALT 車)
				新潟 580 め 6894	三菱 ek ﾜｺﾞﾝ(ALT 車)
				新潟 581 も 2653	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄ

台数	所管課	品　名	ﾘｰｽ	登録番号	車　名
3	社会教育課	乗用車	○	新潟 400 ね 3636	ﾄﾖﾀ ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽﾊﾞﾝ
				新潟 500 め 7034	日産ｳｲﾝｸﾞﾛｰﾄﾞ
				新潟 501 せ 7815	ﾏﾂﾀﾞ ﾃﾞﾐｵ
9	スポーツ振興課	乗用車		新潟 100 せ 8541	日産 ｷｬﾗﾊﾞﾝ
		軽自動車		新潟 41 す 7468	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄﾊﾞﾝ
				新潟 50 ゆ 9109	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄ
		スノーモービル		―	ﾔﾏﾊ ｽﾉｰﾓｰﾋﾞﾙ
		圧雪車		―	大原鉄工 圧雪車
		乗用芝刈機	○	―	共栄 乗用芝刈機
			○	―	東興産業 乗用芝刈機
		トラクター	○	―	東興産業ｽﾎﾟｰﾂﾄﾗｸﾀ
				―	東興産業ｽﾎﾟｰﾂﾄﾗｸﾀ
4	健康福祉課	乗用車	○	新潟 502 む 8235	ﾄﾖﾀ ﾙｰﾐｰ
		軽自動車		新潟 50 も 3734	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄ
			○	新潟 480 な 3867	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ
		マイクロバス	○	新潟 200 さ 2875	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ(送迎バス)
6	こども未来課	軽自動車	○	新潟 581 ゆ 2493	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗｲｰｽ
		マイクロバス		新潟 200 さ 561	日産 ｼﾋﾞﾘｱﾝ(園児ﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 562	日産 ｼﾋﾞﾘｱﾝ(園児ﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 563	日産 ｼﾋﾞﾘｱﾝ(園児ﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 564	日産 ｼﾋﾞﾘｱﾝ(園児ﾊﾞｽ)
				新潟 200 さ 565	ﾄﾖﾀ ﾊｲｴｰｽ(園児ﾊﾞｽ)
8	長寿あんしん課	軽自動車		新潟 41 せ 2527	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄﾊﾞﾝ
				新潟 480 く 6271	三菱 ﾐﾆｶﾊﾞﾝ
				新潟 41 け 5261	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗﾊﾞﾝ
				新潟 41 さ 3872	三菱 ﾐﾆｶﾊﾞﾝ
				新潟 581 と 1938	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾐﾗ
				新潟 480 あ 1297	ｽｽﾞｷ ｱﾙﾄ
				新潟 581 あ 5108	ﾏﾂﾀﾞ ｷｬﾛﾙ
				新潟 581 こ 2300	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾑｰｳﾞ
合計　160 台（リース契約 36 台含む）					

4-2-2　ヘリポート適地

ヘリポート適地一覧

（令和５年６月１日現在）

施　　設	幅×長さ（m）	住　所　地	施設代表者又は代表者	電話番号（0256）	避難所との兼用
加茂市陸上競技場	220×150	狭口甲 1075-1	市　　長	53-2206	兼
加茂農林高校グラウンド	200×130	神明町 2-15-5	校　　長	52-3115	兼
加茂高校グラウンド	200×100	幸町 1-17-13	校　　長	52-2030	兼
若宮中学校グラウンド	120×60	若宮町 1-21-12	校　　長	52-0472	兼
加茂中学校グラウンド	100×90	学校町 1-1	校　　長	52-0262	兼
七谷中学校グラウンド	100×70	下高柳 25	校　　長	52-0944	兼
須田中学校グラウンド	80×70	後須田 809	校　　長	52-6019	兼
石川公園下河川敷緑地	150×35	石川１－	市　　長	52-0080	
若宮公園自由芝生広場	120×60	若宮町	市　　長	52-0080	
加茂市七谷野球場	120×100	長谷	市　　長	53-2206	
えちご中越農業協同組合北低温倉庫前作業広場	72×32	下条	えちご中越農業協同組合代表理事理事長	57-1033	

4-3　医療関係

4-3-1　医療機関

医療機関

（令和５年６月１日現在）

施設名	所在地	電話番号	許可病床数	診療科目	医師数
新潟県立加茂病院	青海町 1-9-1	52-0701	一般 156 療養 12	内・外・整外・産婦・耳咽・眼・泌・放・リハ・緩和・神内・心呼	常勤 7 非常勤 140
なかば耳鼻咽喉科医院	番田 8-16	53-0751		耳咽・気食・アレ	2
中村医院	五番町 3-29	52-0095		内・外・消・肛	1
堀内医院	加茂新田 8358(23 区)	52-0953		内・整外・皮・麻	常勤 2 非常勤 1
監物小児科医院	旭町 7-11	52-0800		小・内	3
鷲塚内科医院	穀町 7-7	52-2054		内・循	1
みながわ整形外科	番田 7-11	53-3877		整外・リハ	1
いからし小児科アレルギークリニック	幸町 2-9-23	53-2250		小・アレ	1
服部クリニック	幸町 1-16-28	53-4680		心内・精	1
医療法人社団　徳友医院	高須町 1-6-11	53-0167		内・呼・皮	2
松橋アイクリニック	千刈 1-6-18	53-3777		眼	1
医療法人社団　白美会 さくらクリニック	寿町 9-10	52-9511	療養 19	内・人透	1
小池内科消化器科クリニック	仲町 1-37	53-3355		内・消・胃腸	2
吉田内科医院	柳町 2-5-4	57-7511		内・消	1
わたなべ医院	栄町 2-5	53-3850		泌・皮・内	1
にのみや内科クリニック	新栄町 4-1	57-0770		内	1
介護老人保健施設さくら苑	千刈 2-8-13	53-5353	100		1
特別養護老人ホーム平成園	石川 2-2472-1	52-1711	80		
特別養護老人ホーム第二平成園	石川 2-2473-1	41-4031	76		
特別養護老人ホーム第三平成園	神明町 1-7-1	57-1661	80		

歯科医院

（令和５年６月１日現在）

施設名	所在地	電話番号	許可病床数	診療科目	医師数
ささおか歯科医院	寿町 20-18	52-2020			1
医療法人社団佐武会 武内歯科医院	旭町 10-18	53-0648			常勤 1 非常勤 2
上条　渡辺歯科医院	上条 4-36	52-0151			1
やおえだ歯科医院	穀町 8-29	52-0438			1
あおやぎ歯科医院	下条甲 503-16	53-5010			2
永井こども歯科医院	新栄町 2-2	52-1182			3
すぎもと歯科医院	五番町 4-6	52-3100			1
米山歯科医院	旭町 13-25	53-4184			1
ロイヤル歯科クリニック	駅前 5-18 2F	57-1700			常勤 1 非常勤 2
渡辺歯科医院	松坂町 2-24	52-0645			2
皆川歯科医院	穀町 6-17	52-0232			2

【診療科目の略語】

内・・・・内科　外・・・・外科　整外・・・整形外科
脳外・・・脳外科　産婦・・・産婦人科　耳咽・・・耳鼻咽喉科
眼・・・・眼科　泌・・・・泌尿器科　放・・・・放射線科
リハ・・・リハビリテーション科　緩和・・・緩和ケア内科　皮・・・・皮膚科
小・・・・小児科　胃・・・・胃腸科　アレ・・・アレルギー科
麻・・・・麻酔科　循・・・・循環器科　心内・・・心療内科
精・・・・精神科　人透・・・人工透析内科　消・・・・消化器科
肛・・・・肛門科　心呼・・・心臓血管・呼吸器外科

５　災害救助事務に関する資料

5-1　災害救助関係条例

5-1-1　加茂市災害救助条例

昭和45年４月３日条例第８号
改正　昭和50年３月20日条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、災害に際して、加茂市が応急的に必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

（救助の実施要件）

第２条　この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行なうものとする。

(1)　住家が滅失して世帯数が15以上に達した場合

(2)　前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し市長が特に必要と認めた場合

(3)　多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合

２　前項第１号および第２号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊しまたは半焼したなど、著しく損壊した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもってそれぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

（救助の種類等）

第３条　救助の種類は次のとおりとする。

(1)　避難所の設置

(2)　たき出しその他による食品の給与および飲料水の供給

(3)　被服、寝具その他生活必需品の給与

(4)　災害にかかった者の救出

(5)　応急仮設住宅の設置

(6)　災害にかかった住宅の応急修理

(7)　障害物の除去

２　前項第５号、第６号及び第７号の救助については、生活困窮者を対象として行なうものとする。

（救助の程度、方法および期間）

第４条　救助の程度、方法および期間は、災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第５条に定める範囲内において行なうものとする。

２　市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間を延長して行なうことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年３月20日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

5-1-2　加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年６月24日条例第25号
改正　昭和50年３月20日条例第８号
改正　昭和51年３月27日条例第13号
改正　昭和51年12月28日条例第33号
改正　昭和53年６月26日条例第21号
改正　昭和56年６月30日条例第21号
改正　昭和57年12月27日条例第29号
改正　昭和62年３月26日条例第６号
改正　平成３年12月25日条例第29号
改正　平成23年10月３日条例第８号
改正　平成31年３月26日条例第２号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異状な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く）　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3)　第１号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（利率）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年３パーセント以内で市長が別に定めるものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

３　償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第11条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年３月20日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年３月27日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年12月28日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和51年９月７日以後に生じた災害により、死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和53年６月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年１月14日から適用する。

附　則（昭和56年６月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月14日以後に生じた災害から適用する。

附　則（昭和57年12月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年３月26日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成３年12月25日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年10月３日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成31年３月26日条例第２号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

5-1-3　加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年６月29日規則第18号
改正　昭和57年12月27日規則第25号
改正　平成31年３月26日規則第１号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

(2)　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（支給の申出）

第２条の２　災害弔慰金の支給を受けようとする遺族は、次の各号に掲げる期間内に市長に申し出るものとする。

(1)　死亡者にあっては、死亡の事実を知った日から３カ月以内

(2)　行方不明者にあっては、死亡したものと推定された日から３カ月以内

（必要書類の提出）

第３条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（支給の申出）

第４条の２　災害障害見舞金の支給を受けようとする者は、その障害の事実が確定したときから３カ月以内に市長に申し出るものとする。

（必要書類の提出）

第５条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第２号）を、市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他市長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して、３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得、その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第３号）を、借入申込者に交付するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第４号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに借用書（別紙様式第５号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第６号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間、その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第８号）を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第９号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　災害援護資金償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由、その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人について、氏名又は住所の変更等借用証書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を市長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族が代ってその旨を届け出るものとする。

（雑則）

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和49年７月１日から施行する。

附　則（昭和57年12月27日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和57年７月10日以降に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成31年３月26日規則第１号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

様式第１号（規則第５条関係）

診　　断　　書

<table>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>傷　病　名</td><td colspan="3"></td><td>負傷発病年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>障害の部位</td><td colspan="3"></td><td>初 診 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>既　往　症</td><td></td><td>既存障害</td><td></td><td>治 ゆ 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>療養の内容及び経過</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>障害の状態の詳細</td><td colspan="6">（図で示すことができるものは図解すること）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">関節運動範囲</td><td colspan="3">種類範囲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり診断します。

郵便番号＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿局番

病院又は　所在地

＿＿＿年　　月　　日＿＿＿　　診療所の　名　称

診療担当者

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

様式第２号（規則第６条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	年　月　日　時			災害名			
被害の種類	1 世帯主の負傷　2 住居の全壊 3 住居の半壊　4 家財の損害			被害場所			
返す方法	1 年賦　2 半年賦　3 月賦			いつまでに返せますか	年　月（　回）		
借入申込者について	フリガナ			男・女	年　月　日生（　歳）		
	氏名						
	フリガナ				郵便番号	電話番号	
	現住所	（　方）			〒	局　番	
	本籍			勤務先の名称と所在地			
	職業						

世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
	収入合計	円		支出合計		円	

資産の状況				
	土地	(1) 住宅　㎡ (2) 田畑　㎡ (3) 山林　㎡	住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居
	建物	(1) 自宅　㎡ (2) その他　㎡	生活保護	年　月　日より受給(生住教医)
	負債	（内容）　（金額）　円		

この災害の前１年以内に被災したことの有無及びその状況	（有・無）　（状況）
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無	（有・無）

資金の使途	資金の使い方　総額	資金の内訳　合計　円
	に　円	災害援護資金で　円
	に　円	
	に　円	手持資金　で　円
	に　円	
	に　円	その他（　）で　円

被害の状況	被災時の具体的状況				負傷	全治　　カ月	
	住居の被害	(1) 全壊　(2) 半壊					
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳（　畳中で畳が被害）		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛机			ふすま		
		本箱・本だな					
		食器戸だな			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
		げた箱					
		照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗たく機					
		電気掃じ機					
		ミシン					
		電気アイロン					
		自転車					
		テレビ					
		ラジオ					
		柱時計					
		目覚し時計				小計	
		紳士用腕時計				合計	

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます

年　月　日

借入申込者　㊞

加茂市長　　様

様式第３号（規則第８条第１項関係）

第　　号

年　　月　　日

加茂市長　　㊞

様

災害援護資金貸付決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は、下記の通り貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

番付番号　　第　　号

貸付金額　　円

据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還方法　　年　　賦

利　　子　　年　　パーセント

資金をお渡しする日と手続について

１　貸付金交付日　　年　　月　　日

２　場所

３　ご持参なさるもの

(1)　この通知書

(2)　同封の借用書

(3)　あなたの印鑑

様式第４号（規則第８条第２項関係）

第　　号

年　　月　　日

加茂市長　　㊞

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第５号（規則第９条関係）

貸付決定番号　　号

災　害　援　護　資　金　借　用　書

借用金額　　円

利　　子　　年　　％

据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還方法

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年　　月　　日

住　　所

借受人氏名　　㊞

様式第６号（規則第 12 条関係）

繰　上　償　還　申　出　書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　　月　　日

借受人　住　所

氏　名　　㊞

加茂市長　　様

記

貸付番号	
借受人氏名	
貸付けを受けた日	
貸付けを受けた金額	
償還期限	
償還金額	
償還未済額	
繰上償還をする日	
繰上償還をする金額	

様式第７号（規則第 13 条第１項関係）

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借受人　住　所

氏　名　　㊞

様

<table>
<tr><td>申請の理由
(具体的に)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">据置期間</td><td>１　３年
２　５年</td><td rowspan="3">希望猶予
期 間 等</td><td>カ月
ただし
年　月　日
第　　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>１　年賦
２　半年賦
３　月賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の
償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支 払 猶 予
期間の根拠</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>支 払 猶 予
期間の根拠</td><td>（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

様式第８号（規則第 13 条第２項関係）

第　　号

年　　月　　日

加茂市長　　㊞

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年　　月　　日に申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間　　年　　月　　日から　　ヵ月

変更後の償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第９号（規則第 13 条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

加茂市長　　㊞

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

様式第10号（規則第14条第1項関係）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払猶予を申請します。

年　　月　　日

借受人　住　所

氏　名　　㊞

加茂市長　　様

記

貸　付　番　号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内	回　　数	期　　別	元　　金	利　　子	申請日までの違約金
容		年　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号（規則第 14 条第２項関係）

第　　号

年　　月　　日

加茂市長　　㊞

様

違 約 金 支 払 免 除 承 認 通 知 書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る　　年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除致します。

様式第12号（規則第14条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

加茂市長　　㊞

様

違約金支払免除不承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記の通り不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理　由）

なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元利合計　　円）に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので支給償還を願います。

様式第13号（規則第15条第1項関係）

災害援護資金償還免除申請書

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">借受人氏名</td><td></td><td>貸付けを受けた日</td><td>年　月　日</td><td>貸付金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td><td>償還期限</td><td></td><td>償還金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請額</td><td colspan="5">円（償還未済額の全部一部で　　円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">免除申請者</td><td>フリガナ</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">男・女</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>借受人との関係</td><td></td><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">借受人又はその人相続</td><td>フリガナ</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">男・女</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td></td><td>借受人との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者　　㊞

加茂市長　　様

様式第 14 号（規則第 15 条第３項関係）

第　　号

年　　月　　日

加茂市長　　㊞

殿

災害援護資金償還免除承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除　　一部免除

申請日現在の償還未済額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額		
	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年５％の率で違約金がさらに加算されます。

様式第 15 号（規則第 15 条第４項関係）

第　　号

年　　月　　日

加茂市長　　㊞

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年５％の率で違約金がさらに加算されます。

元　金	円
利　子	円
違約金	円
合　計	円

様式第 16 号（規則第 17 条関係）

氏　名　等　変　更　届

貸付番号				
借　受　人	氏　　名		住　　所	
○で囲むこと 1　住所変更 2　改姓又は改名 3　死亡又は行方不明 4　その他	（変更の内容）			

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。

年　　月　　日

借受人（又は同居の親族）
住　所
氏　名　　㊞

加茂市長　　様

5-2　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 早見表

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対　　象	費　用　の　限　度　額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり ３３０円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上。 ３　避難所での生活が長期に渡る場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模　応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　一戸当たり 5,714,000円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○借上仮設住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額　地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設できる） ３　高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内 １　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の供与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者	１人１日あたり1,160円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（１食は1/3日）

飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	１　輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記の金額の班市内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

区　　分		１　人　世　帯	２　人　世　帯	３　人　世　帯	４　人　世　帯	５　人　世　帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊半壊流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊半焼床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対　　象	費　用　の　限　度　額	期　　間	備　　考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内の分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、観光料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊産婦の移送費は、別途計上
被災者の救助	１　現に生命、身体が危険な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	１　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯あたり 595,000円以内	災害発生の日から1か月以内	

	住家が半壊（焼）した者			
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流出半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡したものを対象にして実際に埋葬を実施するものに支給	１体あたり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体あたり3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：１体あたり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

<table>
<tr><td>実費弁償</td><td>災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者</td><td>災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額</td></tr>
<tr><td>救助の事務を行うのに必要な費用</td><td>１　時間外勤務手当
２　賃金職員等雇上費
３　旅費
４　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷正本費、光熱水費、修繕料）
５　使用料及び賃借料
６　通信運搬費
７　委託費</td><td>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定め割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ　３千万円以下の部分の金額については 100 分の 10
ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については 100 分の９
ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については 100 分の８
ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については 100 分の７
ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については 100 分の６
ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については 100 分の５</td><td>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の生産する事務を行う期間以内</td><td>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</td></tr>
</table>

６　災害協定

災害協定締結状況

（令和５年７月１日現在）

番号	締結先	協定名	締結年月日
1	地方公共団体		
1-1	新潟市、長岡市、柏崎市、湯沢町、群馬県高崎市、群馬県前橋市、群馬県伊勢崎市、群馬県沼田市、群馬県渋川市、群馬県玉村町、群馬県みなかみ町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県小山市、栃木県岩舟町、茨城県水戸市、茨城県ひたちなか市、茨城県茨城町	災害時における相互応援に関する要綱	H8.10.14
1-2	新潟市、長岡市、三条市、 新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町	災害時における近隣市町村相互援助協定	H18.8.1
1-3	新潟県、県内市町村	新潟県防災行政無線の管理運営に関する協定書	H29.4.1
1-4	新潟県、県内 24 市町村	新潟県被災者生活再建支援システムの維持管理費負担等に関する協定書	H29.10.27
1-5	新潟県、県内全市町村	大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書	H31.2.19
1-6	新潟県、県内全市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	R3.3.8
1-7	新潟県、県内全市町村、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	R3.3.8
1-8	新潟県、県内全市町村、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	R3.3.8
2	消防機関		
2-1	新潟県内市町村及び一部事務組合	新潟県広域消防相互応援協定書	H13.3.19
2-2	県央５市町村及び一部事務組合	県央消防応援協定書	H22.10.13
2-3	中越地域の市町村及び一部事務組合	中部消防応援協定書	H29.1.1
2-4	五泉市	加茂市・田上町消防衛生保育組合、五泉市消防相互応援協定書	R5.3.29
3	民間（包括連携協定）		
3-1	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	加茂市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に関する包括連携協定書	R1.10.4
3-2	新潟経営大学、新潟中央短期大学	加茂市、新潟経営大学及び新潟中央短期大学の連携に関する協定書	R1.11.22
3-3	株式会社ＮＳＴ新潟総合テレビ	NST 包括連携協定	R5.5.29
4	民間（災害協定）		
4-1	東京電力ホールディング株式会社	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書	H25.1.9
4-2	加茂市内郵便局	加茂市と加茂市内郵便局との包括的連携に関する協定書	H31.3.29

4-3	加茂市建設業協会	災害時における応急対策に関する応援協定	R1.10.1
4-4	新潟県電気工事工業組合三条支部	災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定書	R1.10.1
4-5	新潟県 LP ガス協会　県央支部	災害時における LP ガス供給に関する協定書	R1.10.3
4-6	介護老人保健施設　さくら苑	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	R2.4.1
4-7	NPO 法人　コメリ災害対策センター	災害時における協力に関する協定書	R2.10.1
4-8	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	R2.10.1
4-9	一般社団法人　新潟県測量設計業協会	災害時の応援業務に関する協定書	R2.2.20
4-10	一般社団法人　新潟県農業土木技術協会	災害所の応援業務に関する協定	R2.3.13
4-11	加茂管工事業協同組合	災害時おける応急対策に関する応援協定	R2.6.15
4-12	東北電力ネットワーク株式会社 新潟県央電力センター	災害時の協力に関する協定書	R2.9.11
4-13	株式会社新潟放送	防災パートナーシップに関する協定書	R3.12.22
4-14	株式会社アクティオ	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	R4.4.1
4-15	太陽工業株式会社	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	R4.4.19
4-16	東日本電信電話株式会社	災害時における相互協力に関する基本協定	R4.4.22
4-17	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	R4.6.21
4-18	新潟県弁護士会	災害時における法律相談業務に関する協定書	R4.11.17
4-19	新潟県司法書士会	災害時における登記相談業務に関する協定書	R5.5.8
4-20	社会福祉法人　加茂福祉会	災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定書	R5.6.1

6-1　地方公共団体との協定

6-1-1　災害時における相互応援に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）の区域内に災害が発生し、被災した構成市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町村が相互に応援し、応急対策活動に万全を期すことを目的とする。

（連絡体制）

第２条　各県に災害応急対策担当幹事（以下「応急対策幹事」という。）を置く。

２　構成市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。

３　構成市町村は、災害の状況などにより連絡担当課を変更する場合は事務局に連絡するものとする。

（応援の要請）

第３条　災害の発生により応援を求めようとする構成市町村は、災害の概要を明らかにして、事務局に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

(1)　食料、飲料水、生活必需品、資機材等の提供

(2)　被災者救護に係る職員の派遣

(3)　被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、衣料品等の提供

(4)　被災者のための施設の提供及びあっせん

(5)　その他応急対策活動に必要な措置

２　事務局は、必要に応じ応急対策幹事と協議の上、構成市町村に応援を要請する。

（応援の実施）

第４条　構成市町村は要請内容に基づき、可能な範囲で応援に務めることとする。

（自主応援）

第５条　構成市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は応援する構成市町村が負担するものとする。

（情報等の交換）

第７条　構成市町村は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

（事務局の代行）

第８条　事務局の事務に支障が生じた場合は、応急対策担当幹事が協議して事務を代行する。

（協議）

第９条　この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町村がその都度協議して定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成８年 10 月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 17 年４月 19 日から施行する。

事務局	群馬県	高崎市
災害応急対策担当幹事	新潟県	新潟市
	栃木県	佐野市
	茨城県	水戸市

6-1-2　災害時における近隣市町村相互援助協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

（要請）

第２条　災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況及び要請理由

(2)　必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量

(3)　必要とする職員の職種、人員及び業務内容

(4)　必要とする期間

(5)　その他必要事項

（業務の実施）

第３条　援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（維持管理）

第４条　援助のための要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

（経費）

第５条　第３条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した市町村が負担するものとする。

（連絡責任者）

第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

（連絡会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市町村の防災体制の整備に資するため、相互援助協定連絡会議（以下「連絡会議」という）を年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

２　この連絡会議は協定市町村の防災担当課長をもって構成する。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、連絡会議の事務局を新潟市危機管理防災課に置く。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定成立の日から１年とする。ただし、協定期間満了の日までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次１年間有効期限を更新するものとする。

（その他）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

災害時相互援助協定市町村

別表

新潟市	長岡市	三条市	新発田市	加茂市	燕市	五泉市	阿賀野市	佐渡市
聖籠町	弥彦村	田上町						

平成 18 年８月１日

新 潟 市
　新 潟 市 長

長 岡 市
　長 岡 市 長

三 条 市
　三 条 市 長

新 発 田 市
　新 発 田 市 長

加 茂 市
　加 茂 市 長

燕　　市
　燕　市　長

五 泉 市
　五 泉 市 長

阿 賀 野 市
　阿 賀 野 市 長

佐 渡 市
　佐 渡 市 長

聖 籠 町
　聖 籠 町 長

弥 彦 村
　弥 彦 村 長

田 上 町
　田 上 町 長

6-1-3　新潟県防災行政無線の管理運営に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と加茂市（以下「乙」という。）とは、新潟県情報通信ネットワーク（新潟県防災行政無線）VSAT 地球局及び 260MHz 帯半固定型陸上移動局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運営について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、緊密な連絡体制の確保を目的とする無線局の設置及び管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

（無線局の設置）

第２条　甲は、甲に属する無線局を乙の施設に設置する。

（施設の貸与）

第３条　乙は、無線局の設置にあたり必要な乙の庁舎施設などを甲に無償で貸与するものとする。

（無線局の職員）

第４条　無線局の運営管理は、乙の職員が行う。

２　無線局の職員に対する給与その他の給付は、すべて乙の負担とする。

３　無線局の職員の服務については、乙の関係規定を適用する。ただし、甲が別に定める新潟県防災行政無線運用規程（以下「無線運用規程」という。）に規定するものについては、当該規程の定めるところによるものとする。

（無線局の利用）

第５条　甲は、乙に対して無線局を無償で利用させるものとする。ただし、乙は無線局の利用にあたっては電波法（昭和 25 年法律第 131 号）、地域衛星通信ネットワーク契約約款及び無線運用規程の定めるところにより運用するものとする。

（付帯設備の施工）

第６条　乙は、無線局に付帯して、交換機その他の付帯設備を設置しようとするときは、あらかじめ甲に協議しなければならない。

（経費の負担）

第７条　無線局の維持管理等に要する経費の負担は次によるものとする。ただし、第２号エの応益割分個別通信分担金、カの保守管理は、他の市町村を含め、甲において一括行うものとし、これに要する経費は、毎年度甲の請求により乙が負担するものとする。

(1)　甲が負担する経費

ア　甲の都合により無線局を変更する場合の当該工事に要する経費

イ　電波法第６条の規定による無線局免許申請及び同法第 10 条の規定による落成検査の手数料

ウ　電波法第 13 条第１項ただし書きの規定による再免許の申請手数料

エ　電波法第 18 条の規定による変更工事の検査手数料

オ　電波法第 73 条の規定による定期検査の手数料

カ　衛星通信回線の利用に係る負担金のうち、市町村負担分を除くもの

キ　衛星通信サービス利用料

（ア）甲の都合により利用する有料サービス利用料金

（イ）その他の有料サービス利用料金

ク　甲が行う無線局の保守管理のうち、市町村局以外に要する経費

ケ　電波法第 103 条の２第１項の規定による電波利用料

(2)　乙が負担する経費

ア　本協定第６条の規定による付帯設備の設置及び維持管理に要する経費

イ　乙の都合により、無線局の移設等変更をする場合の当該工事に要する経費

ウ　無線局の電気料及び消耗品費

エ　衛星通信回線の利用に係る負担金のうち、VSAT 地球局１局分の応益割分個別通信分担金

オ　乙の都合により利用する有料の衛星通信サービスの利用料金

カ　甲が行う無線局の保守管理に要する市町村１局当たりの経費

(3)　甲、乙協議して負担する経費

地震等の自然災害による重度の故障、無線局再免許に際して総務大臣の指示により変更工事をする場合等、無線局の根本的な改造工事を必要とする場合のこれに要する経費

（有効期間）

第８条　この協定の期間は、平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日までとする。

２　前項の期間が満了する３か月前までに、甲又は乙が別段の意志表示をしなかったときは、この協定は同一条件をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第９条　この協定について疑問があるとき又この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年４月１日

新潟市中央区新光町４番地１

甲　新潟県

代表者　新潟県知事

加茂市幸町２丁目３番５号

乙　加茂市

代表者　加茂市長

6-1-4　新潟県被災者生活再建支援システムの維持管理費負担等に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と加茂市（以下「乙」という。）は、新潟県被災者生活再建支援システム（以下「システム」という。）に係る維持管理費負担等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、新潟県及びシステムを利用する市町村における、システムの維持管理費用の負担等について必要な事項を定めることを目的とする。

（システムの構成及び設置場所）

第２条　システム構成は別表のとおりとし、設置場所は新潟県庁舎内（新潟市中央区新光町４番地１）とする。

（システムの所有権）

第３条　システムの所有権は、甲に帰属する。

（システムの維持管理）

第４条　システムの維持管理は、甲の責任により行うものとする。

２　甲は、適切な業者等に維持管理業務を委託することができる。

（費用負担）

第５条　毎年度のシステム維持管理に要する経費については、甲及び乙がそれぞれ負担する。なお、具体的な負担金額は、災害時における円滑な応援体制構築のための協議会（以下「協議会」という。）において決定する。

２　システムの改修等（新たな機能の付加、不具合の改修等）により、維持管理費以外の新たな経費が生じた場合には、甲乙それぞれの負担について、協議会において決定する。

３　乙の負担経費は、別途甲が発行する納入通知書により、期限までに甲まで支払うものとする。

（協定期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲乙双方またはいずれか一方から書面による特段の意思表示がない場合は、更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その取扱いについて甲乙協議の上、協議会において決定する。

この協定締結を証するため、本協定書を２通作成し、記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成 29 年 10 月 27 日

甲　新潟県
　　代表者　新潟県知事

乙　加茂市
　　代表者　加茂市長

別表（第２条関係）

内　　容	数量等
被災者生活再建支援システム（避難者台帳拡張パッケージ含む）	１式
Web/AP サーバ	１台
DB サーバ	１台
運用管理サーバ	１台
システム用ストレージ	１台
システム用管理端末	１台
調査票自動データ化システム用端末	１台
調査票自動データ化システム用スキャナ	１台
無停電電源装置	２台
L2 スイッチ	２台
ファイアウォール	３台
ルータ	３台
ラック・KVM 装置	１台
メディアコンバータ	２台
サーバ収容スイッチ	２台

6-1-5　大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の２の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被災市区町村応援職員確保システム（平成 30 年３月 23 日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1)　災害　災害対策基本法第２条第１号に定める災害

(2)　大規模災害　震度６弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害

(3)　市町村　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１条の３第２項に定める普通地方公共団体である市町村及び第３項に定める特別地方公共団体である特別区

(4)　応援　被災市町村への人的応援

(5)　チームにいがた　被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体

(6)　国要綱　「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」

(7)　対口支援団体　前号の要綱に定める団体

(8)　独自申出による応援　被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

（応援対象業務）

第３条　県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。

２　県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。

３　独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

（先遣隊の派遣）

第４条　県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。

２　県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣隊を派遣する。

（応援要請等）

第５条　県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

２　県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

（応援の調整）

第６条　前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。

２　前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。

３　前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

（応援の実施）

第７条　前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

（応援期間）

第８条　「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から１月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

２　前項により期間が延長される場合、再度第６条に定める調整を行うものとする。

（職員の派遣期間）

第９条　「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各１月未満とする。

２　職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

（県の役割）

第 10 条　県は、「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

（市町村の役割）

第 11 条　県内市町村は、第６条第１項による依頼があった場合は「チームにいがた」への参加を検討するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第 12 条　県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

２　対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

（平時の取組）

第 13 条　県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

（受援担当）

第 14 条　県内市町村は、大規模災害発生時に第４条第１項に基づいて派遣される先遣隊との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

（他の協定との関係）

第 15 条　この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（協議事項）

第 16 条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

（その他）

第 17 条　この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

1　この協定は平成 31 年 3 月 11 日から適用する。

2　この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

6-1-6　災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙１から乙２７まで）（以下、乙１から乙２７までを総称して「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請等）

第２条　甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（１）　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（２）　その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

２　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第１０条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第１０条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第３条　丙は、第２条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

２　大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第４条　甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第５条　丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

２　丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものとする。
３　丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）
第６条　甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をＰＤＦデータ等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。
２　丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）
第７条　丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。
２　支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

（情報の保護）
第８条　甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）
第９条　甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局及び連絡体制）
第１０条　甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
（１）　甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
（２）　丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県部会とする。
（３）　その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。
（４）　連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）
第１１条　甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
２　前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
３　第１項の合同訓練を実施する場合は、第７条の規定を準用する。

（協定の有効期間）

第１２条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

２　甲又は乙と丙が過去に締結した災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定は、この協定の締結に伴い、本協定締結日から廃止する。

（その他）

第１３条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

２　甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその１通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和３年　３月　８日

6-1-7　災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙１から乙２７まで）（以下、乙１から乙２７までを総称して「乙」という。）と一般社団法人新潟県下水道維持改築協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請等）

第２条　甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（１）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（２）その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

２　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第１０条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第１０条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第３条　丙は、第２条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

２　大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第４条　甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第５条　丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

２　丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものとする。
３　丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）
第６条　甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をＰＤＦデータ等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。
２　丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）
第７条　丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。
２　支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

（情報の保護）
第８条　甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）
第９条　甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局及び連絡体制）
第１０条　甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
（１）甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
（２）丙の事務局は、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会とする。
（３）その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。
（４）連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）
第１１条　甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
２　前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
３　第１項の合同訓練を実施する場合は、第７条の規定を準用する。

（協定の有効期間）

第１２条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

２　甲又は乙と丙が過去に締結した災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定は、この協定の締結に伴い、本協定締結日から廃止する。

（その他）

第１３条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

２　甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその１通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和３年　３月　８日

6-1-8　災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙１から乙２７まで）（以下、乙１から乙２７までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

（技術支援協力の範囲）

第３条　丙の技術支援協力の範囲は、災害時における応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成など甲又は乙及び丙間で協議し、必要とされる業務とする。

（技術支援協力の要請）

第４条　甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第１０条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第１０条の規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

２　丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

３　甲及び乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により決定し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

4　大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（委託契約の締結及び費用）

第５条　甲及び乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２　技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

３　業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

４　第１項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）
第６条　業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）
第７条　業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

（広域の被災）
第８条　甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（労災及び損害補償）
第９条　支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険より適用するものとする。
２　技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。
３　業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。
４　前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（事務局及び連絡体制）
第１０条　甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
（１）甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
（２）丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。
（３）甲、乙及び丙の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
（４）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（情報の保護）
第１１条　甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）
第１２条　甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

２　前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第１３条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和４年３月 31 日までとする。

２　協定の期間満了の日の１ヶ月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに１年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。

（補則）

第１４条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

２　甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその１通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和３年　３月　８日

6-2　消防機関との協定

6-2-1　新潟県広域消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、新潟県下の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（地域の区分）

第２条　新潟県下の市町村等を上越地域、中越地域、下越地域及び佐渡地域に区分するものとする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、地震、風水害、林野火災等の大規模火災、石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等の特殊災害及びその他の災害で、被害の拡大、あるいは多数の人命救助を要する等県下の消防の応援が必要なものをいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合に、協定市町村等の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

(1)　要請市町村等の消防力では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合

(2)　災害防ぎょするため、協定市町村等が保有する車両、資機材等を必要とする場合

２　前項ただし書きに掲げる場合で、代表消防本部が応援要請を行うことができない場合は、副代表消防本部を通じて応援要請を行うものができるものとする。

３　第１項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の場所及び被害の状況

(3)　要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容

(4)　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第５条　前条の規定により応援要請を受けた協定市町村等の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）は応援隊を派遣し応援するものとする。

２　応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

３　応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊は、要請市町村等の長の指揮下で行動するものとする。

（通報及び報告）

第７条　応援を要請した場合においては、要請市町村等の長は要請した旨を新潟県消防防災課に通報するものとする。

２　応援市町村等の長は、応援の結果を応援活動終了後すみやかに要請市町村等の長に報告するものとする。

３　要請市町村等の長は、災害活動終了後すみやかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1)　応援市町村等が負担する経費

ア　旅費及び出動手当等の人件費

イ　公務上の災害補償費

ウ　車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

エ　車両及び機械器具の修理費

オ　被服の損料等の経費

カ　応援隊員が要請市町村等への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2)　要請市町村等が負担する経費

ア　応援が長期間にわたる場合の燃料の補給及び食糧、宿泊に要する経費

イ　応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ　化学消火薬剤等資機材費

(3)　前２号に掲げる以外の経費の負担については、関係市町村等とその都度協議して定めるものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町村等の消防長が協議して別に定めるものとする。

（改廃）

第 10 条　この協定の改廃は、協議者協議のうえ行うものとする。

附　則

１　この協定は、平成 13 年４月１日から施行する。

２　新潟県広域消防相互応援協定書（平成２年１月１日）は、廃止する。

３　この協定を証するため、本書を作成し記名押印のうえ市町村等がそれぞれ１通を保管するものとする。

平成 13 年３月 19 日

新　潟　市　長　　長　岡　市　長
新　津　市　長　　燕　　市　　長
豊　栄　市　長　　見　附　市　長
五　泉　市　長　　両　津　市　長
栃　尾　市　長　　亀　田　町　長
相　川　町　長　　村　松　町　長
上越地域消防事務組合　管理者
新発田地域広域事務組合　管理者
三条地域広域事務組合　管理者
新潟県柏崎地域広域事務組合　管理者
新潟県西部広域消防事務組合　管理者
岩船地域広域事務組合　管理者
十日町地域広域事務組合　管理者
白根地域広域事務組合　管理者
南魚沼郡広域連合　連合長
糸魚川地域広域行政組合理事会　代表理事
佐渡消防事務組合　管理者
阿賀北広域連合　管理者
小出郷広域事務組合　代表理事
小千谷地域広域事務組合　管理者
加茂市・田上町消防衛生組合　管理者
東蒲原広域消防組合　管理者

6-2-2　県央消防応援協定書

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに燕・弥彦総合事務組合及び加茂市・田上町消防衛生組合（以下「市町村等」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

平成18年９月７日締結の県央広域市町村圏消防応援協定書は、この協定の効力の発生の日にその効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定は、市町村等が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定の対象とする災害は、消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援要請）

第３条　市町村等の長は、管内に前条の災害が発生したときは、他の市町村等の長に対し、応援隊の派遣を要請することができる。

（応援隊の派遣）

第４条　前条の応援要請を受けた市町村等の長は、速やかに当該市町村等の管内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

２　前項の応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を応援隊の派遣を要請した市町村等の長に通報するものとする。

（応援の特例）

第５条　市町村等の長は、他の市町村等の管内に発生した災害を覚知し、かつ、緊急に応援隊を派遣する必要があると認めるときは、災害地の市町村等の長の要請を待たずに応援することができる。この場合にあっては、第３条の規定による要請があったものとする。

（応援隊の指揮命令系統）

第６条　要請により出動した応援隊は、災害地の消防長又は消防署長の指揮下で行動するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1)　応援を行った市町村等が負担する経費

ア　旅費及び出動手当等の人件費

イ　公務災害上の災害補償費

ウ　車両及び機械器具の燃料費（現地調達したものを除く。）

エ　車両及び機械器具の修理費

オ　被服の損料等の経費

カ　応援隊員が災害地への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2)　応援を受けた市町村等が負担する経費

ア　応援が長期間にわたる場合の燃料の補給及び食料、宿泊に要する経費

イ　応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ　化学消火薬剤等資器材費

(3)　前２号に掲げる以外の経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

（消防団事項）

第８条　この協定において、市町村等が派遣する応援隊には消防団を含むものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して別に定めるものとする。

（効力の発生）

第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本書 7 通を作成し、記名押印の上、市町村等において各 1 通を保有する。

6-2-3　中部消防応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、中越地域の市長、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合の管理者（以下「市長等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定締結消防機関）

第２条　この協定は、次に掲げる市、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

長岡市、三条市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、小千谷市、燕・弥彦総合事務組合、十日町地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合

（協定管内）

第２条の２　応援区域は、協定機関が管轄する区域をいう。（以下「協定管内」という。）

（災害の範囲）

第３条　地震、台風、水火災等の災害発生に際し、市又は組合の消防機関で消防責任を果たすことが困難と予想される災害で、応援が必要なものをいう。

（応援要請）

第４条　協定管内に前条の災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該市長等（以下「要請市長等」という。）は協定機関の市長等（以下「応援市長等」という。）に対し、応援隊の派遣を要請することができる。

２　要請市長等は、前項の規定により応援要請するときは、災害の種別及び状況並びに到着地を明示するものとする。

（応援隊の派遣）

第５条　応援市長等は、要請市長等から応援の要請を受けたときは、速やかに可能な応援隊を派遣するものとする。

２　市長等は、派遣時に必要な応援隊の編成及び応援計画を樹立しておくものとする。

３　前項の応援隊の編成及び応援計画は、相互に通報するものとする。

（応援の特例）

第６条　協定機関が協定管内の災害を覚知し、かつ、緊急に応援隊の派遣の必要があると認めるときは、要請市長等の要請を待たずに応援することができる。この場合にあっては、第４条の規定により要請があったものとする。

（応援隊の指揮命令系統）

第７条　要請により出動した応援隊は、要請地消防長又は消防署長の指揮下で行動するものとする。

（給食措置）

第８条　災害が長時間にわたる場合にあっては、要請市長等は、可能な限り応援隊の給食措置を講ずるものとする。

（経費の負担）

第９条　応援を要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1)　応援市長等が負担する経費

ア　旅費及び出動手当等の人件費

イ　公務上の災害補償費

ウ　車両及び機械器具の燃料費（現地調達した物を除く。）

エ　車両、機械器具及び被服の損料等の経費

オ　応援隊員が要請地への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2)　要請市長等が負担する経費

ア　応援が長時間にわたる場合の燃料の補給並びに食料及び宿泊に要する経費

イ　応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ　化学消火薬剤等資器材費

(3)　その他の経費については、その都度当事者間で協議決定する。

（消防団事項）

第10条　この協定機関には、消防団を含むものとする。

（協議）

第11条　この協定に関し必要な事項は、協定機関の市長等が協議の上、別に定める。

附　則

この協定は、平成29年１月１日から施行する。

この協定の締結を証するため本書10通を作成し、記名押印の上、当事者各１通を保有するものとする。

平成29年１月１日

協定機関市長等

長　岡　市　長

三　条　市　長

柏　崎　市　長

魚　沼　市　長

見　附　市　長

南　魚　沼　市　長

小　千　谷　市　長

燕・弥彦総合事務組合
　管理者　燕　市　長

十日町地域広域事務組合
　管理者　十日町市長

加茂市・田上町消防衛生保育組合
　管理者　加　茂　市　長

6-2-4　加茂市・田上町消防衛生保育組合・五泉市消防相互応援協定書

（趣旨）

第１条　加茂市・田上町消防衛生保育組合及び五泉市（以下「協定機関」という。）は消防組織法（昭和２２年 法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第２条　この協定は、火災及び各種災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（相互応援の範囲）

第３条　相互応援の範囲は、協定機関の管轄する範囲とする。

（災害等の範囲）

第４条　この協定において災害等とは、火災、救急、救助等で被害の拡大、あるいは多数の人命救助を要する場合等で応援が必要なものをいう。

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定機関の長又は消防長（以下「要請機関の長等」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に協定機関の長又は消防長（以下「応援機関の長等」という。）に対して行うものとする。

（１）　要請協定機関の消防力では災害防ぎょが著しく困難と認める場合

（２）　災害防ぎょするため、協定機関が保有する車両、資器材等を必要とする場合

２　前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

（１）　災害の種類

（２）　災害発生の場所及び被害の状況

（３）　要請する人員、車両等の種別、資器材の数量及び活動内容

（４）　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第６条　前項の規定により応援要請を受けた応援機関の長等は、応援隊を派遣するものとする。ただし、応援の可否については、応援機関側の状況判断によるものとする。

２　応援機関の長等は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請機関の長等に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊は要請機関の長等の指揮下で行動するものとする。

（通報及び報告）

第８条　応援機関の長等は、応援の結果を災害活動終了後すみやかに要請機関の長等に通報するものとする。

２　要請機関の長等は、災害活動終了後すみやかに災害の概要を応援機関の長等に通報するものとする。

（経費の負担）

第９条　応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

（１）応援機関が負担する経費

ア　旅費及び出動手当等の人件費

イ　公務上の災害補償費

ウ　車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

エ　車両及び機械器具の修理費

オ　被服の損料等の経費

カ　応援隊員が要請機関への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

（２）要請機関が負担する経費

ア　応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧、宿泊に要する経費

イ　応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ　化学消火薬剤等資機材費

（３）前２号以外の経費の負担については、応援機関と要請機関でその都度協議して定めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項は、協定機関の消防長が協議して別に定めるものとする。

（改廃）

第１１条　この協定の改廃は、協定機関が協議のうえ行うものとする。

附　　則

この協定を証するため本書を２通作成し、各自記名のうえ各１通を保管する。

令和　５年　３月　２９日

五　　泉　　市　　長

加茂市・田上町消防衛生保育組合
管理者　　加茂市長

加茂市・田上町消防衛生保育組合
副管理者　　田上町長

6-3　民間との協定（包括連携協定）

6-3-1　加茂市と加茂市内郵便局との包括的連携に関する協定書

加茂市（以下「甲」という。）と加茂市内郵便局（以下「乙」という。）は、以下のとおり、市民サービスの向上に係る連携強化に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地方創生の推進及び加茂市民の暮らしの満足度の向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

(1)　安心・安全な暮らしの実現に関すること

(2)　地域経済活性化に関すること

(3)　未来を担う子どもの健全育成に関すること

(4)　観光の振興に関すること

(5)　災害対策に関すること

(6)　その他 地域の活性化・市民サービス向上に関すること

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、随時協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第４条　甲及び乙は、第２条第１項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、第２条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

２　甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 31 年３月 29 日

甲　新潟県加茂市幸町２丁目３－５
加茂市長

乙　新潟県加茂市黒水 856－７
七谷郵便局長

新潟県加茂市穀町２－19
加茂駅前郵便局長

新潟県加茂市青海町１－１－35
加茂郵便局長

6-3-2　加茂市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に関する包括連携協定書

加茂市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり地方創生に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働の取組みを推進することにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

(1)　地域の安心・安全に関すること

(2)　地域産業振興に関すること

(3)　健康増進に関すること

(4)　女性活躍推進に関すること

２　甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

３　乙は、第１項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。

（協力の要請及び報告）

第３条　甲及び乙は第１条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

２　甲及び乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第４条　乙が第２条の規定による協力を行うために要した費用については、必要に応じ、甲乙協議する。

（連絡責任者）

第５条　本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

２　前項に変更があった場合についても速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（協定の見直し）

第６条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に１年間継続し、以後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を称するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々１通を保有するものとする。

令和元年10月４日

甲　加茂市幸町２－３－５
加茂市長

乙　新潟市中央区万代１－４－33
損保ジャパン・新潟セントラルビル６階
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
新潟支店長

6-3-3　加茂市、新潟経営大学及び新潟中央短期大学の連携に関する協定書

加茂市（以下「甲」という。）、新潟経営大学（以下「乙」という。）及び新潟中央短期大学（以下「丙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

(1)　教育、文化及び人材育成に関すること。

(2)　産業、観光及びまちづくりの振興に関すること。

(3)　福祉、保健、スポーツ及び健康増進に関すること。

(4)　自然、環境及び防災対策の推進に関すること。

(5)　国際交流に関すること。

(6)　人口減少対策に関すること。

(7)　その他前条の目的を達成するために必要な事項。

（連携協議会）

第３条　前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙及び丙で構成する連携協議会を設置する。

２　連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結日から３年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の３０日前までに、甲、乙又は丙から何らかの申し出がないときは、更に３年間更新するものとし、その後も同様とする。

（細目）

第５条　本協定に定める事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定書は３通作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自１通を保有する。

令和元年11月22日

甲　加茂市幸町２－３番５号

加　茂　市　長

乙　加茂市希望ヶ丘 2909 番地２

新潟経営大学学長

丙　加茂市希望ヶ丘 2909 番地２

新潟中央短期大学学長

6-3-4　ＮＳＴ包括連携協定（株式会社 NST 新潟総合テレビ）

加茂市（以下「甲」という。）と株式会社 NST 新潟総合テレビ（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が包括的な連携の下、多様な分野で相互に協力し、双方の資源を有効に活用した取組を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

(1) 加茂市全体の知名度、ブランド力向上に資するもの

(2) 加茂七谷温泉美人の湯アウトドア事業に関すること

(3) 官民連携まちなか再生推進事業に関すること

(4) その他、防災情報の相互提供や、イベントなど情報発信力の向上に関すること

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づく取組において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示若しくは漏えい又は本協定の目的以外の利用をしてはならない。ただし、法令等に基づく場合又は事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定内容の変更）

第４条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第５条 本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれかから解約の申し出がないときは、同一内容で更に１年間継続し、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第６条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自１通を保有するものとする。

2023 年５月 29 日

甲　加茂市幸町２丁目３番５号
　　加　茂　市　長

乙　新潟市中央区八千代２－３－１
　　株式会社　NST 新潟総合テレビ
　　代表取締役会長 CEO

6-4　民間との協定（災害協定）

6-4-1　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

加茂市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する加茂市民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

第１条　甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的に開催するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。

２　連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べることができるものとする。

３　連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

第２条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1)　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第６条の２第１項の規定に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生した場合

(2)　原災法第 10 条第１項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

(3)　原災法第 15 条第１項各号に掲げる場合

２　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。

(1)　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第　77 号）第 19 条の 17 の規定により原子力規制委員会に報告する場合

(2)　電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第３条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合

(3)　原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合

(4)　原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、５パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合

(5)　気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合

(6)　核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生した場合

(7)　核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合

(8)　乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第１号に該当するときを除く。）

(9)　放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合

(10)　発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合

(11)　発電所周辺における震度３以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合

(12)　原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。）

(13)　原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合

(14)　前２号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないときを除く。）

(15)　保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合

(16)　気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合

(17)　機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により

速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合

(18)　従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合

(19)　原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合

(20)　原子炉等の内部で異物を発見した場合

(21)　発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合

(22)　前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合

３　通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

第３条　甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。

２　乙は、前項の現地確認に協力するものとする。

３　甲及び乙は、第１項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。

４　現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）

第４条　発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

（協定の変更）

第５条　この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

（協定の効力等）

第６条　この協定は、平成 25 年１月９日から効力を生ずるものとする。

２　甲と乙が平成 24 年２月９日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成 25 年１月８日限り廃止する。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成 25 年１月９日

甲　加茂市
　　加茂市長

乙　東京電力株式会社
　　代表執行役社長

6-4-2　災害時における応急対策に関する応援協定（加茂市建設業協会）

加茂市（以下「甲」という。）と加茂市建設業協会（以下「乙」という。）は、加茂市が行う災害応急対策に関する応援について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、加茂市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策及び復旧活動の実施について、必要があると認めるときは、乙に対し応援を要請することができる。

（防災活動等）

第２条　乙は、前条の規定による応援の要請を受けたときは、特別の理由がない限り甲の職員の指示により防災活動及び復旧作業又は建設資機材等の提供（以下「防災活動等」という。）を行うものとする。

（活動報告）

第３条　乙は、前条の防災活動等の実施にあたっては、活動経過等について随時甲に報告するとともに、業務を完了した場合は速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第４条　第１条の規定により、甲の要請する防災活動等に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　乙は防災活動等の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に対して請求するものとする。

（資機材等の報告）

第５条　乙は、防災活動等を円滑に実施するために必要な人員、資機材等の把握に努め、甲が求めたときは速やかに作業員及び資機材保有状況等を報告するものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、要請等に関する連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（細目）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が協議して別途定めるものとする。

（その他）

第８条　この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない

事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し甲乙記名のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和元年 10 月 1 日

甲　　加　茂　市
　　加 茂 市 長

乙　　加 茂 市 建 設 業 協 会
　　会　　長

6-4-3　災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定書（新潟県電気工事工業組合三条支部）

加茂市（以下「甲」という。）と新潟県電気工事工業組合三条支部（以下「乙」という。）とは、加茂市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における電気設備の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲の要請に応じ、乙が行う電気設備の復旧活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害時において乙の応援が必要であると認めるときには、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる復旧活動等について協力するものとする。

(1)　加茂市の公共施設の電気設備に関する被災状況の調査及び応急対策工事

(2)　応急対策工事に必要な電気設備資機材の提供及び斡旋

(3)　前２号に定めるもののほか、特に必要な電気設備に関する応援業務

（協力体制の整備）

第４条　乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、組合の会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

（要請の方法等）

第５条　第２条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　復旧活動等を実施する場所

(2)　被害の状況

(3)　復旧活動等の内容

(4)　前３号に定めるもののほか、必要な事項

（費用の負担）

第６条　甲の要請により、乙が復旧活動等に要した費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第７条　復旧活動等に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲及び乙で協議して定める。

（連絡体制の整備）

第８条　甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

２　甲及び乙は、連絡体制について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

（資料の交換）

第９条　甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時、次の各号に掲げる資料を共有するものとする。

(1)　連絡担当者及びその補助者の職及び氏名並びに連絡体制

(2)　災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況

(3)　その他必要な事項

（協議事項）

第 10 条　この協定の実施に関し、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第 11 号　この協定の期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に１年間更新するものとし、以後についても同様とする。

上記協定の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和元年 10 月１日

甲　加茂市幸町二丁目３番５号
加茂市
加茂市長

乙　三条市荒町二丁目 20 番 16 号
新潟県電気工事工業組合三条支部
支部長

6-4-4　災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書（新潟県ＬＰガス協会県央支部）

加茂市（以下「甲」という。）と新潟県ＬＰガス協会県央支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるＬＰガスの供給に関し、次のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、ＬＰガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を　設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発効する。

（ＬＰガス供給の協力要請）

第３条　災害時において甲がＬＰガスを必要としたときは、甲は乙に対し、ＬＰ　ガスの供給について要請することができる。

（ＬＰガス供給の確保）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、ＬＰガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（ＬＰガスの供給）

第５条　甲が乙に要請する災害時のＬＰガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

（ＬＰガス供給の要請手続等）

第６条　甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第７条　第２条及び第３条の規定により、乙が供給したＬＰガスの対価については甲が負担するものとする。

（指定避難所一覧の提出）

第８条　この協定の実施に際し、災害時に効率よく、且つ迅速にＬＰガス供給ができるよう、甲は乙に対し、当該地域の指定避難所の一覧を提出するものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第 10 条　この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和元年 10 月 3 日

甲　　新潟県加茂市幸町２丁目３番５号
　　加　茂　市
　　加 茂 市 長

乙　　新潟県加茂市寿町３番 17 号
　　新潟県ＬＰガス協会　県央支部
　　会　　長

6-4-5　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（介護老人保健施設さくら苑）

加茂市（以下「甲」という。）と医療法人社団白美会　介護老人保健施設さくら苑（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、加茂市内で大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合において、甲の要請に応じ、乙が福祉避難所の設置及び運営を行うことについ、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　要配慮者　福祉施設への入所又は医療機関への入院を要しない者であって、災害時に避難所で生活するに当たり特別な配慮を要する者をいう。

(2)　福祉避難所　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、災害発生時に必要な支援を受けることができる体制がされ、要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されている施設をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において、甲が設置する通常の避難所では対応が困難な要配慮者を支援するため、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1)　福祉避難所の開設

(2)　要配慮者及びその同伴者の福祉避難所への移送

(3)　福祉避難所における要配慮者の日常生活の支援

(4)　要配慮者の状況及び対応に関する記録の整備

(5)　その他特に甲が必要と認める事項

２　前項の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により行うものとする。

(1)　要配慮者及び同伴者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先

(2)　要配慮者の身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障を来たさない範囲で協力するものとする。

（運営管理）

第５条　乙は、福祉避難所の運営に当たり、次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1)　要配慮者の心身の状況が急変した場合に対応できる体制の確保

(2)　要配慮者の相談に対応できる介助員等の確保

（費用の負担）

第６条　甲の要請により、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した費用は、法定制度の利用を優先するものとし、上記以外の費用については甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、業務上知り得た要配慮者及びその同伴者等の個人情報を他に漏らしてはいけない。

（損害賠償）

第９条　この協定の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の責めについて甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に１年間更新するものとし、以後についても同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年４月１日

甲　　加茂市幸町２丁目３番５号
　　加茂市
　　加茂市長

乙　　加茂市千刈２丁目８番 13 号
　　医療法人社団白美会
　　介護老人保健施設　さくら苑
　　理 事 長

6-4-6　災害時における協力に関する協定書（ＮＰＯコメリ災害対策センター）

加茂市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、災害時の安定した住民生活の確保のため、株式会社コメリ（以下「丙」という。）の「コメリパワー加茂店」の駐車場（以下「店舗駐車場」という。）の利用、及び物資の取り揃えに関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（駐車場利用の協力要請）

第３条　災害時において、甲が店舗駐車場を緊急物資供給拠点等として利用することが必要なときは、甲は乙に対し、別図に基づき店舗駐車場の利用について要請することができるものとする。

（駐車場利用の要請に基づく協力）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙の了承を得た上で、丙の店舗被災復旧活動や事業活動を妨げない可能な範囲で、甲に協力するものとする。

２　店舗駐車場の使用期間、管理、運営、その他必要な事項について、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

（物資の取り揃えの協力要請）

第５条　災害時において、甲は乙に対し、被災状況に応じ必要な物資の取り揃えを要請することができるものとする。

（物資の取り揃えの要請に基づく協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特段の支障がない限り必要な物資を取り揃えるものとする。

（要請手続きの方法）

第７条　第３条及び第５条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（情報の交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害

時に備えるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定を定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自１通保有する。

令和元年 10 月１日

甲　新潟県加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市
加茂市長

乙　新潟県新潟市南区清水 4501 番地１
ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理事長

6-4-7　災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー(株)）

加茂市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、加茂市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、加茂市が加茂市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ加茂市の行政機能の低下を軽減させるため、加茂市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

１　本協定における取組みの内容は次の中から、加茂市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、加茂市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、加茂市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 加茂市が、加茂市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 加茂市が、加茂市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 加茂市が、災害発生時の加茂市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 加茂市が、加茂市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 加茂市が、加茂市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　加茂市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、加茂市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく加茂市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、加茂市から提供を受ける情報について、加茂市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、加茂市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、加茂市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、加茂市とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和２年 10 月１日

加茂市：新潟県加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市
加 茂 市 長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役

6-4-8　災害時の応援業務に関する協定書（新潟県測量設計業協会）

（趣旨）

第１条　この協定は、加茂市地域防災計画に基づき、加茂市（以下「甲」という。）と一般社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、加茂市内において災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

(1)　市管理公共土木施設等の被災状況の調査

(2)　市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計

(3)　前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（協力体制の整備改善）

第４条　乙は、災害時に円滑な協力体制が図れるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、第２条の規定に基づく要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(1)　必要な協力内容

(2)　業務を実施する場所

(3)　前２号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

（経費の負担）

第６条　甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡体制の整備）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

２　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障が来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

（協定の期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から令和３年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年２月 20 日

甲　　加茂市幸町２丁目３番５号
　　加茂市長

乙　　新潟県新潟市中央区白山浦１丁目 621 番地 22
　　大塚第３マンション 201 号
　　一般社団法人　新潟県測量設計業協会
　　会長

6-4-9　災害時の応援業務に関する協定（新潟県農業土木技術協会）

（趣旨）

第１条　この協定は、加茂市が社団法人新潟県農業土木技術協会に対し、加茂市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

（応援要請の窓口）

第２条　加茂市長（以下「甲」という。）及び社団法人新潟県農業土木技術協会会長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援業務の種類）

第３条　応援業務の種類は次のとおりとする。

(1)　管内の農地・農業用施設等の被災状況の調査

(2)　管内の農地・農業用施設等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計

(3)　前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第４条　甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

(1)　応援の場所

(2)　被害の状況

(3)　応援業務の内容

(4)　その他必要な事項

（協力）

第５条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

（費用の負担）

第６条　甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

（資料の交換）

第７条　甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

(1)　連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

(2)　その他必要事項

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

（適用）

第９条　この協定は、令和２年３月 13 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月 13 日

甲　加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市
加茂市長

乙　新潟県新潟市中央区東大通１丁目７番 10 号
新潟セントラルビル４階
一般社団法人　新潟県農業土木技術協会
会長

6-4-10　災害時における応急対策に関する応援協定（加茂市管工事業協同組合）

加茂市（以下「甲」という。）と加茂市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、加茂市が行う災害応急対策に関する応援について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、加茂市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策及び復旧活動の実施について、必要があると認める時は、乙に対し応援を要請することができる。

（防災活動等）

第２条　乙は、前条の規定による応援の要請を受けたときは、特別の理由がない限り甲の職員の指示により防災活動及び復旧作業又は給排水資機材等の提供（以下「防災活動等」という。）を行うものとする。

（活動報告）

第３条　乙は、前条の防災活動等の実施にあたっては、活動経過等について随時甲に報告するとともに、業務を完了した場合は速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第４条　第１条の規定により、甲の要請する防災活動等に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　乙は防災活動等の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に対して請求するものとする。

（資機材等の報告）

第５条　乙は、防災活動等を円滑に実施するために必要な人員、資機材等の把握に努め、甲が求めたときは速やかに作業員及び資機材保有状況等を報告するものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、要請等に関する連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（細目）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が協議して別途定めるものとする。

（その他）

第８号　この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し甲乙記名のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和２年６月 15 日

甲　　加茂市
　　加茂市長

乙　　加茂管工事業協同組合
　　理事長

6-4-11　災害時の協力に関する協定書（東北電力ネットワーク(株)新潟県央電力センター）

加茂市（以下「甲」と言う。）と東北電力ネットワーク株式会社 新潟県央電力センター（以下「乙」と言う。）は，災害時の協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲，乙は，大規模地震及び風雪水害等の災害発生に伴い，大規模な停電等が発生した場合において，双方が緊密な連携を保ち，市民等の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第２条　甲，乙は，それぞれ早期の状況把握に努めるとともに，必要な災害情報を共有するものとする。

２　乙は，大規模な停電等が発生した場合，停電地域，停電戸数，停電の原因，停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

３　乙は，第１項について，ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は，甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（市災害対策本部への社員の派遣）

第３条　大規模地震及び風雪水害等による大規模な災害により停電等が発生，あるいは発生の恐れがあり，甲が災害対策本部を設置した場合，乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

２　派遣されたリエゾンは，災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり，必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第４条　災害により大規模な停電が発生した場合，乙は，乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで，優先順位を見極めながら医療機関（総合病院），災害復旧対策の中枢となる官公署・避難場所等，重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項を実施するにあたり，甲乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし，重要施設リスト等により共有するものとする。

３　電力設備の復旧にあたり，前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については，甲，乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第５条　積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第６条　積雪，なだれ，土砂災害，倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり，乙の電力復旧作業に支障をきたした場合，甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第７条　大規模地震及び風雪水害等による大規模な災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場，駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては，乙は甲に対し別表に掲げる施設及び敷地の優先使用を要請し，甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は，甲，乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため，甲，乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

2020 年９月 11 日

甲　加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市役所
加茂市長

乙　三条市旭町１丁目 11 番２号
東北電力ネットワーク株式会社
新潟県央電力センター
所長

別表（第６条関係）

災害時における電力復旧のための拠点場所	
名　　称	所　在　地
加茂市川西野球場	加茂市大字加茂新田 3173
加茂七谷温泉美人の湯駐車場	加茂市大字宮寄上 13-1
七谷コミュニティーセンター駐車場	加茂市大字下大谷 1045-1
加茂市産業センター駐車場	加茂市幸町 2-2-4
その他甲が指定する場所	

6-4-12　防災パートナーシップに関する協定（(株)新潟放送）

加茂市（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送（以下「乙」という。）は、災害時等における防災パートナーシップに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）
第１条　本協定は、加茂市内の地震、豪雨、豪雪、暴風、大規模火災、その他の災害の発生時又は発生のおそれがある場合に備え、甲と乙が連携して、加茂市民（以下「市民」という。）に対し、必要な災害情報を迅速に提供することにより、被害を軽減し、市民の安全確保を図るほか、平常時から甲と乙が互いに協力して、防災活動に取り組むことにより、防災意識の向上に寄与することを目的とする。

（災害時の情報伝達の要請）
第２条　甲は、避難情報等の市民への情報提供について、急を要すると判断した場合は、乙に対し、テレビやラジオ、インターネット等による情報伝達を要請することができる。

（災害情報の提供）
第３条　甲は乙に対し、災害の規模や被害の状況、避難場所の開設及び復旧の見通しなど、災害に関する情報を可能な限り速やかに提供するよう努める。
２　甲は、乙の要請に基づき、災害発生時の状況や被害規模などを把握する担当者が、電話などの通信手段を使った生中継などに可能な限り協力するよう努める。

（災害情報の伝達）
第４条　乙は、災害の発生時又は発生のおそれがある場合は、甲の要請に基づき、提供を受けた防災情報について、テレビやラジオ、インターネット等を通じ、市民への速やかな情報伝達に努める。
２　乙は、伝達の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、市民に災害情報の伝達を行う。

（平常時の連携）
第５条　甲及び乙は、防災のため使用する目的で、被災の映像や写真、画像データ等の提供を互いに要請することができる。要請があった場合は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲で提供する。
２　甲は、市民を対象に防災に関する学習会等を開催する場合、乙に協力を要請することができる。乙は講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

（費用負担等）
第６条　本協定に基づく甲乙それぞれの対応に掛かる費用は、各自が負担するものとする。

（担当者等の決定）
第７条　甲及び乙は、平常時から相互に連絡を取り合うための連絡責任者及び担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段等を互いに通知する。また、これらの事項を変更するときは、直ちに相手方に通知する。

（協定の期間）
第８条　本協定の期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間満了の３か月前までに甲乙双方から書面による異議申立てがない場合は、引き続き１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）
第９条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって協議の上、決定する。

本協定の証として、本書を２通作成し、甲乙が署名の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和３年１２月２２日

甲　加 茂 市
加茂市長

乙　株式会社　新潟放送
代表取締役社長

6-4-13　災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

加茂市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。)は、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、加茂市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物質の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この協定において「物資」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）
第３条　甲は、災害時に物資の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。
２　甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）
第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の供給方法）
第５条　甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。
２　甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（物資の納入方法）
第６条　乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。
２　甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。
３　甲は、物質の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の対価等）
第７条　物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　物質の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（被災による制限）
第８条　乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

（協議事項）
第９条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙が署名の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和　４年　４月　１日

甲　新潟県加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市
加茂市長

乙　東京都中央区日本橋３丁目１２－２　朝日ビルヂング７階
株式会社アクティオ
代表取締役社長

6-4-14　災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書（太陽工業株式会社）

加茂市（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために、その必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

２　前項の要請は、原則として、別記第１号様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第３条　前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（１）エアテント（マク・クイックシェルター）

（２）間仕切り（クイックパーテーション）

（３）天幕大型テント

（４）その他甲が指定する物資

（物資供給への協力）

第４条　乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに物資の供給に努めるものとする。

２　乙は甲に物資の供給を実施したときは、別記第２号様式により、その実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙が運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、第４条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等に係る経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者の指定）
第７条　協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に別記第３号様式により文書で報告するものとする。
２　甲乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

（車両の通行）
第８条　甲は乙が災害時に物資を運搬する際には、乙の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（平時の活動）
第９条　甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（雑則）
第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名又は記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和４年（2022 年）４月１９日

甲　新潟県加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市
加茂市長

乙　東京都世田谷区池尻２丁目３３番１６号
太陽工業株式会社
代表取締役社長

6-4-15　災害時における相互協力に関する基本協定（東日本電信電話株式会社）

加茂市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

⑴　甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設等）のリスト（更新の都度随時提供）

⑵　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報

⑶　乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報

⑷　甲乙それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

⑴　通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施

⑵　甲及び乙が所有する施設・用地等の利用

⑶　指定避難所等への通信手段の確保

⑷　住民への通信中断情報等の周知のための、甲及び乙が有する広報手段の利用

⑸　甲乙協議の上、甲又は乙の職員の相手方への派遣。

（平時における連携）

第５条　甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧等を迅速かつ円滑に行うため、平時から次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力を行う。

⑴　計画的な樹木伐採等の取組

⑵　災害時にも通信を継続するための取組

⑶　重要設備の防災対策に対する取組

⑷　その他必要な防災対策に関する取組

（覚書の締結）

第６条　甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）
第７条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）
第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（損害賠償）
第９条　損害賠償については、次のとおりとする。
⑴　甲又は乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
⑵　甲又は乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。
２　前項各号に該当しない補償は、甲乙が協議の上、解決にあたるものとする。

（協議）
第10条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自１通を保有する。

令和４年　４月２２日

甲　　新潟県加茂市幸町２－３－５
　　加茂市長

乙　　新潟県新潟市中央区東堀通７番町１０１７－１
　　東日本電信電話株式会社　埼玉事業部
　　新潟支店長

6-4-16　災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）

加茂市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、加茂市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

⑴　「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

⑵　「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

⑶　「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

⑷　「避難所等」とは、支援物資の配達先となる加茂市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

⑸　「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、加茂市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第４条　甲は、第３条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

⑴　避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

⑵　配送時における被災者の物資ニーズの収集

⑶　甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

⑷　荷役作業に必要な人員及び機材の提供

２　甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資受入及び配送並びに派遣の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第６条　乙は、第４条第１項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

２　乙は、第４条第２項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

３　甲及び乙は、第４条及び第６条前２項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第７条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

（損害の負担）

第９条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第 10 条　本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第 11 条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第 12 条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

（平時の活動）
第 13 条　甲乙は、この協定に基づく支援物資の受入及び配送等が災害時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換等を適宜行うよう努めるものとする。

（協議）
第 14 条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）
第 15 条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　４年　６月２１日

甲　新潟県加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市
加茂市長

乙　長野県須坂市大字井上 700 番地の 1
佐川急便株式会社　信越支店
支店長

6-4-17　災害時における法律相談業務に関する協定書（新潟県弁護士会）

加茂市（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）とは、加茂市内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定めるものをいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）
第１条　甲は、災害時において、乙に対して、法律相談会の開催を要請することができる。
２　諸般の事情から、乙において緊急に法律相談を行う必要を認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（相談担当者の連絡）
第２条　乙は、前条記載の法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。但し、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。
２　法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。但し、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（相談場所の確保及び広報）
第３条　甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。但し、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うこともできる。

（報告）
第４条　乙は、実施した法律相談の件数、相談内容の概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

（費用負担）
第５条　甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、被災者が費用負担しないことを相互に確認する。
２　甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（平時における準備）
第６条　甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、乙の作成する災害時Ｑ＆Ａ集その他情報要求、甲が行う防災関連事業への連携・協力、その他情報交換や連携協力に努めるものとする。

（協議解決）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。但し、期間満了の１か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名の上、各１通を保有する。

令和４年１１月１７日

甲　加茂市幸町２丁目３番５号
　　加茂市
　　加茂市長

乙　新潟市中央区学校町通１番町１番地
　　新潟県弁護士会
　　会　長

6-4-18　災害時における登記相談業務に関する協定書（新潟県司法書士会）

加茂市（以下「甲」という。）と新潟県司法書士会（以下「乙」という。）とは、加茂市内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定めるものをいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して行う登記相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）

第１条　甲は、災害時において、乙に対して、登記相談会の開催を要請することができる。

２　諸般の事情から、乙において緊急に登記相談を行う必要を認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（相談担当者の連絡）

第２条　乙は、前条記載の登記相談を行う場合には、速やかに登記相談担当者を選出し、甲へ登記相談担当者名簿を提出する。但し、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

２　登記相談担当者は、乙の会員司法書士であることを原則とする。但し、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない司法書士を派遣することができる。

（相談場所の確保及び広報）

第３条　甲は、登記相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。但し、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うこともできる。

（報告）

第４条　乙は、実施した登記相談の件数、相談内容の概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第５条　甲と乙は、この協定に基づく登記相談業務は、被災者が費用負担しないことを相互に確認する。

２　甲は、乙に対し、この協定に基づく登記相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（平時における準備）

第６条　甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、乙の作成する災害時Ｑ＆Ａ集その他情報要求、甲が行う防災関連事業への連携・協力、その他情報交換や連携協力に努めるものとする。

（協議解決）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定書締結日から１年間とする。但し、期間満了の１か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名の上、各１通を保有する。

令和　５年　５月　８日

甲　加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市
加茂市長

乙　新潟市中央区笹口１丁目１１番地１５
新潟県司法書士会
会　長

6-4-19　災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定書（社会福祉法人　加茂福祉会）

加茂市（以下「甲」という。）と社会福祉法人加茂福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、加茂市内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を加茂市地域防災計画に定める福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第２条　協定により福祉避難所として開設する施設が受け入れる対象者（以下「要支援者」という。）は、次に掲げる避難行動要支援者のうち、社会福祉施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者をいう。

（１）介護保険要介護認定者（要介護３以上の者）

（２）身体障がい者（障害の程度が１級及び２級の者）

（３）知的障がい者（療育手帳Ａ判定の者）

（４）精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳１級の者）

（５）その他支援が必要であると市長が認めた者

（家族等の支援者）

第３条　福祉避難所においては、前条に規定する者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うため、必要な家族等の支援者（以下「支援者」という。）を受け入れるものとする。

（指定施設）

第４条　協定に基づき、福祉避難所として指定する施設（以下「本件施設」という。）は、以下のとおりとする。

名　称	所在地
平成園	加茂市石川２－２４７２－１
第二平成園	加茂市石川２－２４７３－１
第三平成園	加茂市神明町１－７－１

（福祉避難所の開設及び管理運営）

第５条　甲は、災害時において、福祉避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができるものとする。

２　甲は、前項に基づき福祉避難所を開設するときは、原則として書面によりその旨を通知するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、前項の規定により福祉避難所の開設通知を受けた場合は、福祉避難所を開設し、

管理運営を行うものとする。
４　乙は、前項の管理運営において、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）要支援者等の日常生活上の支援及び相談
（２）要支援者及び支援者の状況の急変等に対応できる体制の確保
（３）要支援者の状況及び対応に関する記録の整備
（４）その他甲の要請により、乙が応じられる事項
５　乙は、福祉避難所の管理運営に係る事故等の責任は負わないものとする。

（避難者名簿の作成）
第６条　乙は、第２条及び第３条の規定により要支援者等を受け入れるときは、要支援者等の氏名、年齢、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとする。

（ボランティアの派遣要請）
第７条　乙は、第２条に規定する者の生活に必要な援助を行うために必要があると認めたときは、甲に対して、ボランティアの派遣を要請できるものとする。

（利用対象者の避難手段）
第８条　第２条に規定する者の避難手段は、原則として支援者が行うものとする。ただし、支援者による移送が困難であると判断した場合は、乙に協力を求めることができる。

（連絡責任者）
第９条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（個人情報の保護）
第 10 条　乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、業務上知り得た要支援者及び支援者の個人情報を他に漏らしてはならない。

（福祉避難所の閉鎖）
第 11 条　甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を本件施設以外へ誘導した場合など、本件施設の福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に書面により通知するものとする。
２　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（備蓄及び訓練）
第 12 条　甲及び乙は、災害時に備えて、飲料水及び食料等の備蓄に努めるものとする。
２　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

（費用負担）
第 13 条　福祉避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって本件施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定

するものとする。
３　甲が負担する管理運営に係る費用については、次の範囲とする。
（１）介助員等に関する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
（２）要支援者及び支援者の支援に係る食事等の費用及び光熱費等
（３）要支援者及び支援者の移送に係る燃料等の経費
（４）その他の業務で、甲が必要と認めるもの
４　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（請求及び支払）
第 14 条　乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、書面により請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから１か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

（平時からの高齢者等の見守りへの協力）
第 15 条　乙は、平時から甲が実施する高齢者等の見守り施策に対して、業務に支障がない範囲で協力するよう努めるものとする。

（意見交換会）
第 16 条　甲及び乙は、必要に応じ、協定の実施について必要な意見交換会を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（有効期間）
第 17 条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）
第 18 条　本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年　６月　１日

甲　加茂市幸町２丁目３番５号
加茂市
加茂市長

乙　加茂市石川２丁目２４７３番１号
社会福祉法人　加茂福祉会
理事長

7　その他

7-1　自衛隊派遣要請様式

7-1-1　自衛隊災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	加茂市長
担当課名	課　　係
	担当者名
	電話　　その他
派遣要請依頼日時	年　月　日（　）　時　分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年　月　日（　）から　年　月　日（　） 年　月　日（　）から必要とする期間
派遣を希望する区域	
現地連絡員	課　　係　担当者名：
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

送信先：新潟県防災局　危機対策課　危機対策第１　　FAX　025-252-1640

7-2　火災・災害等即報基準

7-2-1　消防庁への火災・災害等即報基準

<table>
<tr><th colspan="4">火災・災害等区分</th><th>即報基準</th></tr>
<tr><td rowspan="7">災害即報</td><td colspan="3">一般基準</td><td>(1)　災害救助法の適用基準に合致するもの
(2)　県又は市が災害対策本部を設置したもの
(3)　災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合同一災害で大きな被害を生じているもの
(4)　気象業務法第13条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
(5)　自衛隊に災害派遣を要請したもの</td></tr>
<tr><td rowspan="5">個別基準</td><td rowspan="5">災害</td><td>地震</td><td>(1)　県又は市内で震度５弱以上を記録したもの
(2)　人的被害又は住家被害が生じたもの</td></tr>
<tr><td>津波</td><td>(1)　津波警報又は津波注意報が発表されたもの
(2)　人的被害又は住家被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td>風水害</td><td>(1)　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(2)　洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(3)　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td>雪害</td><td>(1)　積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(2)　積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの</td></tr>
<tr><td>火山災害</td><td>(1)　噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
(2)　火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">社会的影響基準</td><td>一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">火災即報</td><td colspan="3">一般基準</td><td>(1)　死者が３人以上生じたもの
(2)　死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
(3)　自衛隊に災害派遣を要請したもの</td></tr>
<tr><td rowspan="7">個別基準</td><td rowspan="5">火災</td><td>建物火災</td><td>(1)　特定防火対象物で死者が発生した火災
(2)　高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
(3)　大使館・領事館又は国指定重要文化財の火災
(4)　特定違反対象物の火災
(5)　建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災
(6)　他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
(7)　損害額が１億円以上と推定される火災</td></tr>
<tr><td>林野火災</td><td>(1)　焼損面積が10ha以上と推定されるもの
(2)　空中消火を要請又は実施したもの
(3)　住家等へ延焼するおそれがあるもの</td></tr>
<tr><td>交通機関の火災</td><td>(1)　航空機火災
(2)　タンカー火災
(3)　船舶火災であって社会的影響度が高いもの
(4)　トンネル内車両火災
(5)　列車火災</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災</td></tr>
<tr><td colspan="2">石油化学コンビナート等特別防災区域内の事故</td><td>(1)　危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
（例示）
危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
(2)　危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
(3)　特定事業所内の火災（(1)以外のもの。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">危険物等に係る事故</td><td>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
(1)　死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明を生じたもの</td></tr>
</table>

			(2)　負傷者が５名以上発生したもの (3)　周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの (4)　500キロリットル以上のタンク火災、爆破又は漏えい事故 (5)　海上、河川への危険物等流出事故 (6)　高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
		原子力災害等	(1)　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (2)　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3)　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの (4)　放射性同位元素等取扱事務所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
		その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
		消防職員及び消防団の消火活動等に伴う重大事故	
	社会的影響基準		一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合
救急・救助事故即報			(1)　死者が５人以上の救急事故 (2)　死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3)　要救助者が５人以上の救助事故 (4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故 (5)　消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6)　消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 (7)　自衛隊に災害派遣を要請したもの (8)　その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） （例）・列車、航空機、船舶に関わる救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
武力攻撃災害即報			(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年 法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 (2)　国民保護法第172条第１項にケ呈する緊急対処辞退における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

7-2-2　消防庁への直接即報基準

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>即　　報　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">火災等即報</td><td>建物火災</td><td>ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</td></tr>
<tr><td>交通機関の火災</td><td>１）航空機火災
２）タンカー火災
３）社会的影響度が高い船舶火災
４）トンネル内車両火災
５）列車火災</td></tr>
<tr><td>危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故</td><td>１）死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの
２）負傷者が５名以上発生したもの
３）危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
４）危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
② 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
５）市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
６）市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</td></tr>
<tr><td colspan="2">爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む）</td></tr>
<tr><td colspan="2">救急・救助事故即報</td><td>死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
１）列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
２）バスの転落等による救急・救助事故
３）ハイジャックによる救急・救助事故
４）映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
５）その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">武力攻撃災害等速報</td><td>１）武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）
２）武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">災害即報</td><td>地震</td><td>区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無は問わない）</td></tr>
<tr><td>津波</td><td>死者又は行方不明者が生じたもの</td></tr>
<tr><td>風水害</td><td>死者又は行方不明者が生じたもの</td></tr>
<tr><td>火山災害</td><td>死者又は行方不明者が生じたもの</td></tr>
</table>

7-3　消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊　電　話　025(270)0263
ＦＡＸ　025(270)0265

1	要請団体	発信者
2	災害種別	（１）救急　（２）救助　（３）火災　（４）自然災害
3	要請内容	(1)救急　(2)救助　(3)消火　(4)偵察　(5)物資輸送
4	発生場所目標	（市町村）　番地 目標
5	発生日時	年　月　日（　曜日）　時　分頃
6	事故概要又は災害概要	
7	気象	天候　風向　風速　m／s　気温　℃ 視界　m（　警報・注意報）
8	出場先 臨着場	場所　（市・町・村）　番地 目標（名称）　要請側病院名
9	搬送先 臨着場	場所　（市・町・村）　番地 目標（名称）　要請側病院名
10	傷病者等	傷病者名　M・T・S・H・R　年　月　日生 傷病名　程度（重・中・軽）男・女　歳
11	現地搭乗者	（有・無）職名　氏名
12	消防隊指揮者 コールサイン	指揮者名　コールサイン 無線種別（主運用波６・統制波１・２・３）
13	他の航空機の活動要請	（有・無）　機関名　氏名
14	要請日時	年　月　日（　曜日）　時　分
※	以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。	
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名　コールサイン 無線種別（主運用波６・統制波１・２・３）
2	到着予定時刻	年　月　日（　曜日）　時　分
3	活動予定時刻	時間　分
4	必要資機材	
※	その他の特記事項	
	受信者	